## 令和5年度 社会福祉法人白寿会 事業計画



#### ● 令和4年8月

納涼祭の代替として「井通手筒花火乃會」の皆さんにおける手筒花火大会を開催しました。

1	社会福祉法人白寿会	令和5年度事業計画	 P	002
2	特別養護老人ホーム白寿園	令和5年度事業計画	 P	011
3	白寿園居宅介護支援事業所	令和5年度事業計画	 P	034
4	白寿園第二居宅介護支援事業所	令和5年度事業計画	 P	041
5	磐田市竜洋地域包括支援センター	令和5年度事業計画	 P	048
6	白寿園ショートステイ	令和5年度事業計画	 P	063
7	デイサービスセンター白寿園一般型	令和5年度事業計画	 P	072
8	白寿園研修センター	令和5年度事業計画	 P	080
9	白寿園ケアハウス	令和5年度事業計画	 P	090
10	特別養護老人ホーム第二白寿園	令和5年度事業計画	 P	097
11	白寿園ホームヘルプサービス	令和5年度事業計画	 P	113
12	なないろ保育園	令和5年度事業計画	 P	121

#### 1. 令和5年度 社会福祉法人 白寿会事業計画

No.	タイトル	No.	小項目
1	基本方針(理念)		
		2 - 1	理事会・評議員会の開催
		2 - 2	経営戦略会議の開催
		2 - 3	監事監査の開催
		2 - 4	事業管理(事業所の統括及び内部監査)
2	事業運営計画	2 - 5	人事管理
		2 - 6	労務管理
		2 - 7	財務管理
		2 - 8	令和5年度の主要な取組み
		2 - 9	危機管理
3	制度改正の概要	3 - 1	令和6年度介護保険制度改正の概要
4	地域における公益的な取組み	4 - 1	
5	第二白寿園増築及び開設準備	5 - 1	令和6年度開設に向けた取り組み
6	令和5年度年間行事予定	6 - 1	

#### 1. 基本方針(理念)

社会福祉法第24条/介護保険法第115条の32

社会福祉法人白寿会(以下当法人と省略)は、社会福祉事業及び介護保険事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、介護サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります。特に平成26年度にはインフルエンザの発生について静岡県の規則に基づき報道発表に至った経緯を省みて感染症の予防対策の徹底をアメニティの創造の主要項目に位置づけます。また、コンプライアンスの徹底については本計画において各事業の法的根拠を掲載します。なお、社会福祉法第24条第3項に位置付けられた「地域における公益的な取組み(地域貢献)」についても法人の基本理念として明文化します。

- 1 アメニティ(安心・安全・清潔で、質の高いサービスの提供を行う快適な空間)の創造
- 2 福祉を担う人材の安定的確保、人材の育成
- 3 利用者の尊厳の保持と自立支援を図ること
- 4 コンプライアンス (法令遵守) の徹底
- 5 地域における公益的な取組み
- 6 経営の安定・強化

#### 2. 事業運営計画

#### 2-1 理事会・評議員会の開催

当法人の運営に関わる事業計画・報告、予算・決算の審議および、その他の重要な案件の審議、並びに法令順守の徹底を図るために定期または随時に評議員会、理事会等を開催します。なお、改正社会福祉法の規定に基づき、評議員会を議決機関として位置づけ、理事会を業務執行に関する意思決定機関と位置づけます。本年は理事の改選を予定しています。

#### [1] 定期

5月	監事監査
6月	第1回理事会 法人・事業所の <mark>令和4年度</mark> 事業報告
6月	第1回評議員会-決算の承認 第2回理事会 理事長互選
9月	第3回理事会 令和5年度4~8月期の運営状況の報告
11月	第2回評議員会/第4回理事会 令和5年度前期運営報告・令和5年度補正予算
3月	第3回評議員会/第5回理事会 令和6年度度事業計画及び予算等の承認

#### [2] 随 時

臨時に行う重要な案件の審議

#### 2-2 経営戦略会議の開催

当法人全般の運営に関する事項、人事・予算に関する事項等、重要な案件及び当法人の中・長期計画の審議を行う場として経営戦略会議を隔月に開催します。

#### 2-3 監事監査の開催

当法人及び法人内の所属事業所の会計・財産の状況、業務執行の状況を監査するために、定期を5月として監事監査を開催します。また、事業活動に関する監事監査について四半期を目途に 実施し、各種サービス運営の適正化に努めます。

#### 2-4 事業管理(事業所の統括及び内部監査)

法令遵守の徹底、適切な事業運営の管理を行うため、上記理事会・評議員会、経営戦略会議の開催、監事監査の実施の他に、施設及び事業所ごとに等年度の事業計画を作成し、当該計画に基づく事業を運営します。また、事業所の枠を超えた表 01 の「委員会」を法人内に作り事業の運営の円滑化を図ります。なお、法人内で表 02 の優先入所検討会及び苦情解決委員会、表 03 内部監査を実施し事業の適正な運営を確保します。また、研修センター主催の管理職研修では介護保険法に規定する業務管理体制に基づき法令遵守に資する取り組みを行います。

#### ■表 01 社会福祉法人白寿会の内部委員会等 (本計画第13章において詳細を掲載)

No.	委員会の名称	主な活動内容
01	虐待防止検討委員会 (身体拘束廃止委員会)	静岡県規則第 10 号(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び 運営に関する規則)第 38 条の 2 / 第 14 条第 4 項に基づき、入 所者の虐待防止及び身体拘束を廃止するための活動。指定施 設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
02	事故防止委員会	静岡県規則第10号第30条第1項第3号に基づく、事故発生の 防止のための活動。令和4年度からは情報漏洩に係る事故に ついても対応する。
03	感染対策委員会	静岡県規則第10号 <mark>第25条</mark> 第2項第1号に基づく、衛生管理活動。平成24年度からはたんの吸引等に関する進捗状況管理を行うことも活動内容に追加する。
04	褥瘡予防委員会	静岡県規則第10号第15条第5項に基づく、入所者の褥瘡の発生の防止を図る活動。指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
05	防災委員会	静岡県規則第10号第7条に規定された非常災害対策の活動。
06	広報委員会	広報紙「かぜのまちだより」の発行、ホームページの管理を 通した白寿会のPR活動、白寿会人材確保に関するパンフレット作成。
07	福利厚生委員会	職員の親睦活動の企画・実施。

平成 23 年に制定された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律」により、居宅サービスや施設について従来は厚生労働省令で定められていたそれぞれの人員・設備・運営に関する基準が、都道府県または市町村の条例に委任されることになり、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、静岡県規則第 10 号 (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則)等に変更されています。

#### ■ 表 02 社会福祉法人白寿会の優先入所検討会/苦情解決委員会/家族会

(1)	優先入所検討会 年4回開催		
	介護老人福祉施設白寿園の入所の可否及び優先入所順位の決定。		
	同日に白寿園と第二白寿園の優先入所検討会をそれぞれ個別開催する。		
	待機の状況によっては臨時での開催を検討。		
(2)	苦情解決委員会 令和5年12月 開催予定		
	法人内の各事業に関する苦情内容の報告。改善策の提案。		
(3)	白寿園家族会   実施予定		
	白寿園の行事、園内清掃へのご協力等。白寿園と第二白寿園で一体的に運営します。		

#### ■ 表 03 社会福祉法人白寿会内部監查項目

	指定	<b>芝基準に関する遵法状況の確認</b>	
A	1	静岡県規則第10号(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則)	
	2	静岡県規則第9号(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則)	
	3	静岡県規則第13号(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則)	
	4	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	
	(5)	磐田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則	
	6	磐田市の総合事業に関する規則	
	7	児童福祉法及び子供子育て支援法	
	介護	<b>養報酬算定の根拠の確認</b>	
	1	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準	
	2	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準	
В	3	指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準	
	4	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	
	(5)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	
	6	磐田市の総合事業に関する報酬の基準	
С	令和5年度事業計画の進捗状況		
D		令者虐待防止法に伴う地域包括支援センターの社会福祉士による虐待防止のための監 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
査及び指導     査及び指導		めび指導	
Е	その他必要な事項ー質の高い介護サービスを提供するための介護技術の習得状況の確認		

#### <u>2−5</u> 人事管理

法人本部は人材育成と確保の観点から、介護従事者の社会的な需給状況を把握するとともに、 魅力ある職場作りを推進します。その一環として、福利厚生の充実に資する見直しを行います。 また、職員のスキルアップ支援として、研修センターを中心に、職員会議等の場で資質向上のた めの研修会を実施するとともに、介護職員初任者研修、介護支援専門員等の資格取得に向けた支 援を行います。また、定期的に介護職員の医療研修を計画的に受講させる予定です。

また、職員の定着及び資質向上を目的としてOJT (On-the-Job Training/職場内教育)の確立を図るとともに、従前から行っている職員教育における自己評価のツールとして、社会福祉法人白寿会人事考課シートによる自己評価などを行います。

職員の人材確保については、令和4年度は学卒の新人を確保することができませんでした。後 術する第二白寿園の増床に向けても職員確保が課題となります。令和5年度においてはまず、職 員募集に係るパンフレットの作成、ホームページの定期的な更新及び各種教育機関との連携の強 化を図り人材確保の取り組みを強化します。また、特定技能実習生の受け入れの検討を行ってい きたいと考えます。

#### 2-6 労務管理

法人本部は、適正な労務管理を実施するために労働基準法および労働安全衛生法等の法規制を 遵守します。特に就業規則に基づいた労務管理の進捗を監視することで、効率的な労務環境を確立します。また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴った介護休暇の取得なども可能とする体制を構築します。

令和3年度から毎月開催している労働安全衛生法に基づく「衛生委員会」を令和4年度も継続 開催し、労働環境の改善に努めます。

#### 2-7 財務管理

当法人本部は、健全な事業経営を推進するために、各月において「管理経営会議」「運営会議」を開催し、予算及び事業実績の執行状況について監視(分析)・管理していきます。この会議は、事業活動による資金収支の状況、実績の進捗・課題・展望を主たる内容とします。また、前述のとおり「経営戦略会議」を開催し、経営上の重要な案件について審議します。なお、本計画では経営状況の把握・分析を可能とするため、事業ごとに利用者数等に係る数値目標を定めています。

#### 2-8 令和5年度の主要な取組

令和5年度は、後述する第二白寿園の増床に向けた取り組みが本格化します。また、静岡県の 運営指導が行われる見込みです。令和4年度は、各事業所において新型コロナウイルス感染症が 発生し、多大なる影響が出ました。感染症の分類が変更になる見込みですが、今後もBCPの活 用による事業運営に心掛けます。現時点では窓越し面会が中心ですが、対面式面会の再開につい て検討が必要と考えます。

また現在、株式会社昌和から「デイサービスせんず堂」の事業承継の申し出を受けています。 社会福祉法人としての見地から、安全かつ確実で健全性の高い資金運用(投資)は必須事項です。 また、法人設立の根拠法が異なることから、事業の「譲渡・譲受」という形になると思われます。 今後の展望を含め、白寿会にとっての有益性を確認しながら検討していきます。

#### 2-9 危機管理

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、令和4年度に起きた豪雨災害などの自然災害の発生を踏まえ、当法人では消防計画の見直しと、計画に基づく防災訓練の実施を行っています。前述の静岡県規則第10号などにおいては従来の厚生労働省基準よりも細かい規定となりました。具体的には、①月に1回、避難訓練、救出訓練を実施すること、②地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じた災害計画の作成、③地域で実施される防災訓練への参加、④防災教育、⑤非常災害に備えた食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄などが示されています。これらの規則を遵守し、当施設の「防災力」を高めていきます。

#### (a) 感染予防の体制の構築

令和3年度の基準省令の改正では、すべての介護保険施設/事業所を対象に感染症対策の強化と業務継続計画(BCP)の策定が義務付けられました。同省令に基づき、当法人においても、感染対策委員会の設置、法人全体及び事業所単位での指針の整備、研修、シミュレーション訓練の実施を行ってきました。また、懸案となっていた業務継続計画(BCP)の策定も令和4年1月から順次整備しているところです。令和5年度においては、業務継続計画(BCP)をすべての部署で作成できるよう取り組みを進めます。

#### **b** 連携の強化

新型コロナウイルス感染症の予防のために、白寿園の山崎先生、大津先生との連携を強化し適宜ご指示をいただき対応を進めます。また、上記、感染対策委員会を軸に感染症対策の徹底/部署間の連携を強化します。また、ご家族との連携や必要な協力を求めます。入所者のご家族については、定期的に施設の状況を伝え、面会等の協力、ワクチン接種の同意などをお願いしていきます。また、在宅サービス利用者のご家族等については、令和4年2月24日に県介護保険課から発出された「居宅介護支援事業所管理者様及び地域包括支援センター管理者様へのお願い(サービス利用者の新型コロナウイルス感染症への対応)」に基づきコロナ発生の場合の連絡体制を周知しているところです。

#### 3. 制度改正の概要

#### 介護保険制度の見直しに関する意見(概要)① (令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会)

○全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備が必要。

○次期計画期間中に2025年を迎えるが、今後、85歳以上人口の割合が上昇し、サービス需要や給付費は増加する一方、生産年齢人口は急減。 地域ニーズに対応したサービス等基盤の整備や、人材確保、保険制度の持続可能性の確保に向けた早急な対応が必要。

○社会環境の変化の中でも、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する所で安心して生活できる社会を実現する必要、

#### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 1. 生活を支える介護サービス等の基盤の整備

○地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備 ・長期的な介護ニーズの見通しや必要な介護職員数を踏まえ計画を 策定。その際、既存施設・事業所の今後のあり方も含め検討

- ○在宅サービスの基盤整備・ 複数の在宅サービス(訪問や通所など)を組み合わせて提供する 複合型サービスの類型の新設を検討・ 看護小規模多機能型居宅介護のサービスの明確化など、看護小規 模多機能型居宅介護等の更なる普及方策について検討

- ○ケアマネジメントの質の向上 ・質の向上・人材確保の観点から第9期を通じて包括的な方策を検討 ・適切なケアマネジメント手法の更なる普及・定着 ・ケアプラン情報の利活用を通じた質の向上 ・質の高い主任ケアマネジャーを養成する環境の整備、業務効率化 等の取組も含めた働く環境の改善

#### 〇医療・介護連携等

- ・かかりつけ医機能の検討状況を踏まえ、必要な対応

○施設サービス等の基盤整備 ・特養における特例入所の運用実態を把握の上、改めて、その趣旨 の明確化を図るなど、地域の実情を踏まえ適切に運用

○住まいと生活の一体的支援 ・モデル事業の結果等を踏まえ、住宅分野や 連携や役割分担のあり方も含め引き続き検討 住宅分野や福祉分野等の施策との

#### 〇介護情報利活用の推進

ンハ銀門報で10点用が推進 ・自治体・利用者・介護事業者・医療機関等が、介護情報等を電子 的に閲覧できる情報基盤を整備するため、介護情報等の収集・提供 等に係る事業を地域支援事業に位置づける方向で、自治体等の関係 者の意見も十分に踏まえながら検討

#### 〇科学的介護の推進

ドバックの改善や収集項目の精査を検討

#### 2. 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現

#### 〇総合事業の多様なサービスの在り方

- 3総合事業の事体なソートの記念を実施 ・実施状況・効果等について検証を実施 ・第9期を通じて充実化のための包括的な方策を検討。その 生活支援体制整備事業を一層促進。 その際、地域 ・ 第3列を通じて元天にいたいという。 の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進。また、多 様なサービスをケアプラン作成時に適切に選択できる仕組みの検討

○通いの場、一般介護予防事業 ・多様な機能を有する場として発展させるため、各地域の状況や課題 毎に活用・参照しやすいよう情報提供。専門職の関与を推進

#### ○認知症施策の推進

認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進

- ○地域包括支援センターの体制整備等
   ・家族介護者支援等の充実に向け、センターの総合相談支援機能の活用、センター以外の各種取組との連携
   ・センターの業務負担程減のため、
   ・介護予防支援の指定対象を居宅介護支援事業所に拡大
   ・総合相談支援業務におけるブランチ等の活用推進。市町村からの業務の部分委託を可能とする等の見直し
   ・空機等型層と同じとする。

- 3職種配置は原則としつつ、職員配置の柔軟化

#### 3. 保険者機能の強化

○保険者機能強化推進交付金等
・評価指標の見直し・縮減とアウトカムに関する指標の充実

#### 〇給付適正化・地域差分析

・給付適正化主要5事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

#### 〇要介護認定

要介護路正 より多くの保険者が審査の簡素化に取り組むよう、簡素化事例の収 集・周知。今後、ICTやAIの活用に向けて検討 コロナの感染状況を踏まえ、ICTを活用して認定審査会を実施でき るとする取扱いについて、コロナの感染状況を問わず継続 より多く集・周知。

#### 介護保険制度の見直しに関する意見(概要)② (令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会)

#### Ⅱ 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保

## 1. 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進

#### (1)総合的な介護人材確保対策

- 17 森口町は八ए人や畑味 水東 ・ 処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、 介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備など総合的に実施 ・ 介護福祉士のキャリアアップや処遇につながる仕組みの検討 ・ 外国人介護人材の介護福祉士資格取得支援等の推進

# (2) 生産性の向上により、負担が軽減され働きやすい介護現場の実現 〇地域における生産性向上の推進体制の整備 ・生産性向上等につながる取組を行う介護事業者へ認証を付与する取 組により、優良事例を横展開 ・都道府県主導のもと、様々な支援・施策を一括して取り扱い、適切 な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者支援

- ・地方公共団体の役割を法令上明確化

## ○施設や在宅におけるテクノロジー(介護ロボット・ICT等)の活用・相談窓口を通じた体験展示、研修会、個別相談対応等の推進・施設における介護ロボットのパッケージ導入モデル等の活用推進・在宅におけるテクノロジー活用に当たっての課題等に係る調査研究

○介護現場のタスクシェア・タスクシフティング ・いわゆる介護助手について、業務の切り分け、制度上の位置付け等 の検討。人材の確保については、特定の年齢層に限らず柔軟に対応

#### 〇経営の大規模化・協働化等

を担当の人が後代し、時間に等 ・社会福祉連携推進法人の活用促進も含め、好事例の更なる横展開 ・「デジタル原則に照らした規制の一括見直しブラン」も踏まえ、各 サービスにおける管理者等の常駐等について、必要な検討

○文書負担の軽減・標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化について所要の法令上の措置を遅滞なく実施

#### O財務状況等の見える化

- 介護サービス事業所の経営情報を詳細に把握・分析できるよう、事 業者が都道府県知事に届け出る経営情報について、厚生労働大臣が
- データベースを整備し公表 ・介護サービス情報公表制度について、事業者の財務状況を公表。 せて、一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討

#### 2. 給付と負担

## (1) 高齢者の負担能力に応じた負担の見直し

#### 〇1号保険料負担の在り方

○1亏体険料負担の住り方 ・国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得 者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、 公費と保険料多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者 の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る

○「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準 ・利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しに ついて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利 用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けら れるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検 討を行い、次期計画に向けて結論を得る

#### 〇補足給付に関する給付の在り方

給付の実態やマイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえつ 引き続き検討

(※) 次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏まで に結論を得るべく引き続き議論

#### (2) 制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し 〇多床室の室料負担

・老健施設及び介護医療院について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設 定等も含めた検討を行い、次期計画に向けて結論を得る

#### 〇ケアマネジメントに関する給付の在り方

・利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏ま え包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方・現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、 第10期計画期間の開始までに結論を得る

・第2号被保険者の対象年齢を引き下げることについて、介護保険 を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

#### 4. 地域における公益的な取組み

改正社会福祉法第24条第2項では、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に 規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、 無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と定めら れています。白寿会では、地域の要請があった場合には、出前講座等を積極的に実施していきま す。

さらに、令和2年度から開始した「配食サービス」は、令和5年度も白寿会の公益事業の柱として竜洋生活応援クラブと協働して年3回の実施をめざします。

#### 5. 第二白寿園増築及び開設準備

令和6年に予定されている第二白寿園の増床開設に向けて、施設整備計画に基づいたスケジュールが滞ることがないよう進めていきます。

また、建物の整備と併せて、待機者の確保、職員の確保も並行して行う必要があります。職員については、現在も人材確保難が継続しており、前述のように令和4年度は学卒の新規採用ができませんでした。令和5年度は、教育機関との連携の強化やパンフレット、ホームページ等を有効に活用し、人材確保を強化していきます。また、前述のとおり特定技能実習生の受け入れを進めていきたいと考えています。

施設待機者の確保については、平成 27 年度の基準省令の見直しにより入居対象が要介護 1 以上から要介護 3 以上に厳格化されました。そのことにより、待機者の減少が続いています。また、最近では、新型コロナウイルス感染症に伴う面会制限などが影響し施設を希望する高齢者、家族が減少しているという指摘もあります。そのような中、第二白寿園の増床に伴う入居者の確保は大きな課題です。コロナ禍で参集式の説明会や訪問なども難しくなっている状況ですが、広報手段を検討し、入居者の確保に結び付く活動を展開します。

## 6. 社会福祉法人白寿会 令和5年度行事予定

予:	定	7-=/ <del>-</del>	
月	日	主要行事	
4	1	辞令交付式	
5		監事監査(令和5年度第1回内部監査)	
		令和 <b>5</b> 年度第1回理事会	
6		令和5年度第1回評議員会・第2回理事会(理事長の互選)	
	17	開園 32 周年記念式	
7	23	令和5年度白寿会納涼祭	
9	17	白寿園令和5年度敬老会	
		令和5年度第3回理事会	
10		令和5年度第2回內部監查	
11		法人役員視察研修	
		令和5年度第4回理事会/第2回評議員会	
12	6	苦情解決委員会	
3		令和5年度第5回理事会/第3回評議員会	

※第二白寿園の増築の建設工事の請負に関することについては、臨時で開催させていただくこと があります。

### 特別養護老人ホーム 白寿園

令和 5 年度事業計画 介護保険事業所番号 227660034

■ 令和5年度 事業コンセプト

## 「一致団結 ご入所者ファースト」~昨年を払拭するために~

- [1] 令和 5 年度は、ご入所者、ご家族・保証人様、地域の方々に、白寿園は全てにおいて「ご入所者が最優先である」というイメージを抱いていただけるよう打ち込みます。それは業務優先的ではなく、目の前のご入所者の思いにいつでも応える姿勢、これこそが年月をかけて積み上げた白寿園の財産であり、原点であるという思いを胸にさらなる発展を遂げたと思います。
- [2] 施設内生活環境、ハード面の課題については、ご入所者のプライバシーと人権を守るという視点から、日々の業務において「当たり前」のことが見落とされないよう、ご入所者の立場になって徹底して改善に取り組みます。
- [3] 「介護サービスの質の向上」を目標に職員研修の実施、委員会の開催により **"事故 0"** "身体拘束 0" "虐待 0" **"感染症 0"** "褥瘡 0" への取り組みを行います。
- [4] 毎月の避難訓練と年 2 回の総合防災訓練を行い、地震・津波・火事など非常時の対応に備え、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
- [5] 新たに入所された方が早く白寿園の生活に慣れていただき、落ち着いた生活を送る 事ができるよう様々な援助を行っていきます。
- [6] 白寿園で生活するご入所者が、安心して天寿を全うする事ができるよう、看取り介護の充実を図ります。
- [7] 介護職員のスキルアップを目指し、外部研修への参加促進、内部研修の充実を図ります。また、業務内容の見える化、対応が自己流等にならないよう介護方法を統一、計画的な人材育成を進めていきます。
- [8] 記録を電子化していくことで、スムーズな情報共有のできる体制の整備に努めます。
- 事業計画において「規則」とあるのは「静岡県規則第 10 号 指定介護老人福祉施設の人員、 設備及び運営の基準に関する規則」を、また、「算定基準」については、「指定施設サービ ス等に要する費用の額の算定に関する基準」を指します。



## 特別養護老人ホーム白寿園 令和5年度事業計画 目次

項目	タイトル	No.	小項目
		(1)	施設運営の目的
1	基本方針	(2)	入所対象
		(3)	基本理念
		(1)	業務体制
	業務計画及び 業務体制	(2)	各部署の活動コンセプト
		(3)	職員配置・業務分担
2		(4)	会議
		(5)	委員会
		(6)	入所者の受入れ
		(7)	各種委員会活動計画
	経営計画	(1)	介護老人福祉施設の介護報酬構造
3		(2)	経営目標
3		(3)	磐田市における動向
		(4)	法人の考え方

## 1. 基本方針とサービス指針

(1) 施設運営の目的

■介護保険法第8条第27項

指定介護老人福祉施設白寿園(以下「当園」と省略)は、介護保険法並びに老人福祉法の規定に基づき、入所者である要介護者が安心して快適な生活を続けることができるよう、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設です。

(2) 入所対象

■介護保険法第7条

当園の入所対象は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方で、以下のいずれかの要件を満たす方です。

- ① 介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者であって、要介護認定を受けている方で 要介護3以上の方。
- ② 要介護1及び要介護2の方で、特例入所が認められた方。
- ③ 平成27年3月31日までに入所された方で要介護1及び要介護2の方、及び介護認定の 更新により要介護1及び要介護2になった方。

#### (3) 基本理念

当園の基本理念は次のとおりとします。

- ① 入所者のプライバシーと人権を守り、また、入所者が尊厳を保持し、「その人らしく」 「自由で」「主体的な」生活が送れるように総合的な援助を行います。
- ② 身体的・精神的な健康の保持と状態変化への適切な対応を行います。
- ③ 健全な人間関係が築けるような家庭的な雰囲気のある生活の場を創造します。
- ④ 施設サービス計画に基づき、入所者・家族・職員間の連携を強化し、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、ニーズの発見と生活の改善に努めます。
- ⑤ 社会資源としての自覚を持ち、地域福祉の拠点となるような施設作りを目指します。

## 2. 業務計画及び業務体制

#### (1) 業務体制

当園は、常時の介護を必要とするお年寄りを入所の対象とし、かつ、介護サービスを連続的に提供するために、各職種別に業務日課の作成を行い、職種内の役割分担を明確にします。また、円滑なサービス供給体制を確立するために、業務分担表を作成すると共に活動コンセプトを掲げ、目標達成に努めます。

#### (2) 各部署の活動コンセプト

■ 令和5年度 施設ケアマネ活動コンセプト

#### 「ご入所者の声を大切に」

介護保険施設、ケアマネジメント実務の手引きより、施設の場合、計画作成介護支援専門員とその他の職種が同じ施設に所属していることから、計画担当介護支援専門員が施設・職員側の立場に立ってしまう危険性があります。そのような事態を防ぎ、同じ施設に所属していることがデメリットとならないように、ご入所者のアドボカシー(代弁)機能を重視して計画の作成に努めます。

#### 活動目標(① ご入所者への丁寧な説明と的確な記録を心掛ける。

- ・施設サービス計画はご入所者のものであり、そして、白寿園がご入所者にどのようなケアを提供するかを記した重要なもの(ケアをする上での設計図)です。
  - →ご入所者の人権擁護の観点から、施設サービス計画をご入所者へ説明をし、その説明を した日時、その時のご入所者の様子や表情、訴え等を的確に記録をします。
  - →可能な限り専門用語を用いずに、わかりやすい言葉で説明するようにします。

#### 活動目標 ② 適切なケアマネジメント手法を取り入れる。

- ・ 誤嚥性肺炎と大腿骨頸部骨折について、それぞれ1事例ずつ、各ケアマネが適切なケアマメジメント手法を取り入れてケアマネジメントを行います。
  - →適切なケアマネジメント手法を活用することで、<mark>多職種との役割分担や協働の推進を図</mark>ります。

■ 令和5年度 生活相談員活動コンセプト

#### 「白寿園をより多くの方に知っていただきたいです。」

白寿園の歴史を汚すことなく、また、その歴史に驕ることなく、地域の拠点として、近い未来に向けて、地域包括ケアシステムを担うことができる体制作りに努めます。地域の方々、ご入所者やご家族、皆様から気軽にご相談をいただけるよう常に研鑽に励ます。

### 活動目標 ① 「入所待機者の安定的な確保を目指します。」

- ・ホームページを活用し、施設での生活の様子等を知っていただき、より多くの方々に興味 を持っていただけるよう努めます。
  - →ホームページへの掲載を年4回以上は行います。
  - →優先入所検討会の日程や待機者数等の情報も掲載していきます。

#### 活動目標② 「ご入所者のニーズに応えます」

- ・多職種で協働し外出の機会を作ることで、四季が感じられ、そして、思い出を見える化で きるよう努めます。
- →担当デイが積極的に活用できるよう支援します。
- →ご入所者が集い、思い返すことのできるような掲示板にします。
- ・事業所評価アンケートの回収率を前年度より上げられるようにします。
- →アンケートでのご要望等について、改善にむけて取り組みます。

#### 活動目標 ③ 「ご家族等のニーズに向き合います」

- ・新型コロナウイルス感染症のクラスターを事業所が経験しました。その教訓として、常に ご家族等とは密に連絡を図ります。
  - →「あの時ああしておけば」と悔やまれることがないよう、その日のことはその日のうち に行い、その内容を記録します。※記録の重要性。
- 令和5年度 医務活動コンセプト

#### 「綿密・厳密、人間味」

ご入所者の健康管理について、細部に注意を払い配慮をしていきます。そして、業務には厳 しい姿勢で、早期発見、早期対応に心掛けます。ただ、機械ではありません。人間味のあ る、人と人との関係性を大切にし、やさしさを持って対応に努めます。

#### 活動目標 ① 「健康管理」

- ・毎日の検温、食事摂取量を確認し、異常の早期発見、早期対応に努め、速やかに嘱託医師 へ報告、そして、指示を仰ぐことのできる体制を整えます。
  - →感染症の予防及びまん延の防止のための訓練(シミュレーション)について、訓練内容の立案、年2回の訓練の実施に向け、リーダーシップを取ります。
- ・食事について、ご入所者やご家族等の食べたい、食べさせたいという気持ちを尊重しなが ら、今の環境下で最も良い方法を探り、看護職と介護職でアプローチが異なっても、ご入 所者にとつて安全な介助方法を共有します。

■ 令和5年度 栄養活動コンセプト

#### 「三度の飯が好き」

1日3回の食事の提供について、日々の健康状態や栄養状態に配慮し、食事形態、体調不良 時等の個人対応を迅速に行い、「白寿園の食事が好き」と言っていただけるように努めてい きます。ご入所者の嗜好を把握し、管理栄養士を中心に委託事業者との連携を図りながら、 時にはイベント食を取り入れ、毎日の食事の提供方法に趣向をこらしながら、各部署と連携 をし「食事の楽しみ」「食べることの楽しさ」を広げていきます。

#### 活動目標 ① 「食事を安全に、楽しく食べる」

- ・食形態等を全体的に整備し、安全に美味しく食べられる食事を提供します。 →特にパン食については、細心の注意を払います。
- ・安全な食事を提供するため、衛生管理はマニュアルに基づき対応し、毎日、衛生点検と記録、衛生教育を実施します。
- ・食事は適切な時間に提供し、食堂にて他のご入所者と交流を深めながら食べることができるよう努めます。
- ・四季を感じていただけるよう、季節の行事や白寿園のイベントに合わせた行事食の提供を 他部署と協力して行います。味だけではなく視覚でも楽しんでいただけるよう工夫しま す。

#### 活動目標 ② 「栄養ケアマネジメントの実施」

- ・ご入所者の食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、個々の食事摂取状況を確認 します。新規入所者や問題がある時、ミールラウンドに多職種の参加を呼びかけ、その場 その場で検討し早急な対応と調整をしていきます。
- ・看取り期における栄養ケアを充実させます。
- 令和5年度 機能訓練活動コンセプト

#### 「障壁の有効活用」

集団での生活の中には様々な障壁があります。白寿園ではホール・食堂から居室までの距離が長かったり、皆さんが集う場所が広かったり、トイレが共同であったり、トイレへ行くまでの距離も結構あったりします。しかし、それをも活用し集団だからこそ生かされる個性を大切に、保有している機能の維持に努めます。

#### 活動目標 ① 「個別機能訓練の実施」

- ・多職種が協働して計画を作成する必要があることから、月に1回、カンファレンスを開催します。これまで以上に機能訓練の視点を持って介護にあたるよう、また、多様な意見を引き出せるように、介護職員が1人1回は参加します。
  - →特に、食事時の姿勢については、専門的立場で指示や提案をします。
- ・個別機能訓練計画書に基づき個別機能訓練を行います。訓練は、生活の中でいつの間にか 取り組めており且つ有効な内容で行います。実施記録を確実に行います。
  - ・LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用による更なる PDCA サイクルの推進とケア の向上が図れるよう個別機能訓練加算 (II) の算定取得に向けての準備をします。

■ 令和5年度 笑門(介護)活動コンセプト

## 「一人一人に快適な日々を 丁寧な介護で」

ご入所者が、心配事がなく、<u>安全に安心して</u>過ごしていただけるよう、その方の快適な日々を丁寧な介護で援助をしていきます。

## 活動目標 ① 食事時の安全と、そして、安心を確保します。

- ・食事時の介護事故「0」を目指します。
- ・食事をリラックスして召し上がっていだけるよう、食事をする前の準備に心掛けます。
  - →①排泄を済ませます。②食事のしやすい環境を整えます。③嚥下障害が顕著なご入所者 には、口の中を清潔にします。④唾液の分泌を促すトレーニングをします。⑤手を清潔 にします。⑥安全な姿勢を確保します。⑦献立を説明します。
    - ①~⑦までの手順書を詳細に作成し、実践します。※手順書の見直し。
- ・誤嚥や窒息などの事故が起こらないようにします。
  - →職員は、全てのご入所者が召し上がられているところを見守れるよう努めます。
  - →ご入所者には、「今から食事をする」ということを認識していただくために、しっかり 声をかけます。
  - →介助時は、ご入所者の横に座り、喉の動きを観察します。そして、一口の大きさや量に 注意し、決して急がさず、介護者側ではなくご入所者のペースに合わせます。
  - →食事中でも職員間で声を掛け合い、細心の注意を払います。

#### 活動目標 ② いつもの場所は、いつも奇麗にします。

- 計画的に各居室の清掃(剥離・ワックスがけ等)をします。
  - → 笑門、全15部屋を上半期に7部屋・下半期に8部屋、行います。
  - →清掃予定日を最終水曜日か、もしくは、月の最終土曜日とします。
  - →ホール兼食堂の剥離・ワックスがけは、上半期に南側(旧金木犀)、下半期に北側(旧 桜)回廊も東西南北を4分割に、上半期に東西、下半期に南北を行います。

#### ■ 笑門・週間予定

	〔午前〕	〔午後〕	
月	特別浴		
火	中間	間浴	
水	一般浴	シーツ交換	
木	特別浴		
金	中間浴		
土	一般浴	レクリエーション	
日	行事参加・レク	リエーション	
	ぬり絵、音楽、	習字、折り紙等	

#### ■ 笑門·年間行事予定

_ / 1, 7	1 1/4/4 4 7 2
4月	お花見(桜)
5月	鯉のぼり飾り製作
6月	お楽しみ会
7月	七夕飾り・短冊へ願いを
8月	手持ち花火
9月	敬老会
10月	お楽しみ会
11月	おやつ作り
12月	クリマスマ会、忘年会
1月	新年会
2月	節分
3月	ひなまつり

■ 令和5年度 福来(介護)活動コンセプト

## 「一人一人を大事に 丁寧な介護を」

16 名のご入所者と職員が大きな家族のように、毎日の生活の場で安心して気持ちよく過ごすことができる介護を目指します。

#### 活動目標① 大事なご入所者のため、感染症対策を徹底します。

- ・感染症の有無に関わらず、ご入所者の安全と安心のために全てのケアに徹底した感染対策 を行います(スタンダードプリコーション)。
  - →手洗い・うがいを徹底します。
  - →マスク・手袋を適切に着用します。
- ・感染症を発生させない、もし、感染症が発生しても拡大させないよう努めます。
- →出勤時の健康チェックは継続し、定期的にチェック表をリーダーが確認します。 ※検温については出勤前、自宅でも行います。
- →体調が悪い場合には無理をせず、早めに報告・連絡・相談します。※持ち込まない。
- →感染者が発生してしまったら、職員は速やかに対策を講じます。 ※勇気を持って最大限対策をします。

#### 活動目標②ご入所者へ担当介護職員として積極的に関わります。

- ・福来としての強み、それは、担当デイの実施です。
  - →ご入所者の声を大切にして、担当デイの計画立案、実施をしていきます。
  - →その中で、再度、ご入所者の望む担当介護職員としての役割を明確にしていき、そして 福来版の担当介護職員マニュアルを作成し、活用していきます。
  - →担当デイの様子については、定期的にご家族等へ報告をします。

#### ■福来 週間予定

- іш/і		
月	レク	中間浴
火	特別浴	シーツ交換
水	特別浴	レク
木	レク	中間浴
金	特別浴	レク
土	特別浴	レク
日	行事・レク	リエーション

#### 年間行事予定

•					
	4月	創作料理			
	5月	創作活動			
	6月	出前頼もう day			
	7月	創作料理			
	8月	創作活動			
	9月	出前頼もう day			
	10月	創作料理			
	11月	創作活動			
	12月	忘年会			
	1月	新年会			
	2月	ぽっかぽっか温泉 (足浴)			
	3月	創作料理			

#### 入所者日課表

時間	— 般	経管栄養
06:00~	起床・洗面	洗面・口腔ケア
07:00~	ティータイム①	
07:30~	朝食・口腔ケア	
08:00~		排泄介助
09:00~	排泄介助	注入① (食堂)
10:00~	入浴、健康チェック、ティータイム②	$\downarrow$
11:00		注入終了
12:00~	昼食・口腔ケア	口腔ケア
13:00~	排泄介助	排泄介助
14:00~	入浴	入浴
15:00~	おやつ・ティータイム③	離床
15:30~	排泄介助	注入② (食堂)
16:00~		$\downarrow$
17:30		注入終了
17:50~	夕食・口腔ケア	
18:30~	ティータイム④	入床
19:00~		口腔ケア
20:00~	排泄介助	排泄介助
21:00~	消灯	消灯

- \*入所者の希望に合わせ随時の排泄介助も行います。
- \*ティータイムの回数を多くとる事により、水分不足とならないよう配慮しています。 当園では、一人当たり一日約 1.5  $\ell$  の水分摂取を目標にしています。

#### 年間行事表

月	月例行事	行事予定	
4月		家族会総会	
5月			*左記項目以外に、
6月		家族奉仕活動・開園記念日	不定期で入所者と担当 職員が一日を過ごす
7月		納涼祭	「担当デイ」を設けま
8月	避難訓練	運動会	す。 ・*慰問やボランティア
9月	誕生会 ビューティーサポ	敬老会・家族臨時総会	を随時受け入れます。
10月	ート 		*年1回、家族会の協力によりフロアー一斉
11月	余暇活動等	大掃除	バルサン消毒を実施し
12月		クリスマス会・家族奉仕活動	ます (6月)。
1月		新年会	*感染症等の発生状況 により変更となる場合
2月		節分	もあります。
3月		ひなまつり	

#### ■ 令和5年度 事務活動コンセプト

#### 「好感度アップ&キープ 迅速・丁寧、そして正確に」

法人窓口として、安心安全を守り、業務が正しく明瞭であるよう気配り・目配りをしていきます。そして、各事業所のサポート、人材確保に繋がる基盤を作っていきます。

#### 活動目標 ① 「金銭管理の徹底」

- ・経理規程や入所者所持金等管理規程に従い、正しい運用を行います。
  - ①出金においては、ダブルチェックに努めます。(複数による確認)
  - ②入金においては、規定日以内に入金を行い、漏れや遅れがないように努めます。
  - ③各担当が行う経理業務について、互いが互いの業務を習得できるように努めます。

#### 活動目標 ② 「情報発信の拡大」

- ・法人や各事業所における活動の情報発信を定期的に行います。
- ・見やすいホームページの作成を検討し、実践します。
- ・SNS(ツイッター)の活用を積極的に展開します。

#### (3) 職員配置・業務分担

■ 指定基準2条

職種	業務内容	配置人数
○ 施設長	・施設全体の総括	1名
	<ul><li>・入所者の受け入れ(優先入所検討会の開催)</li></ul>	, .
	・職員の一元的管理・職員教育	
	・苦情への対応	
○ 介護支援専門員	・施設サービス計画の作成等施設介護支援業務	1名
(主任生活相談員兼務)	(サービス担当者会議の開催・照会の実施)	
	<ul><li>・入所申込者の状況等の把握</li></ul>	
	・入所者の居宅における日常生活の可能性の検討	
	・退所のための必要な援助の実施、関係機関との連携	
	・身体的拘束に係る記録の作成	
	・苦情の受け付け及び内容等の記録	
	・事故の対応及び対応等の記録	
○ 生活相談員	・利用者及び家族に対する相談援助業務	1名以上
(介護支援専門員兼	・事業所・法人内のサービス、調整	
務)	・入退所事務	
	・各種申請手続きの援助	
	・受診・入院に関する業務	
	・家族会関連業務	
	・施設防災関係業務	
	・文書管理業務	
	・実習生、ボランティアの受け入れ	
○ 看護職員	・白寿園主治医との連絡調整	3名以上
	・利用者の健康状態の把握	
	<ul><li>利用者の医療処置、服薬管理、その他診療の補助</li></ul>	

	・健康診断・予防接種に係る業務の補助	
	・受診、入院に関する業務	
	・家族との連絡調整	
○ 管理栄養士	・食事提供に関わる業務	1名
	<ul><li>・栄養ケアマネジメント業務</li></ul>	
	・栄養ケアカンファレンスの開催	
○ 機能訓練指導員	・ご利用者の機能訓練	1名
	・上記のためのアセスメント、個別機能訓練計画の作	
	成、評価等の一連の業務	
○ 介護職員	・施設サービス計画書に沿ったサービスの実施	2 4 名以上
	・行事、レクリエーションの実施	
	・記録の作成	
○ 事務員	・入退所事務	1名以上
	・入所者の預かり金管理	

#### (4) 会議

当園において提供される個別的、集団援助の種類、内容、方法及び職員の業務体制、サービスに関する全ての事項は、原則として関係職員による下記の会議によって決定します。

No.	会議の名称	開催予定	内容
1	運営会議	第3金曜日	業務の進捗確認・情報共有
2	施設合同会議	第3火曜日	施設部門の運営進捗の確認
3	職員会議	隔月最終水曜日	法人職員の業務連絡
4	リーダー会議	第1月曜日	特養事業所内の情報共有・行事などの企画
5	特養会議	4・8・11・3月の第2火曜日	特養事業所内の情報共有・勉強会
6	ケア会議	本館・新館の業務による	入所者の援助内容の確認・業務内容の検討
7	サービス担当者会議	毎月最終火曜日、随時	入所者の援助内容の作成
8	多職種カンファレンス	毎月第三水曜日	入所者の状況等についての情報共有と検討
9	栄養ケアマネジメント会議	毎月第三水曜日	入所者の栄養管理
10	給食会議	隔月第三水曜日	食事・栄養管理に関すること

#### (5) 委員会

当園の運営を側面的に援助する機関として、職員による委員会を設置し、これを運営していきます。関係職員は、上記(4) - ⑤の会議の他に、白寿会内の委員会関連会議等に出席します。

#### (6) 入所者の受入れ

■介護保険法第7条

平成27年4月1日より、特別養護老人ホームの入所対象の要件が、現行の要介護1以上から要介護3~要介護5までの要介護者となりました。ただし、要介護者1又は要介護2の方で、特例入所の要件に該当する場合は、入所が認められています。

入所の申し込みにより入所の希望があった場合、その申し込み書内の本人の状況、要介護度、家族の状況等の調査を行い「優先入所検討会」において受入れの決定を行います。なお、要介護 1 又は要介護 2 の入所申し込み者については、保険者に対して報告を行うとともに意見を求め、特例入所対象者に該当するか否かを判断します。

\*「優先入所検討会」は施設長、事務長、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員、及び、施設長が選任する当施設職員以外の第三者の委員で構成します。

#### (7) 委員会活動計画

#### 01-虐待防止検討委員会 (身体拘束廃止委員会)

静岡県規則第10号(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則)第13条第4項 /指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

#### (1) 活動コンセプト

#### 介護のバリアフリー

静岡県の「静岡県介護保険施設等指導方針」では、「利用者の安全・安心の確保及びサービスの質の向上のための運営基準の遵守」が指導の重点項目として掲げられ、①「虐待防止」の徹底と②「身体拘束廃止」の徹底が具体的な項目として示されています。白寿園では、「介護のバリアフリー」というコンセプトをかかげ、これらの行為に対する法令遵守を徹底し、利用者の人権を守るサービスを展開します。

#### (2) 令和5年度活動目標

#### ① 虐待防止の体制の強化

令和3年度の基準省令の改正により、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務化されました。当法人においても令和3年度から従前の「身体拘束委員会」を包括する形で、施設・居宅サービスの全事業所から委員を選出し、新たに「虐待防止検討委員会」を立ち上げました。そして、指針の整備、施設等虐待調査などの活動を展開しています。

#### ② 虐待防止検討委員会の活動内容

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について (解釈通知) によると虐待防止検討委員会は 以下の事項を検討することと定められています。

- イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に 関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅 速かつ適切に行われるための方法に関すること
- へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての 評価に関すること

#### ③ 虐待防止の具体的活動

白寿園虐待防止検討会では、高齢者虐待の防止を図るため以下の活動を行います。

- ① 虐待防止検討会による上記事項の検討
- ② 定期的な状態の観察(主任が毎月実施)

- ③配置医師による状態観察
- ④ 身体拘束廃止委員会によるモニタリング
- ⑤虐待チェックシートによる自己・主任評価
- ⑥地域包括支援センターによる施設虐待調査の実施
- ⑦家族会を通した保証人への報告 これらの活動の実施状況を評価することで、目標の達成 状況を評価します。

#### 4 「だめ」は、ダメダメ

平成30年度から実践している「スピーチロック」の廃止を継続します。具体的には、スピーチロックの3つの言葉のうち、言動を否定する「だめ」という言葉を口にしないよう、職員教育、主任や委員によるモニタリング、個別の指導などを通して、現場から「だめ」という言葉をなくします。スピーチロックが、心理的虐待に当たるとの認識を持って職員の言動を意識するよう働きかけます。

また、令和3年度改正において、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準に、 以下の条項が追加されました。

#### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則 令和3年規則25号

(虐待の防止)

第 38 条の 2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するととも に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

#### 02-事故防止委員会

静岡県規則第10号(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則)第38条/指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

#### (1) 活動コンセプト

#### 「安全第一」

令和4年度は、食事時に重大事故が発生してしまいました。 この重大事故を検証し、同様の事故を絶対に再発させないよ う対策を講じ、実践します。白寿園では、「安全第一」という コンセプトを継続し、事業所全体で事故の原因究明及び実効 性のある再発防止対策を講じてサービスを展開します。

#### (2) 令和5年度活動目標

#### ① 重度事故の削減、思いは常に「〇」件へ

- ①事故の内容を正確に記録し、従業者間でスピーディー に情報を共有します。(書式の標準化への対応)
- ②重度事故につながり易い転倒・転落事故については、 事故防止委員会において対応策を検討し、事故件数削 減に努めます。(あらゆる原因の究明と再発防止策の 実施、前年度との比較にて評価)
- ③市に報告すべき事故が発生した場合には、速やかに対応をします。(報告の徹底)
- ④テキストを利用して、各部署の会議において勉強会を 実施します。

これらの活動の実施状況を評価することで、目標の達成状況を評価します。

#### ② 情報漏洩の防止

介護保険施設・事業所における情報漏洩に係る事件について、令和4年度からは当委員会で取り扱う事故の一つに位置付け、職員に対する教育などを展開し情報漏洩に係る事故の防止に努めます。

#### ③ 再発防止の実を結ぶ。

事故防止委員会で対応策を検討し、その対応策が再発の 防止につなげられているかをチェックします。そして、 委員会で検討した内容が各部署で行われる会議において 確実に伝達がされているかをチェックし、事業所全体で の情報の共有に努めます。

#### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則 令和3年規則25号

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故 が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措 置を講じなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則 令和3年規則25号

#### (秘密保持等)

第33条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

#### 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

安全管理体制未実施減算 -5 単位/日 ※6 か月の経過措置期間を設ける。

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1 日につき 5 単位を所定単位から減算する。

安全対策体制加算 20 単位/入所初日

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

#### 03-感染対策委員会

静岡県規則第10号(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則)第30条/指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

#### (1) 活動コンセプト

#### 感染症予防対策のさらなる強化

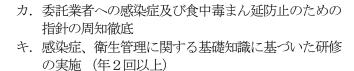
令和4年度、白寿園は、新型コロナウイルス感染症のクラスターを発生させてしまいました。その教訓を生かし、感染症等の予防を強化・徹底することが施設・事業所の最大の責務と捉えています。当法人では、法人内のすべての施設・事業所から委員を選出し、指針(各事業所固有の指針も含む)の整備、職員教育、シミュレーション訓練を実施し、令和3年度末から感染症に係る業務継続計画(BCP)の策定と随時、見直しを進めています。令和5年度もこれらの活動を継続し、感染症等の予防を徹底します。

#### (2) 令和5年度活動目標

#### ① 感染対策委員会の役割

当感対策委員会では、以下の活動を展開します。

- ア. 感染症の予防対策及び発生時の対応
- イ. 各マニュアル等の作成
- ウ. 発生時の施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関 への連絡体制の整備
- エ. 利用者・入所者・園児及び職員の健康状態の把握と 対応策
- オ. 新規利用者の感染症の既往確認等



- ク. シミュレーション訓練の実施/各部署での研修及び
- 訓練の統括
- ケ. 感染症に関する業務継続計画の策定

#### ② 感染症対策の徹底

- ①職員は、職場でユニホームに着替え勤務にあたりま
- ②出勤時には健康チェックを実施します。
- ③手洗い・うがいを確実に行います。
- ④体調不良時等は受診をするよう指導をしていきます。
- ⑤感染症予防マニュアルを常に見直し、最新版を整備し て職員への周知に努めます。
- ⑥職員への教員、研修を行います。

#### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則 令和3年規則25号

#### (衛生管理等)

第30条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供す る水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品 及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発 生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のた めの対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと する。)をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職 員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のた めの指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び 食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止 のための訓練を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚牛労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑わ れる際の対処等に関する手順(平成 18 年厚生労働省告示第 268 号)に沿った対応を行 うこと。

#### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則 令和3年規則25号

#### (業務継続計画の策定等)

第 27 条の 2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### O4-褥瘡予防委員会

静岡県規則第 10 号第 15 条第 5 項/指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(1)	活動コンセプト	「 <b>褥瘡ゼロに向けた体制づくり</b> 」 褥瘡予防に向けて職員の意識を高め、褥瘡予防の体制を確立し ます。
(2)	令和5年度活動目標	① <b>褥瘡予防の体制づくり</b> 当施設では、褥瘡マネジメント加算を算定しています。 この加算は、評価→褥瘡ケア計画→計画に基づくケア⇒ モニタリングのサイクルで実施されています。褥瘡予防 委員会では、利用者の褥瘡リスクを把握するとともに、 これらのプロセスが適正に機能しているかを確認し、褥 瘡予防の体制を構築します。
		② 職員の意識と知識の向上 褥瘡予防委員会では年 2 回の職員会議、及び毎月のケア会 議を通して、介護職員の褥瘡予防に対する意識と知識を高め ます。また、外部研修にも積極的に参加し、知識・技術の向上

#### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則 令和3年規則25号

に努めます。

#### (介護) 静岡県規則第15条

5 指定介護老人福祉施設は、じょくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

#### 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

#### 褥瘡マネジメント加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老 人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に 従い、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している 場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 褥瘡マネジメント加算 (I) 3 単位
- (2) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13 単位

#### 05一防災委員会

静岡県規則第 10 号(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則)第 29 条(非常 災害対策)/消防法/災害救助法/災害対策基本法

### (1) 活動コンセプト

#### 「防災力」の向上

地震、台風、火山活動等想定を超えた災害が発生しています。白寿園防災委員会では、防災マニュアルの作成→防災訓練の実施→ふりかえりとマニュアルの見直しのサイクルを回し、各種災害に包括的に対応できる「防災力」の強化を図ります。令和5年度も継続して取り組む防災力強化の活動として、業務継続計画(BCP)を策定します。また、例年通り防災訓練、防災教育を行います。

## 令和 5 年度活動目標

#### ① BCPの策定

令和3年度の基準省令改正により示された防災関係の業務継続計画を策定します。業務継続計画は各施設・事業所の特性を踏まえたものであることが望まれることから、法人全体の業務継続計画を策定後、各事業体の計画を整備します。

#### ② 防災マニュアルの見直し

防災委員会での会議や訓練時の反省等を踏まえて、定期 的にBCP(事業継続計画)の見直しを行い、必要に応 じて計画を変更します。

#### ③ 防災訓練を通した「防災力」の強化

9月と11月の総合防災訓練を中心として下表に示す訓練を実施します。訓練は、毎回、真剣に取り組んでいますが、避難時間の短縮、時間内に避難できる入園者数の増加など具体的な目標を示し、さらなる防災力の強化を図ります。また、夜間想定の訓練実施を実施します。加えて、県の指導に基づき食料等の備蓄を1週間分確保します。



#### 4 地域との関わり

3、12月に地域(掛塚東町)との防災訓練を行うことで、地域との連携を深めると共に、9、11月の総合防災訓練への参加をお願いしていく。

#### 【年間計画】教育と訓練

区分	項目	対象者	時期等
訓練	防災訓練(火災・地震・津波・風水害)	特養・SS・CH職員	毎月
訓練	総合防災訓練	全員	9・11月
訓練	地域(掛塚東町)との防災訓練	特養・SS・CH 職員 掛塚東町住民	12・3 月
研修	災害について	全員	9・1月
研修	災害について(一般的知識)	新任者	10月

当施設は、遠州灘から2kmの位置に立地しています。建物は、平成3年に建築された本館(鉄筋2階建)と平成12年に増設された新館(鉄筋3階建)から構成されています。新館3階屋上には、磐田市から補助を受けて設置された避難スペースが整備され、外階段からの避難が可能となっています。入所者の生活スペースは本館・新館とも2階に位置しており、想定される火災、地震及び津波、風水害などに対応する為の取り組みを行っています。

別途定める「社会福祉法人白寿会消防計画」により、非常災害時の対応を行います。

- 1) 当施設では、上記「白寿会消防計画」に基づき、毎月1回の避難訓練、年2回の総合防災訓練を行います。避難訓練では、津波を想定した3階までの避難を、総合防災訓練では、火災を想定しスロープを用いた屋外への避難訓練や通報訓練、消火訓練などを行っています。
- 2) 当法人は、地元東町と、「災害時における社会福祉法人白寿会と東町自治会の対応に関する協定」を締結し、災害発生時の協力体制の確保や地元の要援護者の受け入れを定めています。毎年12月の地域防災の日には、地元東町住民との合同訓練を行っています。また、株式会社FCC様との防災協定も締結しています。
- 3) 当法人では、五洋の里様と花みずき様と「非常災害発生時等の一時避難施設としての使用に関する協定」を締結しており、地震・津波等の発生に関して予知が可能な場合や、被災後の一時的な生活の拠点を確保する為の方策としています。
- 4) 防災委員会を中心に各種訓練、職員教育を実施し、職員・入所者の防災意識を高めています。 又、多岐にわたる防災に関する規定や行動マニュアルを簡略化し、職員への周知徹底を図 るため、防火管理者を中心とした白寿会独自の防災マニュアルの策定に取り組んでいます。
- 5) 防災設備関係業者に委託を行い、施設内に設置されている自動火災報知機、煙感知器、スプリンクラー、誘導灯、自家発電装置などの設備器具の定期点検を実施します。
- 6) 必要な食糧・水の備蓄を行い、定期点検を行います。

#### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則 令和3年規則25号

#### (非常災害対策)

第29条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、第 1 項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めなければならない。

#### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則再掲

#### (業務継続計画の策定等)

第 27 条の 2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 消防法 第8条

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

#### 災害対策基本法 第2条

#### (定義) 第2条

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### 一 災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

#### 二 防災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

## 3. 経営計画

#### (1) 介護老人福祉施設の介護報酬構造

#### ■01 介護福祉施設サービス費

	改定後(令和3年4月以降)報酬
要介護 1	573 単位/日
要介護 2	641 単位/日
要介護3	712 単位/日
要介護4	780 単位/日
要介護 5	847 単位/日

#### ■02 サービス体制・実施加算

No.	加 算 の 名 称		単 位	数	備	考	
1	日常生活継続支援加算		36 È	単位/日			
2	看護体制加算(I)		4 ≟	単位/日			
3	看護体制加算(Ⅱ)		8 ≟	単位/日			
4	夜勤職員配置加算(Ⅲ)□		16 <u>ì</u>	単位/日			
5	個別機能訓練加算 (I)		12 <u>1</u>	単位/日			
6	初期加算		30 ≟	単位/日	入所日2	いら起算して30日以内	
7	褥瘡マネジメント加算 (I)		3 ₺	単位/月			
8	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 <u>ì</u>	単位/月				
9	科学的介護推進体制加算(I)	)	40 <u>ì</u>	単位/月			
10	安全対策体制加算		20 単位	立/1回	入所者:	一人につき	
11)	介護職員処遇改善加算 I		8.	3%/日	(サービ	ス利用料+加算)×8.3%	ó
12	介護職員等特定処遇改善加算	I	2.	7%/日	(サービ	ス利用料+加算)×2.7%	Ó
13	介護職員等ベースアップ等支援加算	草	1.	6%/日	(サービ	ス利用料+加算)×1.6%	, )
			72 <u>ì</u>	单位/日	死亡日月	以前 31~45 日	
100	手取り企業力で(II)	<b>(b)</b>	144 🗎	单位/日	死亡日	以前 4~30 日	
14)	看取り介護加算(Ⅱ)	©	780 È	单位/日	死亡日0	D前日・前々日	
		<b>@</b>	1, 580 ≟	単位/日	死亡日		

#### ■03 居住費·食費

411円北名41	個室の場	合/	多床室の	場合/日	預貯金要件			
利用者負担	居住費	食費	居住費	食費	頂灯並安什			
第1段階	320 円	300 円	0円	300 円				
第2段階	420 円	390 円	370 円	390 円	預貯金が650万円以下			
第3段階①	820 円	650 円	370 円	650 円	預貯金が550万円以下			
第3段階②	620 円	1,360円	370 円	1,360円	預貯金が500万円以下			
第4段階	1,171円	1,445円	855 円	1,445円				

#### (2) 経営目標

- 1) 利用稼働率 99.5%以上を目指します。
  - ① 優先入所検討会を円滑に行い、入所待機者へのアプローチを密に行うことで、空床発生後 6日以内に次の入所者を迎えるための体制を整備します。 優先入所名簿上位の方については、事前面接を積極的に行います。
  - ② 入所者の健康管理や感染症予防、事故防止を強化する事で、空床を作らないように努めます。
- 2) よりよいサービスの提供と運営ができるように加算体制の維持を図ります。
  - ① 現行、算定している加算の継続的算定ができるように努めます。
  - ② 新たな加算算定を検討し、できるだけ早期に加算要件を満たすように努めます。
- ③ 厚生労働省の指針にのっとり、重度要介護者を受け入れ、平均要介護「4」を目指します。
- 3) 入所者ニーズに応えていけるよう、多職種協働にて他施設との差別化を図ります。
  - ① 介護職員等による喀痰吸引の実施にむけ、継続して研修への参加を推進します。
  - ② 医療依存度の高い入所者も、安心して生活することができる体制整備に努めます。 (医療ニーズへの対応)

申込者総数 (介護 1, 2 含む)74 件要介護 3 以上54 件すぐに入所・半年以内の入所希望20 件面接実施 (予定含む)2 件

(令和5年2月10日現在)

#### 令和5年度の利用見込み

年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
目標	2100	2170	2100	2170	2170	2100	2170	2100	2170	2170	2030	2170	25620

#### (3) 磐田市における動向

磐田市では、今後も見込まれる高齢者人口の急速な伸びや核家族化によるひとり暮らし世帯および夫婦のみの世帯の急増など、高齢者を取り巻く状況の変化への対応が急務となってきています。 要介護者の増加に伴い、社会保障制度による介護サービスの提供は、重点的または効果的に行うことが求められています。 『第8次磐田市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画』では、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方が日常生活上の支援や介護を受ける為の施設である、 介護老人福祉施設の待機者の解消や要介護者の増加に対するため、計画的に施設整備を進めます、としています。

		実績		見込	計画			推計		
		H30 年度	R元	R2	R3	R4	R5	R7	R22	
			年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
利用人数(人/年)	介護老人福祉施設 自然体	9, 708	9, 684	9, 768	9, 780	9, 780	10, 260	10, 260	10, 260	
	介護老人福祉施設 背策反映後				9, 780	9, 780	10, 260	10, 260	10, 260	

#### (4) 当法人の考え方

当法人は約70名の待機者を有しています。ただし、要介護3以上・特例入所該当者のみに限定すると、実質有効待機者は令和5年2月10日現在で20名となります。今後は、利用者確保への取り組みが重要となります。

#### 1) 利用者確保に関する取り組み

施設へ申し込みに来ていただくことを待っているのではなく、ホームページ上や情報公表制度での施設の特色によるアピール等を積極的に行い、出張入所相談等を実施し、特別養護老人ホームの印象(入所までにかなりの時間がかかる、待つ等)を変えていただけるよう努めます。

#### 2) 苦情に対する対応

「社会福祉法人白寿会 苦情解決委員会規定」を策定し、理事長、苦情解決第三者委員 (3 名)及び施設長、各事業所の主任等を含めた苦情解決委員会を組織し、苦情提出者からの求めがあった場合は随時委員会を開催する体制を整えています。なお、臨時の苦情解決委員会開催がない場合であっても、年1回同委員会を開催し、対象期間内に提出された苦情を理事長及び苦情解決第三者委員に報告しています。また、これらの苦情については、法人が発行する総合広報紙「風のまちだより」に定期的に掲載し住民への周知を図っています。

#### 3) 白寿園の広報について

#### 【パンフレットの発行と関係機関への配布】

社会福祉法人白寿会のパンフレットを発行し、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所等の関係 機関等に配布します。

#### 【機関紙・ホームページへの掲載】

社会福祉法人白寿会の機関紙である「風のまちだより」を活用し、当園におけるサービス提供 内容の紹介をはじめ、新しく取り入れるサービスプログラム等について紹介していきます。ま た、当法人が開設しているホームページにて、白寿園も専用のコーナーを設け、事業所のPR 活動に務めます。

#### 【パブリシティーの活用】

特別養護老人ホーム白寿園における活動内容を明確にし、地域の人々に対して効果的な広報活動を推進していくために、情報公表制度の活用、「静岡県高齢者施設ガイド」(静岡新聞社出版)への掲載を行います。

#### 【施設見学・相談等への対応】

サービスの利用を円滑に図るという目的から、施設見学への対応、介護保険サービスの問い合わせ、相談等には迅速かつ丁寧に対応します。

#### 白寿園居宅介護支援事業所

令和 5 年度事業計画 22150395 介護保険事業所番号 227660034



■ 令和5年度 事業コンセプト

#### 『貴方』がいるから頑張れる。そんな『貴方』になりたい。

高齢になって、介護が必要となっても住み慣れたこの家でずっと過ごしたい…これは誰もが当たり前に持つ願いです。この当たり前の気持ちに寄り添い、利用者・家族の持っている力を十分に引き出しながら支援をする、そんな『貴方』になりたいと思います。

#### 活動目標 ① 質の高い適正なケアマネジメントの実施

- ・ご利用者の立場に立って尊厳を守り、丁寧なアセスメントのもとに自立支援に向けた公正 中立なマネジメントに努めます。
- ・特定事業所加算要件にもある、インフォーマルサービスを含めた**多様**な生活支援のサービスが提供されるようなケアプラン作成に努めます。
- ・サービス紹介状況をご利用者へ説明し公表していくと共に、必要なサービスの選択ができるよう、公正中立の基本姿勢のもとに対応していきます。
- ・適切なケアマネジメント手法に基づくケアマネジメントを実践します。

#### 活動目標 ② 介護支援専門員の資質向上

- ・定例ケアマネ会議ではスーパービジョンの手法を取り入れ、個々のケアマネジャー、また 事業所全体のスキルアップに努めていきます。
- ・6年目になる他法人との共同事例検討会では、Zoom を活用して、多様な事例を受け止め 研鑽に努めます。
- ・磐田市の給付適正化事業であるケアプラン点検に参加し、ケアプランの質の向上に努めます。
- ・ケアプラン様式等の適切な運用(介護保険最新情報 Vol. 958)、適切なケアマネジメント手法の導入などを行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

#### 活動目標 ③ 関係機関との連携と地域貢献

- ・磐田市の介護保険事業計画で目標とする地域包括ケアシステムの推進のため、地域ケア会 議を通じた個別ケースの情報提供、地域との情報共有に努めていきます。
- ・磐田市の実施する高齢者等紙おむつ購入費・タクシー利用料金助成事業における認定調査 の委託事業に協力していきます。
- ・社会福祉法人の地域における公益的な取組として、「福祉なんでも相談窓口」を設置し、 地域の方が抱える相談ごとへの対応をしていきます。
- ・磐田市、市地域包括支援センター等の行政関係、磐田ケアマネ連絡会、県ケアマネ協会等 の職能団体の事業への協力に努めていきます。

#### 事業目的

白寿園居宅介護支援事業所(以下「当事業所」と表記します)は、介護保険法(平成9年法律123号)第8条第23項に定められた事業で、「居宅サービス計画」(ケアプラン)の作成を通して、利用者の自立を助けるとともに、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的、効率的に提供されるよう介護保険サービスの有効かつ適切な利用を支援します(居宅介護支援)。なお、事業者指定については、前述のとおり、都道府県知事から市町村長に指定権者が移譲され、事業所の監督権限や指定更新の事務も磐田市において実施することとなり、令和元年7月には第1回目の実地指導を受けました。

また、地域包括支援センター(同法第 115 条の 46)からの委託を受けて、介護予防支援 (同法第8条の2第16項)を実施します。さらに、平成29年度から磐田市で開始されている介護予防・日常生活支援総合事業の第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)についても、地域包括支援センターから委託を受けて実施します。

#### 援助方針

当事業所の運営方針は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成し、適切な相談援助技術をもって、下記の方針により必要とするサービスを計画します。

#### 利用者の尊厳保持と自立支援

当事業所は介護保険法第1条に定められた法の目的を遵守し、利用者の尊厳の保持及びその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行います。また、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。なお、自立支援の促進と言う観点から、区分支給限度基準額の利用割合が7割以上で、かつ、訪問介護が利用サービスの6割を占めるケアプランを保険者が介護度ごとに抽出し検証する取り組みが令和3年10月から実施されています(下表参照)。

#### ② 公正中立

当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に指定居宅介護支援の提供を行います。特に、平成30年度以降は、サービスの選択についての説明義務が運営基準に位置づけられました。さらに、令和3年度の改正では、前6か月の訪問介護/通所介護/福祉用具貸与の紹介率を利用者に説明することが義務づけられました。

#### ③ 多職種協働(チームケアの展開)

白寿園居宅介護支援事業所には、主任介護支援専門員、看護師、社会福祉士、介護福祉士、福祉住環境コーディネーターなどの資格を有する職員が配置されています。居宅介護支援の提供に際しては、これらの職員の有する知見や経験などを有効に活用した多職種協働的なサービスを展開します。また、居宅サービス事業所との連携については、サービス担当者会議等を通じて、市町村、地域包括支援センター、主治医、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定介護保険事業者、介護保険施設等関係機関との連携を図りながらチームケアを提供します。

#### ④ 事故防止・感染症の予防など

当事業所は、リスクマネジメントの手法を取り入れ、事故を未然に防ぐよう対策を講じます。また、感染症予防に心がけ、法人内で開催されている感染症予防委員会と常に連携を図り、感染防止に有効な対応を継続します。また、感染症発生時のサービスの調整等についても正しい知識のもと、事業者・施設と連携を図ります。事故防止については白寿会作業手順書に基づき、職員の意識の高揚を図ります。さらに防災計画を立案し、地震対応を含めた総合防災訓練の実施を計画します。個別的な対応としては前述のとおり、平成27年度から各居宅サービス事業者に対して個別サービス計画の提出を求めることとなりました。その際、事業所等がヒヤリハットの集積により把握しているリスクを居宅サービス計画にも位置付けることを心がけ、ケアチーム内でのリスクマネジメントを徹底します。

#### ⑤ 業務継続計画の作成

令和3年度の基準省令改正により、すべての事業所・施設を対象として、感染症及び自然 災害への対応を想定した業務継続計画の策定が義務化されました。当事業所においては、 法人の感染予防委員会、防災委員会との連携のもと、業務継続計画の策定を進め、令和3 年1月に感染症BCPを策定しました。

#### ⑥ 居宅介護支援サービスの質の向上

当事業所は、自らの提供する指定居宅介護支援の質の評価を行うとともに、ご利用者を対象としたアンケート調査を実施し、常にその改善を図ります。令和5年度においては、6年前からはじめた他法人の居宅介護支援事業所と実施する事例検討会などを展開し、一層のケアマネジメントの質の向上を図ります。本検討会では、参加者の業務負担軽減も含めて県法定研修の同様に、Zoomによる開催を継続します。また、事業所内でお互いのケアプランを助言しあえる体制を構築します。

### 会議,研修計画

### ① 会議

当事業所において開催する会議は下記の通りです。

### ◆社会福祉法人白寿会関係◆

社会福祉法人白寿会理事会	年3回程度	予算・事業計画等の説明
運営会議	第3金曜日	経営層の方針伝達、経営層・事業所主任により課題の 検討
在宅合同会議	第2木曜日	事業の進捗報告、事業所の課題等の確認
職員会議	隔月の最終水曜日	経営層からの伝達事項、研修報告

#### ◆居宅介護支援事業所主催会議◆

▼/1 11/1 12/10 1·/// <b>1</b> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
ケアマネ会議 (事業所内研修)	毎週火曜日	(1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (2) 過去に取り扱ったケースの問題点及びその改善方策 (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の情報共有 (4) 保健医療及び福祉に関する諸制度の勉強 (5) ケアマネジメントに関する技術 (6) 利用者からの苦情の内容及び改善方針の確認 (7) その他必要な事項/職員教育/外部研修報告							
他法人居宅介護支援 事業所との事例検討 会	年3回	事例検討及び関連知識の修得 Zoom							
サービス担当者会議	随時	サービス提供事業所との協議及び情報共有							

### ◆居宅介護支援事業所参加会議◆

ケアプラン会議	年数回	介護・予防プランの検討
地域ケア会議(包括)	随時	情報交換・研修
サービス事業者連絡会 議		情報交換・連絡事項

#### ② 研修

当事業所の職員は常に専門知識の習得と技術の向上に努め、事業所内での勉強会や各種研修会に積極的に参加します。また、介護支援専門員法定研修等にも参加をします。新任職員の研修は別に定めます。なお、平成24年度以降、特定事業所加算(II)の算定要件に「計画的な研修の実施」が追加されました。そこで、事業所全体の計画に加え、介護支援専門員ごとの研修計画についても作成しています。さらに、平成28年度からは上記加算の算定要件に「法定研修等における実習受入等人材育成への協力体制整備」が追加されたことから、単に法人の職員だけでなく、地域の介護支援専門員の研修・実習等についてもサポートできる体制を整えています。令和3年度の基準省令の改正により、高齢者虐待防止、感染症予防等の研修が義務づけられました。当事

業所では、従前からこれらのテーマについても事業所内研修で取り上げられていて、次年度も研 修開催を継続します。

- ②一③ 白寿会全体 内部研修・・職員会議・・研修センターの項目を参照
- ②一⑤ 居宅介護支援事業所 内部研修

N	Vo.	開催日	内容	場所	参加人数	備考(義務等)
	1	毎週火曜日-年48回	事業所内勉強会	居宅事業所	7人	事務員を含む

# 令和5年度白寿園居宅介護支援 研修計画 (②-⑤ 居宅介護支援事業所 内部研修)

	研修内容	研修担当	適切なケアマネジメン トを用いた実践研修	事例担当
4月	事例から学ぶ成年後見制度 (仮題)	佐藤 正也	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	山田 明子
5月	事例から学ぶ成年後見制度 (仮題)	佐藤 正也	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	山田 明子
6月	難病に関する基礎知識、行 政施策 (仮題)	鈴木 和子	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	鈴木 綾子
7月	難病に関する基礎知識、行 政施策 (仮題)	鈴木 和子	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	鈴木 綾子
8月	医療連携と緩和ケア(仮 題)	鈴木 綾子	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	袴田 麻友
9月	医療連携と緩和ケア(仮 題)	鈴木 綾子	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	袴田 麻友
10月	福祉用具研修(仮題)	山田 明子	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	佐藤 正也
11月	福祉用具研修(仮題)	山田 明子	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	佐藤 正也
12月	栄養マネジメントの視点と 摂食嚥下について (仮題)	袴田 麻友	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	鈴木 和子
1月	栄養マネジメントの視点と 摂食嚥下について (仮題)	袴田 麻友	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	鈴木 和子
2月	介護保険制度改正における ポイント(仮題)	佐藤 正也	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	山田 明子
3月	介護保険制度改正における ポイント(仮題)	佐藤 正也	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	山田 明子

事業所内	1内研修概要(ケアマネ会議) 定例火曜日開催
第一週	・事業所内研修 「地域における事業者や活用できる社会資源の情報共有」、「保健医療及び福祉に関する諸制度の勉強」、「ケアマネジメントに関する技術」、「その他、業務上必要となる情報等事項」に関する研修を研修担当者より実施する。
第三週	・適切なケアマネジメント手法を用いた実践研修
第四週	各自のケースにおいて、適切なケアマネジメント手法を用いて、メンバーにて困難ケースについての具体的な処遇方針 の検討、ケアマネジメント技術の確認、地域における事業者や活用できる社会資源の情報共有を行う。

その他(	ケアマネ会議) 定例火曜日開催
第一週	・運営時状況並びに利用者からの苦情の内容及び改善方針の確認(運営会議報告等)
第二週	・ケース報告 各自のケース状況の共有、現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針についての検討を行う。
第三週	・事業運営に関するコンプライアンス(紹介率の確認並びに特定事業所加算に関する月1の遵守記録)担当:平野
第四週	・職員教育と外部研修について(次月度のカレンダーの確認)

### ②一© 外部研修の予定(市内・西部地区のエリアで開催される研修)

	No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考(義務等)
Γ	1		磐田ケアマ	研修×年6回	磐田市役所等	1~2人	総会・内容により全員
			ネ				

### ②- 個 白寿会主任介護支援専門員の会

白寿会では法人内の主任介護支援専門員による「白寿会主任介護支援専門員の会」を作り、平成26年度から、地域の介護支援専門員、生活相談員を対象とした研修を展開しています。

※ 主任介護支援専門員の更新について、同研修に参加できる者の要件の一つに「地域包括支援 センターや職

能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者」が定められました。当該研修受講の要件を満たすという観点から、静岡県介護支援専門員協会に加入し協会開催の法定外研修などにも進んで参加できる体制を整備します。

### 白寿園居宅介護支援事業所 経営計画

介護給付の標準担当件数を一人35件とし、39件を一定程度超過する場合、40件以降から逓減制が導入されます。予防給付の介護予防支援事業業務に係る受託を受けた場合は、当該件数に1/2を乗じて得た件数を含めて算定されます。また、平成24年度以降は介護予防支援の担当上限(介護支援専門員ごとに8件)が廃止となりました。なお、平成30年度改定では、磐田市の地域区分、1単位単価(10.21円)の変更はありません。

### 令和5年度以降の磐田市のニーズ予測

磐田市第7期介護保険事業計画における居宅介護支援及び介護予防支援の利用者数の予測値は下表のとおりです。高齢化の進展に伴う自然増を見込んだ数値であり、居宅介護支援事業所数も増加していることから新規利用者の確保が今後も大きな課題となります。

		実績		見込		計画	推計		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
	居宅介護支援 自然体	38, 815	39, 112	39, 852	40, 956	42, 228	41, 772	44, 400	56, 592
利用人数	居宅介護支援施策反映後				40, 512	40, 896	39, 612	40, 332	50, 136
(人/年)	介護予防支援 自然体	7, 474	8, 523	9, 600	10, 596	11, 040	11, 268	11, 724	13, 044
	介護予防支援施策反映後				10, 944	11, 568	12, 120	13, 320	16, 068

### 令和5年度の白寿園居宅介護支援事業所の経営計画

令和5年度も、特定事業所加算Ⅱ等を引き続き算定することができるよう、追加要件である他法人の居宅介護支援事業所との事例検討会や地域包括支援センターが行う事例検討会への参加を確保します。また医療と介護の連携に関する加算が創設されているので介護支援専門員としての資質向上のために、また、事業所の経営の安定化に資するためにこれらの加算も積極的に算定していきます。

利用者の確保については、令和5年度においても、サービスの質の向上、困難事例への的確な対応、そして、ホームページをはじめとする広報活動を展開し、地域・利用者から選ばれる事業所となって、さらなる経営の安定を図りたいと考えています。

### ■ 令和5年度の利用見込

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
介護	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	1,800
予防	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	600

### 白寿園第二居宅介護支援事業所

令和 5 年度事業計画 介護保険事業所番号 227690723



■ 令和5年度 事業コンセプト

### 『つなぐ、つなげる、あなたと共に…』

年をとっても、病気を持っても、介護が必要になっても、自分らしく、住み慣れた家で 馴染みの地域で暮らしていきたいものです。

コロナ感染症等の蔓延に伴い、高齢者の生活にも大きな影響が出ている事も踏まえ、より一層、つながりのある暮らしを支援していく。介護保険のプロとして、社会と人と気持ちを『つなぐ、つなげる、あなたと共に…』お手伝いできるように努めていきます。

### 活動目標 ① 感染症や災害に負けない支援を行う。

- ・基準省令の改正により感染症対策の強化推進をすることとなりました。
- ・コロナ感染症等の蔓延に伴い、生活様式が変化し高齢者を取り巻く環境も大きく変化しています。状態を把握する事と共に、新たな生活様式を取り入れながら生活することは心身ともに負担が掛かることと認識し、認知症やフレイル等が重症化しないように予防する事、精神的な不安等から孤立する事が無いように支援していきます。
- ・法人内で開催されている感染症予防委員会に参加、感染症や災害に対して正しい情報、知識を修得し、その結果について職員に周知徹底を図ります。感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。また防災訓練や災害時の対応等の研修にも参加し意識を高めていきます。
- ・感染症や災害時でも、ケアマネジメント業務が滞らないように I C T 等を活用し、リモートで対応できるように体制、環境を整えていきます。
- ・利用者のみならず、職員自身も新たな生活様式を習慣化し、感染症を予防する意識を持ち健康管理に留意します。
- ・感染症指針/BCPに基づく訓練の実施や必要に応じた見直しを行います。
- ・災害BCPを策定し、当該計画に基づく教育や訓練を実施します。

### 活動目標 ② 根拠に基づいたケアマネジメントの展開

- ・令和3年度介護保険制度が改正されたことから定例のケアマネ会議や、ケアマネ/相談員 研修、磐田ケアマネ連絡会などで介護保険法、磐田市の基準省令等の関係法令を遵守出来 るように、学習、理解できるように努めていきます。
- ・疑問に思う事等も、関係法令を確認し、確実なケアマネジメントを展開できるように努め 適正に書類を整えていきます。
- ケアマネ会議で法令遵守の研修を開催します。

### 活動目標 ③ 介護支援専門員の一人ひとりの資質向上

- ・静岡県介護支援専門員の法定研修に参加し(主任介護支援専門員更新研修)ケアマネジメント力を向上させ、組織にフィードバックしていきます。リモートでの研修体制にも参加・対応できるように努めていきます。
- ・基礎資格(看護師・社会福祉士・介護福祉士・歯科衛生士)の専門性を生かした研修を行い、組織全体の力を向上させていきます。
- ・話しやすい職場環境を作り、ご利用者の情報をチームで共有します。また、スーパービジョンの手法を用いて、相談、指導を行います。
- ・白寿園相談員研修、磐田ケアマネ連絡会、磐田市主任ケアマネの会等の研修に参加し、自己 研鑽に努め、組織にフィードバックします。
- ・ケアマネジメント業務の中にICTを活用。苦手意識を失くし、操作に慣れるように学習 し、また研修会等にも参加していきます。

### 活動目標 ④ 地域に根差した事業所作り

- ・基準省令の改正に伴い、特定事業所加算の要件にインフォーマルサービスを取り入れたケア プランを作成する事が新たな要件に加わりました。管轄エリアの交流センター、社会福祉協 議会等が展開するサロンなどから情報を収集し、地域高齢者の特徴や実態を把握し、磐田南 部地区エリアの居宅介護支援事業所とも連携し、地域の社会資源を把握できるように努めて いきます。また南部地域の地域課題を確認し、課題に向けた解決を検討します。
- ・支援困難ケースを受託する事や、地域ケア会議等に年2回程度参加するなど、地域包括支援 センターとの連携強化に努めていきます。(受託後の支援報告、認知症カフェ等の参加協力)
- ・高齢者虐待の防止のための研修を定期的に実施します。また、管轄包括支援センターと連携 し、対応していきます。
- ・結の会(磐田市南部地域事業所間の事例検討会の実施)を定期的に行い、磐田市南部地域の ケアマネジャー資質向上を目指します。
- ・医療と介護の連携ができるように、ICTを活用しタイムリーな情報共有、切れ目ないサービスが提供できる様に取り組んでいきます。
- ・障害者福祉制度の事業所や地域の民生委員など他制度の資源と協働できる会議に参加します。

### 事業目的

白寿園第二居宅介護支援事業所(以下「当事業所」と表記します)は、介護保険法(平成9年法律 123号)第8条第23項に定められた事業で、「居宅サービス計画」(ケアプラン)の作成を通して、利用者の自立を助けるとともに、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的、効率的に提供されるよう介護保険サービスの有効かつ適切な利用を支援します(居宅介護支援)。なお、事業者指定については、前述のとおり、都道府県知事から市町村長に指定権者が移譲され、事業所の監督権限や指定更新の事務も磐田市において実施することとなり、

また、地域包括支援センター(同法第 115 条の 46)からの委託を受けて、介護予防支援(同法 第8条の 2 第 16 項)を実施します。さらに、平成 29 年度から磐田市で開始される介護予防・日 常生活支援総合事業の第 1 号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)についても、地域 包括支援センターから委託を受けて実施します。

### 援助方針

当事業所の運営方針は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者及 びその家族のニーズを的確に捉え居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成し、適切な相 談援助技術をもって、下記の方針により必要とするサービスを計画します。

#### ① 利用者の尊厳保持と自立支援

■介護保険法第1条 市規則第1条 当事業所は介護保険法第1条に定められた法の目的を遵守し、利用者の尊厳の保持及びそ の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行います。 また、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生 活を営むことができるよう支援を行います。なお、自立支援の促進と言う観点から、区分 支給限度基準額の利用割合が7割以上で、かつ、訪問介護が利用サービスの6割を占める ケアプランを保険者が介護度ごとに抽出し検証する取り組みが令和3年 10 月から実施され ています。

#### ② 公正中立

当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供され る指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよ う、公正中立に指定居宅介護支援の提供を行います。特に、平成 30 年度以降は、サービスの選 択についての説明義務が運営基準に位置づけられています。事業所としては、それらの義務を忠 実に実施していることを示す根拠を整えていきます。さらに、令和3年度の改正では、前6か月 の訪問介護/通所介護/福祉用具貸与の紹介率を利用者に説明する事が義務づけられました。

### ③ 多職種協働(チームケアの展開)

白寿園第二居宅介護支援事業所には、主任介護支援専門員、看護師、社会福祉士、介護福祉士、 歯科衛生士、精神保健福祉士などの資格を有する職員が配置されています。居宅介護支援の提供 に際しては、これらの職員の有する知見や経験などを有効に活用した多職種協働的なサービスを 展開します。また、居宅サービス事業所との連携については、サービス担当者会議等を通じて、 市町村、地域包括支援センター、主治医、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業 者、指定介護保険事業者、介護保険施設等関係機関との連携を図りチームケアを提供します。

### ④ 事故防止・感染症の予防など

当事業所は、リスクマネジメントの手法を取り入れ、事故を未然に防ぐよう対策を講じま す。また、感染症予防に心がけ、法人内で開催されている感染症予防委員会と常に連携を 図り、感染防止に有効な対応を継続します。また、感染症発生時のサービスの調整等につ いても正しい知識のもと、事業者・施設と連携を図ります。事故防止については白寿会作 業手順書に基づき、職員の意識の高揚を図ります。さらに防災計画を立案し、地震対応を 含めた総合防災訓練の実施を計画します。個別的な対応としては前述のとおり、平成 27 年 度から各居宅サービス事業者に対して個別サービス計画の提出を求めることとなりました。 その際、事業所等がヒヤリハットの集積により把握しているリスクを居宅サービス計画に も位置付けることを心がけ、ケアチーム内でのリスクマネジメントを徹底します。

### ⑤ 業務継続計画の作成

令和3年度の基準省令改正により、すべての事業所・施設を対象として、感染症及び自然 災害への対応を想定した業務継続計画の策定が義務化されました。当事業所においては、 法人の感染予防委員会、防災委員会との連携のもと、業務継続計画の策定を進め、令和3 年1月に感染症BCPを策定しました。また、令和5年2月にシミュレーション訓練を実 施しました。

### ⑥ 居宅介護支援サービスの質の向上

当事業所は、自らの提供する指定居宅介護支援の質の評価を行うとともに、ご利用者を対象としたアンケート調査を実施し、常にその改善を図ります。令和4年度においては、他法人の居宅介護支援事業所と実施する事例検討会(結の会)などを展開し、一層のケアマネジメントの質の向上を図ります。本検討会は、コロナ禍の中、参集式の会の開催が困難となっていることも踏まえ、Zoomによる開催を継続します。

### 会議及び研修

#### ① 会議

当事業所において開催する会議は下記の通りです。

会議の名称	開催予定	内 灾
会 議 の 名 称	用 惟 」 / 止	

#### ◆社会福祉法人白寿会関係◆

社会福祉法人白寿会理事会	年3回程度	予算・事業計画等の説明
運営会議	第3金曜日	経営層の方針伝達、経営層・事業所主任により 課題の検討
在宅合同会議	第2木曜日	事業の進捗報告、事業所の課題等の確認
職員会議	隔月の最終水曜日	経営層からの伝達事項、研修報告 リモートで の参加も可能

#### ◆居宅介護支援事業所主催会議◆

ケアマネ会議 (事業所内研修)	毎週金曜日	(1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (2) 過去に取り扱ったケースの問題点及びその改善方策 (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の情報共有 (4) 保健医療及び福祉に関する諸制度の勉強 (5) ケアマネジメントに関する技術 (6) 利用者からの苦情の内容及び改善方針の確認 (7) その他必要な事項/職員教育/外部研修報告
結の会	年3~4回	事例検討及び関連知識の修得
サービス担当者会議	随時	サービス提供事業所との協議及び情報共有

#### ◆居宅介護支援事業所参加会議◆

ケアプラン会議	年3回程度	介護予防プランの検討
ケアプラン点検	随時	介護ケアプランの適正事業
地域ケア会議(包括)	随時	情報交換・研修
サービス事業者連絡会議	年8回	情報交換・連絡事項
磐田ケアマネ事例研究会	年3回	事例研究

### ② 研修

当事業所の職員は常に専門知識の習得と技術の向上に努め、事業所内での勉強会や各種研修会に積極的に参加します。また、介護支援専門員法定研修等にも参加をします。新任職員の研修は別に定めます。なお、平成24年度以降、特定事業所加算(II)の算定要件に「計画的な研修の実施」が追加されました。そこで、事業所全体の計画に加え、介護支援専門員ごとの研修計画についても作成しています。さらに、平成28年度からは上記加算の算定要件に「法定研修等における実習受入等人材育成への協力体制整備」が追加されたことから、単に法人の職員だけでなく、地域の介護支援専門員の研修・実習等についてもサポートできる体制を整えます。

令和3年度の改正からは「必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルサービス含む) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している事を要件として求める」が追加され地域の社会資源を活用したケアマネジメントを展開できるように求められています。

②一③ 白寿会全体 内部研修・・職員会議・・研修センターの項目を参照

### ②一⑤ 居宅介護支援事業所 内部研修

	開催日	内容	場所	参加者
1	毎週金曜日 年48回	事業所内勉強会	居宅支援事業所	5人(事務員含む)

#### ②-◎ 外部研修の予定(市内・西部地区のエリアで開催される研修)

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考(義務等)
1		磐田ケアマネ	研修×年6回	磐田市役所等	1~2人	総会・内容によ
						り全員
2	偶数月	磐田市主任ケア	情報共有 地域課題に	磐田市役所等 リ	1~2人	
		マネの会	ついて	モート会議		
3		磐田ケアマネ	事例研究会 年3回	リモート会議	10人程	
					度	
4		結の会	研修 年3~4回	磐田市急患センタ	全職員	
				ー・リモート会議		

### 結の会 年間計画案

	研修テーマ	参加事業所
5月	結の会ネットワーク	磐田市南部地域包括支援センター
	シミュレーション訓練	白寿園第二居宅介護支援所
9月	磐田市南部地区民生福祉委員との交流	第二遠州の園居宅介護支援事業所
	ケアマネと協同した事例を振り返る	マザーズ前野居宅介護支援事業所
12月	事例検討会	訪問看護いわた居宅介護支援事業所
	*鈴木内科医院・えん在宅クリニック・	磐田地区
	しらびょうし薬局・訪問看護いわた等、医療と福祉	
	連携のある事例を振り返る。	
2月	振り返りと来年度の計画作り	

#### \*基本的には参集で計画をする。

\*コロナウイルス感染症の蔓延状況に応じてリモートでの会議、研修に切り替える。

令和5年度白寿園第二居宅介護支援 研修計画案

	第1週目 地域の社会資源	第3週目 保健医療福祉諸制度	第2, 4週目 ケアマネジメント技術	第4週目 自由研究
4月	磐田市介護保険計画	成年後見人制度	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	川島朝美
5月	磐田市障害者制度	事故防止・ヒヤリハット	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	砂川 環実
6月	磐田市介護保険計画	障害者総合支援法	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	戸塚 彩乃
7月	磐田市障害者制度	生活保護法	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	佐藤 直世
8月	磐田市介護保険計画	BCP 感染症対策	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	川島朝美
9月	磐田市障害者制度	高齢者虐待防止法	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	砂川 環実
10月	磐田市介護保険計画	苦情について	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	戸塚 彩乃
11月	磐田市障害者制度	BCP 災害について	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	佐藤 直世
12月	磐田市介護保険計画	介護保険制度改正について	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	川島朝美
1月	磐田市障害者制度	介護保険制度改正につ いて	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	砂川 環実
2月	磐田市介護保険計画	介護保険制度改正につ いて	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	戸塚 彩乃
3月	磐田市障害者制度	介護保険制度改正について	現に抱える処遇困難もしくは過 去に取り扱ったケースより提供	佐藤 直世

- \*保健医療福祉・・・・・当該月の研修テーマである制度・社会資源を活用している事例を提供 \*ケアマネジメント・・・当該月のケアマネジメントテーマの事例を示し、アセスメントやモニタリング等、ケアマネジメント手法の確認やケアプランチェック等を行う。
- ※ 半期を目途に本研修計画の進捗管理(評価・修正)を行う。
- \*自由研究・・・担当する介護支援専門員の基礎資格を生かし、日々のケアマネジメントに活かせるような内容を提供する。

### 白寿園第二居宅介護支援事業所 経営計画

事業所の経営の安定化を確保するために、継続して特定事業所加算を算定できるように努めていきます。また、医療・介護の連携を強化し、特定事業所医療介護連携加算の要件を満たすことができた為、安定した経営を維持することができると考えます。

今後も、特定事業所加算等の要件が満たされる事業が展開できるように努めていきます。 令和3年度の改正から適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上の場合40件目から、60件以上の場合60件 目からそれぞれ評価が低くなる逓減性において、ICT の活用や事務職員の配置を行っている事業者については逓減性の適用(居宅介護支援費Ⅱの適用)を 45 件以上の部分からとする見直しを行っています。当事業所も特定事業所加算を算定する観点からも逓減性に見合う様に対応していきます。

#### 令和5年度以降の磐田市のニーズ予測

磐田市第7期介護保険事業計画における居宅介護支援及び介護予防支援の利用者数の予測値は下表のとおりです。高齢化の進展に伴う自然増を見込んだ数値であり、居宅介護支援事業所数も増加していることから新規利用者の確保が今後も大きな課題となります。

	実績		見込		計画		推	計	
6		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
	居宅介護支援 自然体	38, 815	39, 112	39, 852	40, 956	42, 228	41, 772	44, 400	56, 592
利用人数	居宅介護支援施策反映後				40, 512	40, 896	39, 612	40, 332	50, 136
(人/年)	介護予防支援 自然体	7, 474	8, 523	9, 600	10, 596	11, 040	11, 268	11, 724	13, 044
	介護予防支援 施策反映後				10, 944	11, 568	12, 120	13, 320	16, 068

#### 令和5年度の白寿園第二居宅介護支援事業所の経営計画

令和5年度に当事業所は、現在の人員体制を確保し、特定事業所加算IIと共に特定事業所医療介護連携加算を追加算定することができるため、より一層、安定した経営が望めると考えます。特定事業所医療介護連携加算は、地域包括ケアシステムの推進に於ける大きな要であり、加算を算定できる事は、医療サービス事業所からの信頼関係が図れると考えます。今後も特定事業所加算の算定条件(他法人の居宅介護支援事業所との事例検討会や地域包括支援センターが行う事例検討会への参加、インフォーマルサービスの活用したケアマネジメントの展開)を確保できるように、努めていきます。

利用者の確保については、令和5年度においても、サービスの質の向上、困難事例への的確な対応、そして、ホームページをはじめとする広報活動を展開し、地域・利用者から選ばれる事業所となって、さらなる経営の安定を図りたいと考えています。

#### ■ 令和5年度の利用見込

(上段は月数/下段は人数)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
介護	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1440
予防	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	576

# 磐田市竜洋地域包括支援事業所 令和5年度事業計画 介護保険事業所番号 220690033

■ 令和5年度 事業コンセプト

コロナに負けない生活様式への理解と行動が進むよう、認知症予防やフレイル 予防、終活や ACP に取り組む竜洋住民が増えることを目指します。

コロナ対策の新しい生活様式を日常的に実施する手立てに加えて、認知症やフレイルにならないための予防の手立て、認知症になっても進行を緩やかにする手立てを住民にお伝えしながら、認知症の人もその家族も安心して暮らせる地域、認知症の人とその家族と共に生きる地域を目指して活動します。また、人生の最期を地域で安心して暮らせるよう、住民の理解と行動が進むよう活動します。

講座やカフェ、訪問により、延べ 580 名の高齢者に対して、周知・啓発活動をします。

### (8) 日常生活圏域の高齢者数・認定者数

本市の日常生活圏域は中学校区の10圏域とします。高齢者数・認定者数は城山中学校区が最も多くなっていますが、高齢化率は豊岡中学校区が32.2%と最も高く、認定率は神明中学校区が最も高く17.2%となっています。

	総人口	高齢者数	高齢化率	認定者数	認定率
磐田第一中学校区	20, 072	5, 526	27.5%	894	16. 2%
城山中学校区	29, 500	7, 403	25. 1%	969	13.1%
向陽中学校区	10, 324	3, 139	30.4%	473	15.1%
神明中学校区	13, 866	3, 471	25.0%	597	17. 2%
南部中学校区	18, 326	5, 213	28, 4%	759	14.6%
福田中学校区	17, 520	5, 435	31.0%	839	15. 4%
竜洋中学校区	18, 685	5, 805	31.1%	951	16.4%
豊田中学校区	13, 461	3, 595	26.7%	535	14, 9%
豊田南中学校区	16, 932	4, 591	27.1%	623	13.6%
豊岡中学校区	10, 987	3, 538	32.2%	588	16.6%
市全体	169, 673	47, 716	28.1%	7, 228	15. 1%

資料:庁内調べ(令和2年4月1日現在)

### 活動目標 ①コロナ対策の新しい生活様式の周知・啓発

- ・シニアクラブやサロン、<u>自治会</u>から依頼される出前講座、包括主催・共催のカフェ(ウエルカフェ・ふれあいカフェ)、総合相談の来所や訪問の機会に、地域高齢者がコロナ感染拡大防止の生活様式に理解を深め行動変容できるよう周知・啓発活動を実施します。
- ・ワクチン接種などの対処法の情報収集につとめ、適切に情報提供ができるよう活動します。また、関係機関と協力して対応します。必要に応じて、自治回覧を利用します。

### 活動目標 ②「終活・ACP(アドバンス・ケア・プランニング)」の周知啓発

- ・磐田版「私と家族のあんしんノート」の書き方や、相続、遺言、税金、保険、年金などの 手続きの専門機関や担当部署への相談について、地域高齢者・家族が学習する機会を作り ます。
- ・もしものときの自分が望む医療やケアについて、家族や友人、医師などと事前に考え、繰り返し話し合い、共有する取り組み (ACP) を、地域高齢者・家族が学習する機会を作ります。
- ・周知啓発の機会として、今年度は、出前講座等で相続・遺言・税金・年金などの講座を予定しています。

# 活動目標 ③ 認知症フォーラム、認知症フェア、認知症の人との交流会の実施、フレイル予防の周知啓発

- ・地区社協、SC、関係機関との共催でフォーラムを企画するほか、認知症の人とその家族 と地域の支援者らとの会を企画します。
- ・シニアクラブやサロンから依頼される出前講座、包括主催・共催のカフェ (ウエルカフェ ふれあいカフェ)、総合相談の来所や訪問の機会に、地域高齢者が認知症やフレイルについて理解を深めともに地域で生きることや、認知症やフレイルの予防活動ができるよう周知・啓発を実施します。
- ・認知症理解・予防として、今年度も交流センター講座で認知症講座を実施します。
- ・フレイル予防として、今年度もノルディックウォークの普及啓発に取り組みます。北・ 東・西地区での開催を予定しています。
- ・ウエルカフェ・ふれあいカフェは多機能のカフェですが、新たに介護者のつどいを定期開催とし、MCIの方も気軽に集える居場所づくりを企画します。

I	令和3年度介護報酬改定について					
П	地域包括支援センターの目的					
Ш	地域包	型括支援センターの事業				
	(1)	地域支援事業 (包括的支援事業)				
	(2)	地域支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)				
	(3)	地域支援事業 (多職種協働による地域包括支援 ネットワークの構築)				
	(4)	指定介護予防支援事業				
IV	感染症対策の強化に向けて					
V	地域包	D括支援センターの業務計画				
	(1)	担当区域				
	(2)	職員配置				
	(3)	会議				
	(4)	職員の資質の向上				
VI	磐田市	方竜洋地域包括支援センター 経営計画				
	(1)	地域包括支援センターの運営に係る経費(委託料)				
	(2)	令和5年度の介護予防支援事業の経営計画				
	(3)	介護予防支援・第一号介護予防支援の介護報酬構造				

■ 事業計画において「基準」とあるのは「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を指します。

### Ⅰ 令和3年度 介護報酬改定について

令和3年度の介護予防支援の改正では、全サービス共通事項として、感染症対策の強化や業務継続計画の整備、ICTの活用などが行われます。介護報酬は7単位上がりました。報酬の関係では、委託時に委託連携加算が新設されました。

以下に、介護予防支援の改正の12のポイントを示します。

### ①介護予防支援等の基本報酬

介護予防支援の介護報酬は、要支援状態区分によらず定額の月額(1月438単位)が設定されています。

	改定後単位数/増減	改定前単位数
介護予防支援費(1月につき)	438単位/月 (+7単位)	431 単位

②感染症対策の強化/新型コロナへの特例的な評価

共通事項

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、 基準省令に委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を 義務づけます。その際、3年の経過措置期間を設けます。

③業務継続に向けた取組の強化

共通事項

感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する 観点から全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実 施、

訓練(シミュレーション)の実施等を義務づけます。その際、3年の経過措置期間を設けます。

④人員配置基準における両立支援への配慮

共通事項

⑤ハラスメント対策の強化

共通事項

⑥高齢者虐待防止の推進

共通事項

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当 者

を定めることを義務づけます。その際、3年の経過措置期間を設けます。

⑦会議や多職種連携における ICT の活用

共通事項

⑧利用者への説明・同意等に係る見直し

共通事項

⑨記録の保存等に係る見直し

共通事項

⑩員数の記載や変更届出の明確化

共通事項

①運営規定等の掲示に係る見直し

共通事項

### ②介護予防支援の充実 (委託連携加算)

告示改正により、介護予防支援事業所が居宅介護支援事業所に外部委託を行いやすい 環境の整備を進める観点から、介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、 委託時における居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評価する新たな加算を創設 しました。

### 報酬告示 - 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

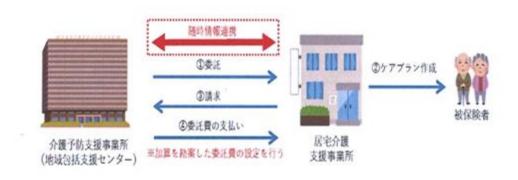
#### 委託連携加算 300単位(新設)

注 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)第 2 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅支援事業所に提供し、当該指定居宅支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。

#### 算定要件

利用者 1 人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定する。

※当該加算を算定した際には、介護予防支援事業所に対して、当該加算を勘案した委託費の設定等を行うよう求める。



### Ⅱ 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、地域住民の心身の健康の保持 及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び 福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において 一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものです。

(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第115条の46第1項)。

竜洋地域包括支援センターは、1号被保険者及び介護保険サービスが必要となることが 想定される2号被保険者を対象に、上記の目的に沿って、次の業務を行います。

- (1)地域支援事業における包括的支援事業
  - 1)地域包括支援センターの運営(地域ケア会議を含む)
  - ①介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業) (法第115条の45第1項第1号ニ(居宅要支援被保険者に係るものを除く)
  - ②総合相談支援業務(法第115条の45第2項第1号)
  - (3)権利擁護業務(法第115条の45第2項第2号)
  - ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(法第115条の45第2項第3号)
  - 2)認知症総合支援事業(法第115条の45第2項第6号)の一部
  - 3)在宅医療・介護連携推進事業(法第115条の45第2項第4号)の一部
- (2)地域支援事業における介護予防・日常生活支援事業
  - 1)介護予防・生活支援サービス事業
    - ・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業) (法第115条の45第1項第1号二)
  - 2) 一般介護予防事業 (法第115条の45第1項第2号)
- (3) 多職種協働による地域包括支援ネットワーク(法第115条の46第7項)
- (4)指定介護予防支援事業:介護予防給付(要支援1~2)
- (5) その他厚生労働省が定める事業



### Ⅲ 地域包括支援センターの事業

下記は、令和4年度磐田市地域包括支援センター運営業務委託仕様書に基づいて計画した ものです。

- (1) 地域支援事業(包括的支援事業)
  - ① 地域包括支援センターの運営
    - 1) <u>介護予防ケアマネジメント 第1号介護予防支援事業</u> (介護保険法第115条の45第1項二(居宅要支援被保険者に係るものを除く)

「基本チェックリスト該当者」に対して介護予防及び日常生活支援を目的として、その 心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問 型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的 に実施されるような必要な援助を行います。

2) 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第一号事業)

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関機関および制度の利用につなげる等の支援を行います。

- ア. 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援
- イ. 相談実施に当たって必要となるネットワークの構築
- ウ. 地域の高齢者の状況の実態の把握
- エ. 複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応
- オ、他の相談支援を実施する機関との連携及び地域生活課題全体の把握
- 3) 権利擁護業務(介護保険法第 115条の 45 第 2 項第二号事業)

地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題解決できない等の 困難の状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよ う、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

地域包括支援センターは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する 法律(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)において、高齢者虐待の対応機関の一つ と位置づけられていることから、行政との連携のもと必要な対応を行います(希望施設に ついては虐待対応機能の評価を検討します)。

- ア. 成年後見制度の活用促進
- イ. 老人福祉施設等への措置の支援
- ウ. 高齢者虐待への対応
- エ. 困難事例への対応
- オ. 消費者被害の防止に関する諸制度の活用

### 4) 包括的継続的ケアマネジメント業務(介護保険法第115条の45第2項第三号事業)

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、 地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、多職種相互の協働等により連携・協働 の体制づくりを行います。介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付に おけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に 応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるよう支援等を行います。

- ア. 「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援 ※開催前に課題や会議における論点を整理するなどの事前準備を行う ※市が主催するケアプラン会議への協力、モニタリング、継続支援
- イ. 包括的・継続的なケア体制の構築
- ウ. 地域における介護支援専門員のネットワーク構築・活用
- エ. 介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談
- オ. 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言
- カ. 障害者相談支援センターと連携した支援体制の構築

### ② 認知症総合支援事業(介護保険法第115条の45第2項第六号事業)

認知症の本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう認知症地域支援推進員を中心として、相談業務、医療・介護等の連携強化による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

以下の事業を地域の実情に応じた方法で実施します。

- ア. 住民への周知啓発事業
- イ、認知症カフェ等の開催支援または介護者家族の交流会等ケア向上支援
- ウ. 認知症初期集中支援チーム活動への参画(総合相談支援業務等によりチームの 介入が必要なケースは、チームと連携しながら早期診断・早期対応に努め

る。)

#### ③ 在宅医療・介護連携推進事業 (法第115 条の45 第2項第4号事業)

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等により、在 宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築の促進や地域住民への在宅医療・介 護の必要性について周知・啓発を行います。

以下の事業を地域の実情に応じた方法で実施します。

- ア. 住民への周知啓発事業
- イ. 医療・介護関係者からの相談、連携支援
- ウ. 「シズケア\*かけはし(静岡県地域包括ケア情報システム)」の運用

#### (2) 地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

ア 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防ケアマネジメント 第1号介護予防支援事業(介護保険法第115条の45第1項二)

※要支援者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効果的に実施されるよう支援します。

※適切なアセスメントの実施により利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人が それを理解し、主体的に目標達成に向けて取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生 活支援サービス事業等の利用について検討しケアプランを作成します。

※心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような「心身機能」「活動」「参加」の視点を持ち、本人が地域で役割を担う活動に参加継続することができるよう支援します。

なお、事業支給費は、磐田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱(平成29年3月29日 磐田市告示第55号)によるものです。

### イ 一般介護予防事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)

※市民への「自助」「互助」を促す介護予防の取り組みに向けた啓発、支援をします。

※介護予防の効果が高い住民主体の通いの場の取り組み等、介護予防事業の普及啓発に努めます。

#### (3) 地域支援事業

(多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築(法第115条の46第7項))

包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・ 医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機 的に連携することができる環境整備及び多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の 構築に向けた取り組みを行います。

#### (4) 指定介護予防支援事業(介護保険法第8条の2第18項)

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を 行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サ ービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービ ス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連携調整などを 行います。

指定介護予防支援業務を実施するため、介護保険法第 115 条の 22 の規定に基づき市の指定を受ける必要があります。また、事業の実施に当たっては、「磐田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 27 年 3 月 24 日条例第 1 号)」を遵守します。

なお、指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費は支援センターの収入とし、 その収入で、指定介護予防支援事業を行います。

### IV 感染症対策の強化に向けて

### (1) 感染症対策の強化

介護予防支援の場合は、従来は、**基準第20条に「従業者の健康管理」が設けられていて、感**染症対策の定めはなかったのですが、今回、基準第20条の2を加え、介護保険施設の感染症対策と同等の取り組み義務づけました。

指定居宅介護支援事業所等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置) 基準第20条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はま ん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検 討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」とい う。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催すると ともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまんの防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

#### (2) 新型コロナへの取り組み

指定介護予防支援事業としては、法人内で開催されている感染症対策委員会と常に連携を 図り、感染防止に有効な対応(「対応の手引き」参照)を継続します。また、感染症発生時の サービスの調整等についても正しい知識のもと、事業者・施設と連携を図ります。 また、新しい生活様式を習慣化させ自分自身の健康管理にも努めていきます。

包括的支援事業としては、地域高齢者がコロナ感染拡大防止の生活様式に理解を深め、行動変容できるよう周知・啓発活動を実施します(活動目標①)。行政や市社協・介護事業所などからの感染対策情報を、インフォーマルサービスや地域の活動団体(サロン・シニアクラブなど)につなぐ役割を果たすとともに、感染対策情報をもとに地域包括支援センターが主催・共催する会議や講座・講演などの企画や運営を適宜検討します。

### V 地域包括支援センターの業務計画

### (1) 担当区域

当センターの担当区域は、磐田市竜洋地域(磐田市竜洋中学校区)です。

### (2) 職員配置

当センターには、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師、事務員を各1名配置します。各職種の業務分担は表1のとおりです。

### ■ 表1 磐田市竜洋地域包括支援センターの業務分担表

	共 通 的	業務	
職種	介護予防支援 (担当件数目 安)	その他業務	担 当 業 務
主任介護支援専門員	17件	総合相談	ケアマネ支援
工压厂 暖入饭守门只	17	総合支援	介護予防支援関係(給付管理含む)
社会福祉士	8件	(実態把握	権利擁護業務(成年後見・消費者
11. 大田江上	014	含む)	被害・虐待・困難事例対応含む)
/ P /z+4正	1 = <i>[</i> H-	会議・研	在宅医療・介護連携推進事業
保健師	15件	修の運	認知症総合支援事業、介護予防事業
		営•	給付管理関係・総務関係
事務員		参加、諸	その他事務関係
		記録、等	

※ 介護予防支援・第一号介護予防支援(要支援者・事業対象者に対するケアマネジメント)は月の件数を想定。

### (3) 会議

当センターにおいて提供されるサービス等は原則として関係職員の協議によって決定 します。当センターの主催または出席する会議は表2のとおりです。

### ■ 表2 磐田市竜洋地域包括支援センターの会議について

会議の名称	開催予定	内容
◆社会福祉法人白寿会関係◆		
社会福祉法人白寿会役員会	年3回+随時	予算・事業計画・実績等の説明
管理運営会議	毎月 第3金曜日	経営層の方針伝達、経営層・事業所主任 による課題の検討
職員会議	隔月の最終水曜日	経営層からの伝達事項、研修報告

感染症対策委員会	第2木曜日	コロナ感染拡大防止、その他感染症 対策の検討
虐待防止委員会	第2月曜日	施設・在宅における虐待防止、対策の検 討
優先入所検討会	年4回開催	特養優先入所順位の決定
苦情解決委員会	毎年12月上旬	間接・直接苦情の報告と検討
◆地域包括支援センター関係◆		
	毎日 8:30~9:00	前日業務の報告、当日業務の確認、連絡 等
包括会議	月1回	帝 各会議・研修等の報告、ケース検討、業 務の確認等(法人部門会議に準じての進 行)
地域ケア会議(個別)	適宜	個別事例の課題解決に向けて地域関連機 関を含む会議
地域ケア会議(小地域)	適宜	小地域の課題解決に向けて地域関連機関 を含む会議
磐田市ケアプラン会議	月1回	総合事業新規ケース中心に、行政と専門 職とケース担当者でプラン検討など。
包括合同研修会、多職種連携会議	適宜	介護・福祉・医療の関係機関、介護サービス事業所による情報交換、研修会等
包括センター長連絡会議	第1金曜日 9:30~	包括全般における市からの連絡、業務の 検討、各包括の連携等
主任ケアマネ会議	第4火曜日 10:00~	主任ケアマネ業務の確認、各包括の連携
社会福祉士会議	第3火曜日 13:30~	高齢者虐待の判定、権利擁護事業、日常 生活自立支援事業の報告等
保健師会議	第2木曜日 13:30~	一般介護予防事業などの高齢者施策に対 する進捗確認等
高齢者虐待防止ネットワーク会議	年 回開催	磐田市の施策の確認、事例報告等
地域包括支援センター運営協議会 (市地域ケア会議含む)	年3回開催	業務進捗、実績計画報告、機関との連携 等
磐田市ケアマネ連絡会	年8回開催	研修・事例検討等
磐田市介護サービス事業者連絡会	年6回開催	介護保険最新情報、意見交換等
サービス担当者会議		利用者、家族、介護予防支援担当者との 協議・情報共有
民生児童委員協議会 竜洋地区定例会	第2木曜日 9:30~	ネットワーク作りにおいての連携強化 情報共有、業務理解、包括最新情報提供
グループホーム地域推進会議2ヶ所	隔月第4日曜日 11:00 隔月第3金曜日 14:00	地域密着型施設との連携、地域との連携
地域密着型 DS 地域推進会議 2 ヶ所	年2回開催	地域密着型施設との連携、地域との連携
高齢者・障害者情報共有会 竜洋地区社会福祉協議会企画運営委員 会	隔月第3水曜日 13:30 年6回	竜洋地域の連携体制づくり、情報共有等 地区社協の運営・活動
五 竜洋地区社会福祉協議会代表委員会	L	地域における福祉活動
竜洋地区連絡会	年3回	竜洋地区の行事、子供から高齢者まで地域での現状共有。
生活応援クラブ CN 会議	月1回開催	活動状況

### (4) 職員の知識・技術の向上

当センターの職員は常に専門知識の習得と技術の向上に努め各種研修会に積極的に参加します。

また、主任介護支援専門員、介護支援専門員資格更新研修(法定研修)等にも参加をします。

- ■01 白寿会全体 内部研修・・職員会議・・研修センターの項目を参照
- ■02 白寿会主催 外部研修 ・介護支援専門員・相談員研修・・研修センターの項目を参照
  - 介護支援専門員研修「事例検討会」

### ■03 外部研修の予定(市内・西部地区・静岡県内のエリアで開催される研修)

		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考
						(義務等)
1		静岡県ケアマネ協会	更新研修		名	法定研修
2		磐田ケアマネ連絡会	研修(年5回)	iプラザ	各3名	
3		磐田ケアマネ連絡会	事例研究 (年1回)	i プラザ	各3名	不定期
4		西部健康福祉課	西部管内包括連絡会難病・精神疾患などに	西部健康福祉 センター	各1名	不定期
		静岡県健康福祉部	関する研修 認知症地域支援推進員 研修	静岡市、 オンライン	各1名	予定
		静岡県司法書士会浜松 支部	事例検討会	浜松市	各1名	予定
		静岡県、静岡県社会福祉協議会	成年後見制度・虐待防 止に係る実務研修	静岡市、 オンライン	各1名	予定
		磐田市健康福祉部	介保サービス提供事業 者説明会(集団指導)	磐田市、 オンライン	各1名	予定
		静岡県地域包括在宅介 護支援センター協議会	業務評価・管理者研修	オンライン	各1名	予定
		静岡県介護支援専門員協会	介護支援専門員スキル アップ研修	静岡市、 オンライン	各1名	予定
		静岡県健康福祉部	介護予防・日常生活支 援総合事業に関する研 修	静岡市、 オンライン	各1名	予定
		静岡県健康福祉部	在宅医療・介護連携の 推進に関する研修	オンライン	各1名	予定
		静岡県	地域ケア会議活用推進 研修	オンライン	各1名	予定
		静岡県、静岡県社会福祉協議会	生活支援コーディネーターに関する研修	静岡市	各1名	予定

### ■04 外部研修の予定 (静岡県外エリアで開催される研修…全国研修)

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考(義務等)
1		長寿社会開発センター	地域包括支援センター 職員研修(実践能力向 上研修)	県外	1名	不定期

### Ⅵ 磐田市竜洋地域包括支援センター 経営計画

### (1) 地域包括支援センターの運営に係る経費(委託料)について

磐田市は、磐田市地域包括支援センター募集要項の運営財源として、地域包括支援センターの業務に係る経費(委託料)を下記のように示しています。

委託料 (運営費) 20,044,000 円

内訳 地域包括支援センター運営業務、他

「貴法人(社会福祉法人白寿会)を委託妥当と判断し、令和4年度から令和6年度の磐田市地域 包括支援センター運営業務の随意契約の優先交渉権者とする。」と、磐田市地域包括支援センタ ー運営業務委託法人選定委員会から通知を受けています。

### (2) 今和5年度の介護予防支援・第一号介護予防支援事業の経営計画

竜洋包括支援センターは、今年度、介護予防支援・第一号介護予防支援(予防プラン作成)のプラン数は月 150 件前後と予測しております。その内、月 40 件程度を地域包括支援センターが直接担当する予定です。介護予防支援・第一号介護予防支援(予防プラン作成)の報酬額を増やすことは、本来業務である地域包括支援センターの運営にかかる経費(委託料)の交付基準を減らすことになり、前年度の実績と今年度の支出予測より、直接担当数を導き出しています。

#### ■ 表2 介護予防支援・第一号介護予防支援の直接担当数の目安

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
介護予防支援	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
がなが 火トA	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
がなど 火トC												
合計C除く	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40

#### ■ 収入予測

### 介護予防支援費

月 29 件 × 12 か月 = 1,555,908 円

介護予防ケアマネジメント費(事業対象者)

直担(4,471円) 月2件 × 12か月 = 107,304円

介護予防ケアマネジメント費

直担(4,471円) 月 <u>9件</u> × 12か月 = 482,868円 委託 (269円) 月 <u>150件</u> × 12か月 = 484,200円 初回加算

加算(3,063円) 年 10件

= 367,560 円

小計 2,997,840 円

委託料(運営費)

20,044,000 円

内訳 地域包括支援センター運営業務、他

合計 23,041,840 円

### (3) 介護予防支援・第一号介護予防支援の介護報酬構造

「介護予防支援・第一号介護予防支援(ケアマネジメント A)」サービスは、市町村長から 指定を受けた地域包括支援センターまたは、地域包括支援センターから委託を受けた指定 居宅介護支援事業所がサービスを提供します。その介護報酬は、地域包括支援センターが 直接担当する場合は438単位、居宅介護支援事業所に業務を委託する場合に地域包括支援センターが 算定する手数料は、268円となります。初回加算は300単位で、委託連携加算は 300単位となります。

#### ■ 参考 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造





※ 令和3年9月30日までの間は、 介護予防支援費のイについて、 所定単位数の千分の千一に相 当する単位数を算定します。

「第一号介護予防支援(ケアマネジメント C)」サービスは、地域包括支援センターまたは、地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業所がサービスを提供します。その介護報酬は、地域包括支援センターが直接担当する場合は300単位、居宅介護支援事業所に業務を委託する場合に地域包括支援センターが算定する手数料は、183円となります。初回加算は300単位です。

### 白寿園 短期入所生活介護

令和5年度 事業計画 介護保険事業所番号

2276600034



■ 令和5年度 事業コンセプト

### 「心に届く」「心に残る」温かいケア

ご利用者の要望・思いを尊重し、そして、ご家族の身体的・精神的な負担を軽減することで在宅生活の継続を支える事ができるように援助します。

#### 活動目標 ① 専門職による適切なケアの実施

- ・ご利用者及びそのご家族のニーズを的確に捉えた短期入所介護計画書を作成し、その計画 に沿ってサービスの提供を行います。
- ・ご家族との会話、ケアマネジャーとの「報告・連絡・相談」を的確に行います。
  - →利用開始前と後には必ず両者へ連絡をします。
- →ケアマネジャーには、空き情報をお伝えし、安定した利用者確保が出来るよう努めます。
- ・「緊急短期入所受入」は、積極的に対応します。
- →相談件数と緊急受け入れ件数に違いがないよう努めます。
- ・新型コロナウイルス感染症のクラスターを経験した教訓を生かします。
  - →緊急利用や体調変化時の受入をした際には、検査キットによる確認、感染症対策マニュ アルに沿った対応にて感染症の予防に努めます。

### 活動目標 ② 介護職員の資質向上

- ・法人内研修、そして、外部研修等に積極的に参加し自己研鑽に努めます。
- ・毎月のケア会議では、テーマに沿った研修を行います。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

### 活動目標 ③ チームケアの充実

- ・利用中の様子や変化、処置内容、対応方法など詳細な情報を記載できるように、個人記録 の充実を図ります。
- ・利用中の変化は、その都度ケアマネジャーへ報告し、情報の共有を行います。
- ・事故発生時には、ケアマネジャーと連携し、速やかに介護計画書の見直しを行います。
- ・サービス担当者会議への参加、速やかな照会の回答を行います。
- →日々、ご利用者個々の状態を把握し、些細なことまで記録をするよう心掛けます。
- →ケアマネジャーが求める適切な照会回答になるよう努めます。

### 白寿園短期入所生活介護事業計画 令和5年度事業計画 目次

1	基本方針
	(1) 事業目的
	(2) 利用対象
	(3) 援助方針
2	介護職員の資質向上
	(1) 業務体制
	(2) 会議研修計画
3	チームケアの充実
4	白寿園短期入所生活介護事業所経営計画
	(1) 介護報酬
	(2) 磐田市における動向
	(3) 経営計画
	(4) 広報活動

■ 事業計画において「規則」とあるのは「静岡県規則9号 指定居宅サービスの事業の人員、 設備及び運営の基準等に関する規則」を「予防規則」とあるのは「静岡県規則13号 指定 介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則」を指します。

### 1. 基本方針

当事業所の事業運営全般について制度改正を踏まえ、目的/援助方針/提供サービスについて整理します。

(1) 事業目的

■規則9号 第145条 規則13号 第127条

白寿園ショートステイ(以下、当事業所と省略)は静岡県知事の指定を受けて、短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護を実施します。当事業所では、介護保険法の趣旨に従い利用者が尊厳を保持しその有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

#### (2) 利用対象

■介護保険法第7条

当事業所の実施する事業は、要介護1以上に認定された方を対象とする「短期入所生活介護」と、要支援1、2の方を対象とする「介護予防短期入所生活介護」の2類型に大別されます。2つの事業で提供するサービスは以下の通りです。また、利用の期間は原則として介護度別に規定された「居宅サービス区分」に基づくものとします。但し特別の事情がある場合は、個別の相談に応じる余地を認めます。

#### (3) 基本理念

■介護保険法第1条 老人福祉法第2条

#### <介護保険法における基本理念>

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

#### <老人福祉法における基本理念>

老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

当事業所では、居宅を生活の拠点とし、可能な限り居宅での生活を継続していく為にご利用者一人ひとりの人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、ご利用者及びそのご家族のニーズを的確に捉え個別に(介護予防)短期入所介護計画を作成し、適切な介護技術をもって、下記の方針により一人ひとりが現に必要とするサービスを的確に提供します。また、継続的改善を図り、質の高い介護サービスを確保します。

### ご利用者の1日の流れ(一例)

\*感染症等の発生状況により変更となる場合もあります。

	6	:	3	0	$\sim$	朝の整容・ティータイム	
	7	:	3	0	~	朝食【水・日は、ご飯・パンをお選び頂けます】 口腔ケア	
	9	:	0	0	~	入浴・レク活動等	
1	1	:	4	0		体操	
1	2	:	0	0	~	昼食 口腔ケア	
1	3	:	3	0	~	レク活動等	
1	4	:	0	0	~	おやつ・ティータイム	
1	6	:	0	0	~	ティータイム・余暇活動	
1	8	:	0	0	~	夕食 口腔ケア	
1	9	:	0	0	~	就寝準備	
	* ご利用者の希望にあわせ随時の排泄介助を行います。						

### ご利用者の入退所の流れ

入所者	様				
8	:	1	0	$\sim$	送迎開始
9	:	0	0	$\sim$	健康チェック・荷物確認

退	退所者様								
1	0	:	0	0	$\sim$	荷物チェック			
1	6	:	0	0	$\sim$	①送迎開始			
1	7	:	1	0	$\sim$	夕食・口腔ケア			
1	8	:	0	0	$\sim$	②送迎開始(夕食後)			

### 行事

月	行事予定	月	行事予定
4月	お花見・新茶サービス	10月	秋の遠足
5月	春の遠足	12月	ショートクリスマス会
6月	白寿園開園記念日	1月	ショートお楽しみ会 1
7月	ショート七夕の会・白寿園納涼祭	2月	昼食会
8月	運動会	3月	ショートお楽しみ会 2
9月	敬老会	毎月	防災訓練

<sup>\*</sup>上記項目以外に、映画観賞会・おやつ作りを実施します。 新型コロナウイルス感染症の発生状況により変更となる場合もあります。

## 2. 介護職員の資質向上

活動目標②として掲げた「介護職員の資質向上」について、ショートステイ職員がより良いサービスを提供するための職場環境や、資質向上のための会議、研修について整理します。

(1) 業務体制

当事業所は、基準・県規則に基づき業務を遂行します。

### (1)- ① 職員配置・業務分担

職種	業務内容	配置人数
管理者	・職員の一元的管理	1名
(主任兼務)	・利用の受け入れ・調整及び関係機関との連携	
	・ (介護予防) 短期入所介護計画の作成等介護支援業	
	務	
	(サービス担当者会議・照会の実施)	
	・利用者の状況等の把握及び日常生活の可能性の検討	
	・苦情への対応及び受け付け、内容等の記録	
	・ 事故対応及び対応等の記録	

副主任	<ul><li>・利用の受け入れ・調整及び関係機関との連携</li><li>・(介護予防)短期入所介護計画の作成等介護支援業務</li><li>(サービス担当者会議・照会の実施)</li><li>・利用者の状況等の把握及び日常生活の可能性の検討・その他主任不在時の業務代行</li><li>・下記介護職員の業務</li></ul>	1名
生活相談員 (1名主任兼務)	<ul><li>・利用者及び家族に対する相談援助業務</li><li>・文書管理業務</li></ul>	1名以上
(1 名副主任兼務)	・	
介護職員	・短期入所介護計画に基づく各種介護業務の実施	7名
	<ul><li>・行事、レクリェーション等の実施</li><li>・記録物の作成</li></ul>	
機能訓練指導員	・生活機能の改善又は維持の為の機能訓練の実施	1名
運転手	・介護計画に基づく利用者の送迎及び必要な介助	1名以上

■規則9号 第146条に基づき嘱託医を配置しています

### (2) 会議·研修計画

### (2) - ① 会議

当事業所において提供される個別、または集団援助の種類、内容、方法及び職員の業務体制、サービスに関する全ての事項は、原則として関係職員の協議によって決定します。

No.	会議の名称	開催予定	出席者	内容
1	運営会議	第3金曜	主任	業務の進捗確認・情報共有
2	在宅合同会議	第3木曜	主任	事業の進捗報告、事業所の課題等の確認
			副主任	
3	施設合同会議	第3火曜	主任	施設部門の運営進捗の確認
			副主任	
4	職員会議	隔月最終水曜	全職員	法人職員の業務連絡
(5)	特養・ショート会議	4.8.11.3月	全職員	特養・ショート事業所内の情報共有・勉強
		第2火曜		会
6	リーダー会議	第1月曜	主任	特養とショート事業所内の情報共有
			副主任	行事等の企画
7	沙叶会議	第1火曜	全職員	ショート事業所内の情報共有・ケース検討・勉強会
	カンファレンス			短期入所生活介護計画書作成・評価
8	サービス担当者会議	随時		居宅介護支援担当者・介護予防支援担当者
				との協議・情報共有
9	給食会議	隔月最終水曜		食事・栄養に関すること

<sup>\*</sup>ショート会議は、毎月非常勤職員も参加します。また、必要により他部署・他事業所の職員の 参加を呼びかけます。

### (2) - ② 研修

当事業所職員は常に専門知識の習得と技術の向上に努め各種研修会に積極的に参加します。

- 01 白寿会全体 内部研修・・職員会議・・研修センターの項目を参照
- 02 短期入所生活介護内部研修下表となります。

	- 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7									
No.	月	主催	内容	場所	参加者					
1	4	事業所	事業計画及び契約書・重要事項 説明書の読み合わせ	ショート	可能な限り全員					
2	5	事業所	観察・記録・多職種との連携	ショート	可能な限り全員					
3	6	事業所	面接表・介護計画	ショート	可能な限り全員					
4	7	事業所	接遇	ショート	可能な限り全員					
5	8	事業所	虐待防止・ハラスメント	ショート	可能な限り全員					
6	9	事業所	疾患について	ショート	可能な限り全員					
7	10	事業所	満足度評価の結果について	ショート	可能な限り全員					
8	11	事業所	急変時の対応について	ショート	可能な限り全員					
9	12	事業所	感染症	ショート	可能な限り全員					
10	1	事業所	活動目標の評価見直し	ショート	可能な限り全員					
11	2	事業所	業務の反省と見直し	ショート	可能な限り全員					
12	随時	事業所	新任職員研修	ショート	可能な限り全員					

### ■ 外部研修の予定(市内・西部地区のエリアで開催される研修)

No	. 月	主催	内容	場所	人数	備考(義務等)
1		磐田市	事業所連絡会		1人	
2		中東遠施設連絡会	中東遠研修(ショート)		1人	

### (2) - ③ 委員会活動

令和5年度社会福祉法人白寿会の内部委員会活動計画については、特養事業計画を参照。

### 3. チームケアの充実

### (1) チームケア (関係者・関係機関との連携)

■規則9号 第13条 規則13号 第13条

当事業所は、ご利用者が過ごしやすいサービスを円滑に実施するために磐田市地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・白寿会(特別養護老人ホーム白寿園・第二白寿園、ショートステイ、デイサービスセンター一般型、ケアハウス)・磐田市社会福祉協議会・民生委員・主治医及び関連事業所等との連携を図ります。情報の共有・的確な役割分担を行うことで、利用者に対して多職種共働によるチーム実践を行います。

#### (2) 家族との連携

■規則9号 第160条 規則13号 第149条

連絡帳・送迎時のコミュニケーションなどを活用して、ご利用者のご家族との連携を図り、ご利用者が自宅での生活を継続できるよう支援していきます。ご利用者がどのようにお過ごしいただいているのかをお伝えすることで、安心してご利用いただけるようにします。また、また、介護の専門職として、介護者の相談に応じ、各種助言を行うことで、家庭における要支援・要介護者の在宅介護を支援します。

### 4. 白寿園短期入所生活介護事業所経営計画

#### (1) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の介護報酬構造

当事業所は、要介護認定を受けた方を対象とする「短期入所生活介護」と要支援認定を受けた方に対する「介護予防短期入所生活介護」を行い、介護報酬の基本単位は各介護度別に1日あたりの介護報酬が設定されています。

要介護(要支援)  加算料金	
サービス提供体制強化加算 I	22 単位/日
夜勤職員配置加算Ⅲ(要介護のみ)	15 単位/日
送迎加算	184 単位/回
介護職員処遇改善加算I	8.3%/目
介護職員等特定処遇改善加算I	2.7%/日
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%/日

※01 緊急短期入所受入加算	90 単位/日
※02 長期利用者に対する短期入所生活介護	▲30 単位/日(介護度基本単位より)

※01 緊急短期入所受入加算:利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に 短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられてい ない短期入所生活介護を行った場合。(短期入所生活介護を行った日から起算して7日を限度と して算定可能。

※02長期利用者に対する短期入所生活介護:

長期の利用者(自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者)については、基本報酬の評価を適正化する。

### 居住費・食費に関わる利用者の自己負担限度額

#### 白寿園短期入所生活介護事業所における食費の設定

<u> </u>	- 7 4 国 / <u>- 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 </u>										
	朝食	昼食	夕食								
食費	363 円	613 円	469 円								

### ■ 短期入所生活介護事業における介護報酬 滞在費・食費について 単位(円/日)

在 to F几似		食費	
負担段階	従来型個室	多床室	
1段階	320 円	0円	300円
2段階	420 円	370 円	600円
3段階	820 円	370 円	① 1000円
	820 🗇	310 🗅	② 1300円
4段階	1, 171 円	855 円	1,445円

### (2) 磐田市における短期入所生活介護利用者の動向

『第9次磐田市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画』による要介護(要支援)認定者数の推移をみると、令和4年度では認定者数は要支援 $1\cdot2$ で1,512人、要介護 $1\sim5$ で6,052人、合計で7,564人となることが推測されます。認定率は上昇傾向となっており、令和4年度では15.6%となることが見込まれます。

令和7年度では、認定者数は要支援 $1\cdot 2$ で1,653人、要介護 $1\sim 5$ で6,634人、合計で8,287人、認定率は16.8%となると予測されます。

40000	磐田市第8期介護保険事業計		実績    見込			計画	推進		
第四甲第 8 朔汀護床陝事業計 画(案)				令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 7年度	令和 22 年度
利	短期入所生活介護 自然体	5, 927	6, 120	5, 688	5, 736	5, 976	5, 940	6, 336	8, 412
利用人数	短期入所生活介護 施策反映後				5, 700	5, 856	5, 700	5, 916	7, 764
<del>人</del>	介護予防短期入所生 活介護 自然体	205	209	144	144	144	144	156	180
年	介護予防短期入所生 活介護 施策反映後				144	144	156	165	204

### (3) 令和5年度の白寿園短期入所生活介護事業所の経営計画

当事業所の令和5年度おける経営展開を立案するにあたり、令和元年度の1月末現在の実績値を 指標とします。実績値としては利用延人数累計4,709名、1日当たりの平均利用者数は、15.4名 (稼働率 76%) となっている。令和 5 年度は 1 日当たりの平均利用者数を 16 名 (稼働率 80%) とし、積極的な受け入れを行う。

その具体的手段として、外部ケアマネからの紹介率が全体の18%ほどなので、20%を目標に営業活動に努めます。

### ■令和5年度の利用見込

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
稼働	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	365
目標	441	470	441	470	470	440	468	440	467	467	425	457	5, 456

上記の目標達成に向けて、特養生活相談員と連携を図り利用者が安心して生活を送ることができる受け入れ体制に努める。

現行、算定している加算の継続的算定ができるように努めます。

医療ニーズの高いご利用者も、安心して生活することができる体制整備に努める。 (部署間の円滑な連携・協力体制の構築)

### (4) 白寿園短期入所生活介護事業所の広報活動

### 【機関紙・ホームページへの掲載】

社会福祉法人白寿会の機関紙である「風のまちだより」、在宅部門で事業報告を紹介する「在宅通信」においてサービス提供内容の紹介をはじめ、新しく取り入れるサービスプログラム等について紹介していきます。また、法人のホームページ内にて事業所のPRコーナーを設け、活動の報告を紹介します。

#### 【パブリシティーの活用】

白寿園ショートステイにおける活動内容を明確にし、地域の人々に対して効果的な広報活動を 推進していくために、情報公表制度の活用

#### 【施設見学・相談等への対応】

サービスの利用を円滑に図るという目的から、施設見学への対応、介護保険サービスの問い合わせ、相談等には迅速かつ丁寧に対応します。

老人デイサービスセンター白寿園(一般型)

令和 5 年度事業計画 介護保険事業所番号 227660034

■ 令和5年度 事業コンセプト

### 今日も行こうよ デイサービス

デイサービスのニーズが多角化しています。身体機能の衰え、認知機能の衰え、核世帯・独居、日中独居等様々な心配を抱えた現実の中、「今日も白寿園のデイサービスに行って良かった」「デイサービスがあるからもうひと頑張りしよう!」と心も体も元気に生活していただける、楽しめるデイサービスの展開を目指します。

### 活動目標 ① その人らしさの尊重

- ・ご利用者やご家族のニーズを的確に捉え、通所介護計画に反映できるように努めます。
- ・定期的に評価し、ご利用者やご家族、ケアマネージャーと密に連携を図り、よりよいサービス提供の実現を目指します。 令和 4 年度は、認知症加算算定のご利用者に MMSE を行いました。 令和 5 年度も継続し、評価、対応に活かせるように努めます。
- ・ご利用者の『生きてきた道』を大切に、お一人お一人に合ったサービスを提供することで、『その人らしく』過ごせるよう努めます。

#### 活動目標 ② 介護サービスの質の向上

- ・ワイズマンを活用し、記録に費やしていた時間を削減し、ご利用者との交流の時間が持て るよう努めます。
- ・白寿園研修センターが実施する研修に参加、内容の周知を図ります。また、デイ会議内で 2 か月に1 回内部研修を行い、専門的な知識と技術を身に付け、一人ひとりに合った適切 な介助方法を共有するよう努めます。令和5年度も認知症について重点的に内部研修を行 い、ご利用者との関わりに活かしていきます。
- ・基準省令の改正により感染症対策の強化、高齢者虐待防止の推進をすることとなりました。
- ・法人内で開催されている感染症予防委員会及び虐待の防止のための対策を検討する委員会に参加、その結果について、職員に周知徹底を図ります。感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。また、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。包括支援センターの社会福祉士による虐待調査実施に参加します。
- 月一回、防災訓練を実施し、防災の意識を高めます。
- ・請求書・領収書の手渡し時やうら紙使用時など、個人情報保護の徹底に努めます。

### 活動目標 ③ 安心・安全に過ごすために

- ・基準省令の改正により、感染症対策の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の 推進が求められています。
- ・令和3年度に各種指針の整備、感染症BCPを作成しました。
- ・感染症指針/BCPに基づく訓練の実施や必要に応じた見直しを行います。

1	その人らしさの尊重
	(1) センターの目的
	(2) 援助方針
	(3) 通所介護計画(介護予防通所介護計画)の作成
2	介護サービスの質の向上
	(1) 業務計画
	(2) 会議・研修計画
3	安心・安全に過ごすために
	(1) 感染症対策の強化
	(2) 高齢者虐待防止の推進
4	老人デイサービスセンター白寿園 (一般型) 経営計画
	(1) 通所介護の介護報酬構造
	(2) 令和5年度以降の磐田市のニーズ予測
	(3) 令和5年度の経営計画

本事業計画において「規則」とあるのは「静岡県規則第9号 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則」を、「磐田市規則」とあるのは「磐田市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則」を指します。

# 1 その人らしさの尊重

当事業所の事業運営全般について制度改正を踏まえ、目的/援助方針/提供サービス/通所介護計画(介護予防通所計画)の作成について整理します。

(1) センターの目的 ■ 規則第 97 条

老人デイサービスセンター白寿園(以下「当センター」と省略します)は、介護老人福祉施設白寿園に併設された定員 40 名のデイサービスセンターで、以下の体制により、通所介護(静岡県知事指定)、現行相当サービス(磐田市長指定)、通所型サービス A (磐田市長指定)の各事業を運営しています。当センターでは、介護保険法の趣旨である利用者の尊厳保持、自立支援に資する適切なサービスを実施するとともに、ご利用者様の生活機能の維持又は向上を目指し、仲間作り、生きがい感の獲得を支援する事業を展開します。

#### (2) 援助方針

当センターではご利用者一人ひとりの人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、ご利用者及びそのご家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画、介護予防通所介護計画、必要に応じ通所型サービスA計画を速やかに作成します。また、適切な介護技術をもって、下記の方針により一人ひとりが現に必要とするサービスを的確に提供します。また、継続的改善を図り、質の高い介護サービスを確保していきます。

※ 通所介護計画等の詳細は、項目5をご参照ください。

#### (2)- 1 一人ひとりの誇りを護る(利用者の尊厳保持・忠実義務と自立支援)

■介護保険法第1条 第92条

当センターは介護保険法第1条に定められた法の目的・規定等を遵守し、利用者の尊厳の保持及 びその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、忠実にその職務を遂行し ます。

また、当センターは地域における介護予防の拠点として、ご利用者個々の能力・希望に応じた生活リハビリを実施し、要介護状態等の軽減を図ります。要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるようサポートしていきます。

#### (2) - 2 あたり前を大切に (介護サービスの質の向上)

■ ノーマライゼーションの理念 第1条~第13条 当センターは、ノーマライゼーションの理念に基づき、常に「洗練されたあたり前のサービス」 を実践します。また、介護サービスの質の向上を事業運営の主題に据えて、利用者にとって居心 地の良い空間を創造し、利用者個々の地域における「あたり前の生活の実現」に貢献する有効な 社会資源であることを目指します。

#### ✓ ノーマライゼーション

デンマークのバンクミケルセンが提唱した福祉の理念で、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方をいいます。

# (3) 通所介護計画(介護予防通所介護計画)の作成

■ 規則第104条

通所介護サービスの提供を開始する際には、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況、並びにご家族(介護者)の状況を十分に把握し、個別の通所介護計画、介護予防通所介護計画、必要に応じ通所型サービスA計画を作成します。この計画は県規則の規定により、居宅サービス計画の内容に沿って作成するとともに、平成30年度実施指導において助言を受けた「通所介護独自の視点」を位置づけるように努めます。

また、通所介護計画等の作成・変更の際には、ご利用者又ご家族に対し、計画書の内容を説明し 同意を得ます。ご利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスをご提供するとともに、 継続的なサービスの管理、評価を行います。

これら通所介護計画等に位置づけた目標やサービスは一定期間ごとに評価を行い、介護過程におけるPDCAを展開することとなっています。

なお、これら通所介護計画等は、平成 27 年度以降、指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び 運営に関する基準の変更より、介護支援専門員からの求めに応じて、担当介護支援専門員にも提 出することとなっています。

# 2 介護サービスの質の向上

活動目標②として掲げた「介護サービスの質の向上」について、デイサービス職員がより良いサービスを提供するための職場環境や、資質向上のための会議、研修について整理します。

#### (1) 業務計画

以上のサービスを実施するために、下記の職員配置により、以下の業務分担の確立を図ることとします。なお、通所介護と第一号通所事業は混在型としますが、担当職員は明確に区分します。 但し、職員体制や当日の出勤人数により、兼務することはあります。全職員が協力し合い、質の高いサービス提供に努めます。

#### (1)- ① 職員配置・業務分担

■ 規則第98条 ■ 磐田市規則第42条

職種	業務内容	勤務形態/配置
センター長	・デイサービスセンター全体の総括	常勤・兼務/1名
管理者 (センター主任兼 務)	<ul><li>・通所介護計画等の作成</li><li>・職員の一元的管理</li><li>・苦情への対応</li><li>・事業所・法人内のサービス、調整</li><li>・居宅介護支援事業所等他機関との連携</li><li>・職員教育</li></ul>	常勤・兼務/1名
生活相談員	・利用者及び家族に対する相談援助業務 ・体調不良等により欠員が出た際の人員の調整 (必要に応じて他部署への応援依頼など) ・通所介護計画等のとりまとめ ・その他必要な介護・送迎等の業務	常勤及び非常勤・ 兼務/ 3名以上

看護職員	・健康チェック…利用者の健康状態の把握 ・処置、健康に関する助言・家族への連絡 ・機能訓練 ・その他必要な介護・送迎等の業務	常勤・兼務/2名
機能訓練指導員	・利用者の機能訓練 ・上記の為のアセスメント、居宅訪問、個別機能 訓練計画の作成、評価等の一連の業務 ・その他送迎等の業務	常勤・ <mark>非常勤</mark> ・専 従及び兼務/2名 以上(1名は上記 看護師が兼務)
介護職員	・通所介護計画等に基づく介護業務 ・行事・クラブ活動等の運営 ・記録物の作成、その他必要な援助	常勤・専従、兼務 及び非常勤・専従 及び兼務/ 10 名以上
運転手	・通所介護計画等に基づく利用者の送迎・介助	非常勤・兼務/ 4名以上

<sup>※</sup> 当センターでは上記の職員を配置するとともに各担当者の不在時は協力体制をとります。

#### (1)- ② 働きやすい職場の実現

通所介護職員は一般に腰痛等のリスクを有しながら業務を行っています。当事業所では、腰痛予防のための事業所内研修を行うとともに、職員が十分な休養を確保することができるよう勤務割等に配慮、また業務を見直すことにより、業務負担を軽減して働きやすい職場、働き続けることができる職場を目指します。その結果、利用者とのコミュニケーションが増え、より理解が深まり、職員間のコミュニケーションも豊かになるなどチームケアが促進され、明るい職場づくりにつながると考えます。また有給休暇や介護休暇なども十分に取得できる環境を整えていきます。令和5年度も産業医との連携のもと、労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」についても対応し、より働きやすい職場の実現を図っていきます。

### (1)-③ ハラスメント対策の強化

基準省令の改正により、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の 責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとなりました。

#### 静岡県 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

(勤務体制の確保等) 県規則第106条4項

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

#### (2) 会議及び研修

#### (2)- ① 会議

当センターにおいて提供されるサービスに関する全ての事項は、原則として関係職員の協議によって決定することとします。

云 磯 0 名 你   開 惟 1′ 疋   円 谷	会議の名称	開催予定 内容
----------------------------	-------	---------

#### ◆社会福祉法人白寿会関係◆

社会福祉法人白寿会理事会	年3回程度	予算・事業計画等の説明
運営会議	第3金曜日	経営層の方針伝達、経営層・事業所主任により 課題の検討
在宅合同会議	第3木曜日	事業の進捗報告、事業所の課題等の確認
職員会議	隔月の最終水曜日	経営層からの伝達事項、研修報告

### ◆当センター主催会議◆

デイサービス会議	第1週の火曜日	通所介護事業所内の情報共有・内部研修・各委員会からの連絡事項・行事などの企画・ケース 検討等
----------	---------	---

# ◆当センター参加会議◆

サービス担当者会議	参加依頼時	居宅介護支援担当者・介護予防支援担当 者との協議・情報共有
-----------	-------	----------------------------------

# (2)- ② 研修

当センターの職員は常に専門知識の習得と技術の向上に努め、法人の研修センターが実施する研修をはじめとして各種研修会に積極的に参加をします。

### ②一③ 白寿会全体 内部研修・・職員会議・・研修センターの項目を参照

# ②一⑤ 通所介護内部研修

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考
1	4	事業所	事業計画読み合わせ	デイサービス	12人	
2	5	事業所	認知症について	デイサービス	12人	
3	6	事業所	守秘義務	デイサービス	12人	
4	7	事業所	入浴介助	デイサービス	12人	
5	8	事業所	認知症	デイサービス	12人	
6	9	事業所	介護体験	デイサービス	12人	
7	10	事業所	交通安全	デイサービス	12人	
8	1 1	事業所	認知症	デイサービス	12人	
9	1 2	事業所	感染症	デイサービス	12人	
10	1	事業所	認知症	デイサービス	12人	
11	2	事業所	事故防止	デイサービス	12人	
12	3	事業所	振り返り	デイサービス	12人	

### ②一© 外部研修の予定(市内・西部地区のエリアで開催される研修)

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考
1		磐田市	事業者説明会 必要時	iプラザ	1人	
2	10	中東遠	中東遠特養通所介護研究会		1人	

# 3 安心安全に過ごすために

活動目標③として掲げた「安心安全に過ごすために」について、整理します。

#### (1) 感染症対策の強化

通所介護の場合は、従来は基準第109条に設備・備品の衛生的管理と感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、必要な措置を講ずるように努めなければならない、とありました。今回、第104条第2項に三号を加え、介護保険施設の感染症対策と同等の取組みを義務づけました。(2) 高齢者虐待防止の推進

基準省令の改正により、全てのサービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の 観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、 担当者を定めることを義務付けました。

# 4 老人デイサービスセンター白寿園(一般型) 経営計画

#### (1) 通所介護の介護報酬構造

当事業所は、要介護認定を受けた方を対象とする「通所介護」と要支援認定を受けた方、事業対象者に対する「第一号通所事業」を行い、介護報酬の基本単位は前述のとおりです。このうち、「通所介護」は、事業所規模(前年度の1ヵ月当たりの利用延人数)によって、規模が拡大するほど報酬が減少するシステムとなっていて、当センターは、大規模Iに区分されています。この区分では1月当たりの受け入れ延べ人員の上限が900名となっており、この規模を超えない範囲内で事業運営を行うことが重要です。

#### (2) 令和5年度以降の磐田市のニーズ予測

『第9次磐田市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画』による要介護(要支援)認定者数の推移をみると、令和3年度では認定者数は要支援1・2で1,555人、要介護1~5で6,215人、合計で7,770人となることが推測されます。認定率は上昇傾向となっており、令和4年度では15.9%となることが見込まれます。

令和7年度では、認定者数は要支援  $1\cdot 2$  で 1,653 人、要介護  $1\sim 5$  で 6,634 人、合計で 8,287 人、認定率は 16.8% となると予測されます。

#### 通所介護の推移

	実績			見	込	計	画	推計	
		平 成 30年度	令 和 元年度	令 2年度	令 3年度	令 和 4年度	令 5年度	令 和 7年度	令 22 年度
利用人数	通所介護 自然体	23, 628	23, 486	23, 880	24, 444	25, 032	24, 504	26, 028	33, 240
年)	通所介護 施策反映後				24, 192	24, 276	23, 280	23, 724	29, 556

#### 通所型サービス

	実	績	見	込	計	画	推	計
	平 成 30年度	令 和 元 <del>年</del> 度	令 2年度	令 3年度	令 4年度	令 5年度	令 和 7年度	令 22年度
利用人数 ( 人 / 年) 通所介護相当 サービス	5, 795	6, 037	6, 574	6, 903	7, 248	7, 610	8, 390	17, 443

#### (3) 令和5年度の経営計画

平成 30 年度における介護報酬改定では、サービス提供時間が 2 時間枠から 1 時間枠に変更となりました。当センターが区分されている大規模 I は旧 2 時間枠の上位 1 時間枠に移行しても報酬が下がる厳しい改定となりましたが、平成 28 年度以降算定できなかった中重度ケア体制加算が令和 1 年 6 月より算定できるようになりました。 $\frac{1}{1}$  令和 5 年度も中重度ケア体制加算を引き続き算定できるよう要介護 3 以上のご利用者を積極的に受け入れます。

これらの要因を踏まえて当センターの稼働率の増加も含めて、<mark>令和5年度</mark>の利用目標を下表のように致します。平成28年度は総利用者数、平均利用者数ともに過去6年間で最も高い実績となっており、平均利用者数は34.2人でした。この数字に近づけるようにしていきます。

### ■ 令和5年度の利用見込

(上段は日数/下段は人数)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
稼働	25	27	26	26	27	26	26	26	26	24	24	26	309
目標	825	918	858	858	899	858	858	858	838	792	780	845	10, 187

上記目標の達成に向けて、サービスの質の向上により口コミによる利用者の拡大、在宅部門長とともに居宅介護支援事業所の定期的な訪問、ホームページや広報誌を通した当センターのPR活動を展開します。また、第一号通所事業を積極的に展開することで、将来のご利用者の安定的な確保に努めます。

# 白寿園研修センター

令和5年度事業計画

# ■ 令和5年度 事業コンセプト

# 身につけ、実を結ぶ。

白寿園研修センターでは、「介護職員の無資格者ゼロ」を目指し、白寿園内外の受講生が介護知識・技術を身につけ、多くの方が介護職員初任者研修を修了しました。さらに、介護支援専門員の資格取得に挑戦し、合格という実を結んでいます。

今年度も各種研修の更なる充実を図ります。また、内部・外部講師による講義に加えて職員主導による研修を実施し、法令の遵守、基礎知識の伝達等、職員の資質向上に努め、職員一人ひとりが、大きな実を結ぶことができるよう研修事業を進めます。

### 活動目標 ① 福祉人材の育成・供給

- ・各種研修を通じて、白寿会職員の資質向上、キャリアパスを実現します。
- O J Tの確立のため、主任等を対象とした研修会を行います。

### 活動目標 ② コンプライアンスの徹底

- ・各種サービス、介護報酬の根拠を確認し、法令に基づく支援を展開できるよう、コンプライアンスの向上を図ります。
- ・新人職員研修を通して職業倫理・介護保険制度・介護技術・医学的知識の基礎を習得し資質向上を図ります。

#### 活動目標 ③ 福祉人材のすそ野を広げる

- ・実務者研修の開催の可能性について準備を進めます。
- ・社会福祉士実習受入施設となるべく要件を整備し、準備を進めます。

# 白寿園研修センター 令和5年度事業計画 目次

I	人材育成の重要性
	<ul> <li>(1) センターの目的</li> <li>(2) センターの沿革</li> <li>(3) 実施事業</li> <li>(4) 業務計画</li> <li>(5) 開催計画</li> </ul>
П	各種基準を根拠とした職員研修事業の展開
	(1) 開催計画
Ш	新たな公的資格への対応
	(1) 開催計画

# Ⅰ 福祉人材の育成・供給

白寿会では、令和 5 年度事業計画における運営の基本方針の一つに、「福祉を担う人材の安定的確保、人材の育成」を掲げています。質の高い介護サービスを提供するためには、優れた人材を育成することが必要です。当研修センターでは、社会福祉法人がかかえる福祉人材の確保、育成の課題に取り組みます。本節では、事業所の事業運営全般について、目的/沿革/実施事業について整理します。

#### (1) 白寿園研修センターの目的

白寿園研修センターは、白寿会職員の知識・技術の習得、社会福祉関連公的資格の取得のための支援を通して、法人全体の介護等サービスの質の向上を図ることを目的としています。また、当法人の 32 年にわたる各種事業の展開を通じて培われた高齢者介護分野における知識・技術を地域並びに磐田市内の介護施設・事業所等の職員に提供し、地域の福祉力の向上に寄与することを目指します。

#### (2) 白寿園研修センターの沿革

白寿園における研修事業は、従来から職員の有志により介護業務等に関する内部職員研修、資格取得のための勉強会等の形で開催されてきました。これらの実践を組織的・計画的に運営し、職員の資質の向上を図るとともに、社会問題となっている介護人材の確保・育成のために平成19年度に「白寿園研修センター」が設立されました。

#### 静岡県規則第10号/第23条第3項

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない

その後、介護職員の人材育成事業の一環として静岡県知事の指定を受け「訪問介護員2級課程養成研修」を展開するとともに、社会福祉関連公的資格取得のための講習会として、介護支援専門員(ケアマネジャー)、介護福祉士等の講座を定期開催することとなりました。また、白寿園職員会議や相談員研修などを開催し法人における内部教育の中核部局としての役割を果たしてきました。

職員教育については平成23年度より外部事業所にも参加を呼びかけ、地域における職員教育の社会資源として機能しています。加えて平成22年度から、静岡県の委託を受け、「訪問介護計画作成・展開研修」、「訪問介護適正実施等研修」を開催し、県西部地区をエリアとする介護職員の資質向上のための研修を実施する公的な機関の一つに位置づけられるようになりました。さらに、平成26年度以降は施設等の中核職員とされながらも研修の機会が少ない生活相談員を対象とした研修を隔月で開催し一定数の参加を得ているところです。こうした取組みは、行政・関係機関をはじめとして、研修体制の充実が白寿園の看板として認知されるに至り、法人全体の知名度を高めることに貢献しています。

#### (3) 実施事業

当研修センターが実施する研修を (1)内部研修、(2)資格取得研修、(3)委託研修の3種類に分けて整理します。なお、(1)内部研修、(2)資格取得研修については、別表 01 に定める「白寿会職員教育の階層区分と教育目標」に基づき行うことといたします。

#### 3-1 内部研修

■静岡県規則第10号(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則)第29条等

白寿園研修センターは、社会福祉法人白寿会職員の専門分野・関連分野に係る知識・技術の習得を通じて法人の介護等サービスの質の向上を図るため、下記指定基準に基づき内部研修を開催します。内部研修の総括的教育目標・研修項目については、別表 01、02 に定めます。

当研修センターが行う令和5年度内部研修は、①職員全体研修(別表 03)/②幹部職員研修

(別表 04) /③相談援助専門職養成研修/④新人職員研修(別表 05) /⑤特別研修の5種類とします。内部研修の中核となる①職員全体研修は、原則として白寿会全正規職員(非常勤職員も必要により出席)を対象として奇数月最終水曜日に行われる職員会議において実施します。また、相談援助専門職養成研修については当研修の本来的意義を重要視しつつ、主任介護支援専門員更新研修受講要件を勘案し、磐田市高齢者支援課、白寿会主任介護支援専門員の会と連携を図りながら研修センターが事務局機能を発揮して当該研修を運営し、地域貢献を果たします。さらに、⑤特別研修については、他施設も含めて企画し、静岡県社会福祉協議会が行う「社会福祉事業の振興のための助成金」の交付等を申請します。

[参考資料] 指定基準等により実施が義務づけられている研修

No.	研修項目	研修開催の根拠	頻度	新人研修
1	法令遵守・倫理研修	静岡県規則第10号第24条第2項第33条第2項/介 護サービス情報公表調査(以下情報公表と省略)	1/年	0
	(含プライバシー保護の研修)			
2	白寿会の規程・指針・手順	静岡県規則第 10 号第 22 条第 2 項	1/年	0
	書			
3	事業計画の発表	情報公表(サービス間の情報共有)	1/年	
4	感染症研修	静岡県規則第10号第30条第2項第3号/情報公表	2/年	0
(5)	事故防止研修	静岡県規則第10号第38条第1項第3号/情報公表	2/年	0
6	褥瘡予防研修	静岡県規則第10号第15条第5項	1/年	0
7	認知症の研修	情報公表	1/年	0
8	身体拘束廃止に関する研修	静岡県規則第10号第13条第6項	1/年	0
9	防災関係の研修	静岡県規則第10号第29第4項/情報公表	2/年	0

その他、交通安全研修(事故防止とタイアップする形で)、診療所として開催が義務づけられている研修(院内感染研修、医療安全管理研修、医薬品安全管理研修、医療機器安全管理研修)等の研修項目があります。後者については、当センターも企画・開催に協力します。

#### 3-2 資格取得研修

■ 介護保険法施行令 第3条

白寿園研修センターでは、福祉関係の公的資格取得のための介護支援専門員試験の補助を行います。

### 3-3 委託研修

平成 30 年度は、静岡県からの委託により、静岡県西部地区をエリアとして、訪問介護計画作成・展開研修 (2日間)、訪問介護適正実施等研修 (3日間)を開催いたしました。今年度も依頼があれば受託する予定です。

#### 3-4 その他の事業

#### 3-4-① 外部研修補助事業・公的資格受験の費用の補助

白寿園研修センターでは、従来法人が行う「介護支援専門員」「介護職員初任者研修」等の受験及び介護支援専門員等の更新研修、社会福祉主事研修等に要する費用について、5万円を上限として補助を行います。また、各事業所の研修費の予算額を越えて研修に参加することを希望する場合に、当センターに申請を行い研修費の補助を受けることができるものとし、職員の資質向上のための研修の参加機会の確保に努めます。

#### 3-4-② 地域貢献事業

社会福祉法第24条第3項

改正社会福祉法に基づき、社会福祉法人は地域貢献(地域における公益的な取組み)を行うことが義務づけられました。当法人においては、研修センターにおける福祉人材の育成(主任介護支援専門員の会による研修活動/家事援助ヘルパー養成研修に協力/民生委員対象の出前講座)などの取組みを中心とした活動を実践します。

これらの研修は、福祉人材のすそ野を広げるために実施されるものですが、現在、社会的に問題となっている引きこもり等の方に社会参加を促す機会の提供としても位置付けています。

### 3-5 新規研修の企画に向けた試行的取り組み

当研修センターでは、将来的に、地域における退職前の世代を対象として、高齢期における健康づくり(介護予防)、就労、在宅介護、介護保険サービスなどの紹介を行う「老後の予習」的なセミナーを運営し、「地域包括ケア」を側面から支えたいと考えています。

#### 3-6 現場職員のOJT (On-the-Job Training/職場内教育)の確立

今年度も、現場職員のOJT (On-the-Job Training/職場内教育)の取り組みを行います。モデルとなる部署は、法人内の居宅介護支援事業所と介護老人福祉施設とし、新任職員の実地教育・評価を体系的に行い、教育の手法を確立することを目指します。主な展開としてはPDC Aサイクルに基づき、①OJTに関する資料・データの収集、②当法人におけるOJTモデルの作成、③OJTの試行的展開、④取組みの評価、⑤OJTモデルの見直しを行います。今年度は、現場の主任・副主任を対象にOJTに関する研修を企画します。

### 3-7 研修センターが行う研修の受講料

No.	研修名	別表No.	受講料	備考
1	介護職員初任者研修	別表 06	80,000円	教科書代別
	生活援助従事者研修		40,000 円	

2	総合研修事業(職員教育)	別表 03	_		_
			_	_	_
3	新人職員研修	別表 05	1人当たり 15,000 (所属事業所負担		7 日
4	実務者研修				
5	介護福祉士試験対策				

#### 4. 業務計画

#### 4-1 事務局の設置

白寿園研修センターの庶務を行う事務局を社会福祉法人白寿会の事務室に設置します。事務局は研修の円滑な運営のために以下の庶務を担当します。

- ①研修の指定、静岡県への報告等に関する業務。
- ②研修計画の策定・受講者募集・講師の調整等研修運営全般に関する庶務。
- ③職員全体研修の主催、関係する庶務。
- ④ 伝達講習会の主催、関係する庶務。
- ⑤講義に必要な備品の調達・資料の印刷・製本。
- ⑥施設等実習の受け入れと調整。
- (7)研修に関する特別会計の設置と管理。
- ⑧講師に対する謝金、源泉徴収に関する事務。
- ⑨ その他研修の運営のために必要な庶務。

### 4-2 職員配置

当センターには、センター長、事務員(白寿園事務員と兼務)、指導職員、介護実技指導者を 配置します。また、講習等を担当する職員については、基本的に当法人の主任等の職員に兼務 にて担当を依頼します。

#### 4-3 会議

当センターにおいて提供されるサービス等は原則として関係職員の協議によって決定します。 当センターの主催する会議は以下の2つです。

No.	会議の名称	開催	内容
1	白寿園研修センター会議	随時	業務の進捗確認・情報共有。セミナーの開催に 向けた計画立案等
2	講師会議	随時	講座開催に先立ち必要な確認作業を行う。また、事務局から講師への依頼事項を伝達する。

### ■別表 01 職員教育の階層区分と教育目標

令和元年度に職員研修の見直しを行いました。

研修区分	新人研修	中級職員研修	上級研修	幹部職員研修
研修対象	新規採用職員	採用2年以上~	採用10年以上	副主任以上の幹
		10年未満	の職員	部職員
資格取得	生活援助研修	実務者研修	介護福祉士	介護福祉士
	初任者研修	介護福祉士	社会福祉士	社会福祉士
		社会福祉主事	介護支援専門員	介護支援専門員
教育目標	意欲と情熱をも	白寿会職員とし	白寿会の中心的	各職場のリーダ
	って職務に従事	て誇りをもって	な職員として模	ーとして職員教
	し、基礎的な知	職務に従事し、	範となる言動を	育、チームケア
	識・技術を習得	専門性の向上を	心がけるととも	を実践する。職
	するとともに、	図る。職場内で	に新任職員等の	場内のスーパー
	職場内で良好な	は中堅職員とし	教育にも参画す	ビジョンも実施
	人間関係を築く	て積極的に行動	る。専門性のさ	する。法人の運
	ことができる。	し、各種資格の	らなる向上を目	営にも参画し、
	また、社会人と	取得に向け努力	指し各種資格の	また、地域福祉
	しての基本的な	を続ける。	取得のための勉	に対しても視野
	態度を身につけ		強を行う。	を広げる。
	る。			
そのための	研修センターが	研修センターが	研修センターが	研修センターが
具体的な研	実施する職員全	実施する職員全	実施する職員全	実施する職員全
修	体研修、初任者	体研修を通して	体研修を通して	体研修や管理運
	研修などを通し	法人事業計画、	法人理念・法令	営会議における
	て職業倫理・介	介護技術・医学	遵守・組織運営	研修などを通じ
	護保険制度・介	的知識を習得す	などの知識を習	て、組織運営等
	護技術・医学的	る。また、研修	得する。また、	の知識を習得す
	知識を習得す	センターが主催	研修センターが	るとともに、介
	る。	する介護福祉士	主催する介護福	護保険の制度の
		等の講習を受け	祉士・介護支援	最新情報を把握

### 

研修区分	新人研修	中級職員研修	上級研修	幹部職員研修
研修対象	新規採用職員	採用2年以上 ~10年未満	採用10年以 上の職員	副主任以上の 幹部職員

資格取得のため

の勉強を行う。

専門員等の講習し、法人運営に

役立てる。

を受け資格取得

のための勉強を

行う。

A	職員	職業倫理	全職種	全職種		
---	----	------	-----	-----	--	--

	研修	守秘義務	全職種	全職種		
		事業計画			全職種	全職種
		感染予防	全職種	全職種	全職種	全職種
		事故防止	全職種	全職種	全職種	全職種
		褥瘡予防	直接処遇職員	直接処遇職員	直接処遇職員	
		認知症知識		全職種	全職種	
		拘束廃止	直接処遇職員	直接処遇職員	直接処遇職員	
		防災知識			全職種	全職種
		交通安全	運転業務従事者	運転業務従事者	運転業務従事者	運転業務従事者
В	運営	防災知識				全職種
	会議	メンタルケア				全職種
		事業計画作成				全職種
		介護保険情報				全職種
С	初任者	介護職の仕事	直接処遇職員			
	研修	リスクマネジメント	全職種			
		チーム連携				全職種
		家族への支援			全職種	
		ターミナルケア		全職種		
D	新任	社会保険	全職種			
	研修	法人見学	全職種			
		介護実技講習	直接処遇職員			
		職員倫理・接遇	全職種			
		介護・医学知識	全職種			
		介護保険制度	全職種			
		フォローアップ	全職種			
Е	職種別	アセスメント		相談業務従事者	相談業務従事者	相談業務従事者
	研修	介護保険改正			全職種	全職種

# Ⅱ コンプライアンスの徹底

職員教育については、指定基準、報酬基準、介護サービス情報公表調査などにおいて法令遵守、感染症防止などの研修の開催が義務付けられています。平成 21 年度に創設された「介護従事者 処遇改善交付金」は平成 24 年度以降「介護職員処遇改善加算」と名称を変更して介護報酬に組 み込まれることとなりました。ただし、加算率・算定要件については、従来の「処遇改善交付金」の内容を踏襲することとなり「処遇改善キャリアパス要件」(当該要件を満たさない場合は交付金が減額されます)なども引き継がれることとなりました。当該要件の一つと位置付けられている「職員の資質向上のため研修・技術指導を実施して能力評価を行う、資格取得のため勤務シフトの調整、受講料の援助などの支援を行う」などの要件についても、「介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている」等の第1要件を満たさない場合の例外的要件としての継続されることとなりました。当研修センターでは、職員の資質向上のための研修が、上記キャリアパスを満たす要件に位置づけられていることも加味し、指定基準、報酬基準等も根拠とした研修事業の展開を図ります。活動目標①②として掲げた「職員の資質向上」について、

会議、研修について整理します。

## (1) 開催計画

# ■別表 03 内部研修・・隔月の職員会議において実施

No.	日		時	テ	<u> </u>	マ	備	考
1	令和5年05月	31日(水)	17:30~	白寿会の事 委員会活動			<b>力 老国                                   </b>	th) (h
				法令遵守・		守秘義務	白寿園研修	
2	令和5年07月	26 日(水)	17:30~	身体拘束	廃止の取り	0組み02	虐待防止検	討委員会
				認知症の	边強 01			
				介護事故	方止につい	いて 02	事故防止委	員会
3	令和5年09月	27 日(水)	17:30~	交通安全教	教室		安全運転管	理者
				ターミナル	レケア		研修センタ	·
				感染症に~	ついて 02		感染症対策	委員会
4	令和5年11月	29日(水)	17:30~	感染症につ	ついて 03		感染症対策	委員会
				褥瘡予防に	こついて(	02	褥瘡予防委	員会
				施設防災	こついて(	02	防火管理委	員会
(5)	令和6年01月	31 日(水)	17:30~	感染症に	ついて 04		感染症対策	委員会
				介護事故	方止につい	いて 03	事故防止委	員会
				医療的ケス	7		医務室	
6	令和6年03月	27 日 (水)	17:30~	研修報告記	<u></u>		研修センタ	

# ■別表04 幹部職員研修・・管理運営会議において実施

No.	日	時	テ	<u> </u>	7	備	考
1	年月日(金) 17:30~		介護報酬	改定・働	き方改革	研修センター	-
2	年月日(金) 17:30~		介護保険	制度改正的	について	研修センター	_

# ■別表 05 新人職員研修

No.	日時	テーマ
1	令和5年月日()13:00~16:00	白寿会の組織と沿革、紹介/職業倫理と接遇
2	令和5年月日()09:30~16:00	各種規程/リスクマネジメント/拘束虐待/見学ツアー
3	令和5年月日()10:00~14:10	交通安全/感染症/医学知識
4	令和5年月日()09:30~16:30	介護専門職のための実技講習
(5)	令和5年月日()09:30~16:30	コミュニケーション技術/個人情報・記録/ター
		ミナル/介護保険制度

⑥ 令和5年月日()13:30~15:00	3ヵ月ミーティング(認知症サポーター養成講
	座)
⑦ 令和5年月日()13:30~16:30	フォローアップ研修/防災対策

# Ⅲ 福祉人材のすそ野を広げる

研修センターでは、法人、地域の介護人材の育成・確保のために、平成 28 年度から介護員養成研修の介護職員初任者研修の指定を受け、さらには、令和元年度には生活援助従事者研修の指定も受けました。新規採用職員育成ための必須研修事業として、また、介護人材の確保・育成のための手段として当該研修を積極的に開催します。介護員養成研修は、長期間の集合研修が必要なため、コロナ禍により休止しています。休止中に実務者研修の準備をすすめます。そして、社会福祉士実習施設への準備を進めていきます。

### (1) 開催計画

#### ■別表 06 介護員養成研修

No.	日		時	課程	備	考
1	R5年11月	日~R6年3月	日	介護職員初任者研修課程(通 学)		
2	年 月	日~ 年 月	日	生活援助従事者研修課程(通学)		

#### 軽費老人ホーム

# 白寿園ケアハウス 令和5年度事業計画



■ 令和5年度 事業コンセプト

# 出来る事からこつこつとコロナ前の生活に戻して行く。

私たちは、新型コロナ感染症の流行で、以前より制限された生活を 3 年間続けてきました。政府は 5 月に感染症法上の位置づけとして 2 類から 5 類に変更するため、ウィズコロナの考えとして 5 月以降、インフルエンザと変わらない対応となります。それに伴い、以前していた行事・面会等を緩和していき、出来ることからこつこつとコロナ前の生活へ戻して行きたいと思います。その中には「人生計画 (life plan)」を確認するため、ケアハウスでの生活の継続を目標としつつ、併せて、医療や介護を要する状態となった時に備え、ACP の考えを踏まえ、本人・保証人等と話し合い、またはアンケートなどを行って、施設における生活の継続、今後の医療、ケアの意向を確認し、ケアハウス入居者がいつまでも当施設で生活を継続できるようサポートを続けます。

### 活動目標 ① 「人生計画 (life plan)」を話し合う

- ・生活の継続を目標として「家族面談」を実施して、医療や介護を要する状態となった時に備え、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の考えを踏まえ、人生計画を本人・保証人と話し合うための様式を整備します。
- ・当該様式に基づき、話し合い(個人面談)、アンケートなどを実施します。
- ・話し合い等で示された施設生活継続の意向、今後の医療、介護に関する希望等をその都 度、記録にまとめます。

# 活動目標 ② 心の健康・体力づくりの実施

- ・5 月以降、ウィズコロナの考えより、外部の講師を招いての介護予防教室の開催を検討、 入居者の健康の維持・増進のために自らが実施できる体操等を紹介・奨励します。
- ・認知症予防のためのドリル等を用意します。
- ・体力測定のための取り組みを年2回程度計画します。

#### 活動目標 ③ 保証人・関係機関との連携

- ・加齢や疾病に伴い、生活機能が低下した入居者には保証人や介護支援専門員、地域包括 支援センター職員、医療機関、介護保険のサービス提供事業者と連携のもと、当ケアハ ウスでの生活を継続するために必要な医療・サービスを利用できるよう支援します。
- ・また、ケアハウスでの生活が困難になった場合は、本人の状態に合わせた医療機関や介 護保険施設への入院・入所に資する「ケアパス」を作成し、活用します。

# 活動目標 ④ 入居者の確保/職員の資質の向上

- ・ケアハウス待機者の確保に努め、入居までの待機期間を10日以内にします。
- ・衛生委員会と連携し、ハラスメント防止も含めた働きやすい職場を目指します。
- ケアハウス会議等の場を活用し、事業所内研修を展開します。

# 白寿園ケアハウス 令和5年度事業計画 目次

1						
	(1)	事業目的				
	(2)	入居対象				
	(3)	基本理念				
2	入居者の確保/職員の資質の向上					
	(1)	業務計画・業務体制				
3	白寿	園ケアハウス経営計画				
	(1)	令和5年度の稼働率について				
	(2)	入居者確保の方策				
	(3)	磐田市における動向				
	(4)	法人の考え方				

# 1. 基本方針

#### (1) 事業目的

軽費老人ホーム白寿園ケアハウス(以下「当施設」と省略)は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(静岡県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則、以下県規則と省略)に基づき、入居者一人ひとりが、健康で明るい生活を送ることができ、市民としての豊かな生活を実現することができるよう必要な便宜を供与する施設です。

#### (2)入居対象

■ 県規則第12条

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準に基づく当施設の入居対象は、以下の①、②の要件を満たす方です。

- ① 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。
- ② 60 歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入居させることが必要と認められる者については、この限りでない。

#### (3) 基本理念

当施設の基本理念は次のとおりとします。

- ① 入居者のプライバシーと人権を守り、また、入居者の尊厳を保持し、自立した生活を送ることができるよう必要な支援を行います。
- ② 身体的・精神的な健康の保持と状態変化への適切な対応を行います。
- ③ 健全な人間関係を築くことができるよう必要な援助を行います。
- ④ 入居者・家族・職員間の連携を強化します。
- ⑤ 社会資源としての自覚を持ち、地域福祉の拠点となるような施設作りを目指します。

# 2. 入居者の確保/職員の資質向上

入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務計画の策定を加え、入居者の受け入れについての業務計画及び業務体制について整理します。

#### (1) 業務計画及び業務体制

#### (1)- ① 業務体制

業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図り、円滑なサービス供給体制を確立するために、下記の職員を配置し業務を遂行します。

職種	業務内容	配置人数
○ 施設長	・職員の管理、業務の実施状況の把握 ・関連法令・基準等の遵守に関する指揮命令 ・職員教育 ・ケアハウス会議の開催	1名
○ 生活相談員	<ul> <li>・入居者及び家族に対する相談援助業務</li> <li>・事業所・法人内のサービス、職員の調整</li> <li>・居宅介護支援事業者等との連携強化</li> <li>・事故及び苦情に関する記録の作成</li> <li>・記録の作成</li> <li>・関係会議への参加</li> <li>・その他必要な援助・外出時の付添等の業務</li> <li>・介護サービス</li> </ul>	1名
○ 事務員	<ul><li>・利用料の請求</li><li>・記録の作成</li><li>・関係会議への参加</li><li>・その他必要な援助・外出時の付添等の業務</li></ul>	1名

	・小口現金の管理	
	・公的機関への各種届出	
	・介護サービス	

※ 職員が不在の時は、職種間でお互いの業務を補います。

### (1)- ② 会議

当ケアハウスにおいて提供されるサービスに関する全ての事項は、原則として関係職員の協議によって決定します。

No.	会議の名称	開催予定	内容
1	管理運営会議	原則第3金曜日	業務の進捗確認・情報共有
2	施設合同会議	原則第3火曜日	各事業所間の情報共有
3	職員会議	隔月最終水曜日	法人職員の業務連絡
4	ケアハウス会議	毎月上旬	ケアハウス内の情報共有・入居申し込み確認
5	運営懇談会	入居者がそろう 日に毎月開催	入居者・施設長・職員によりケアハウスの健全な運営 と入居者の快適で心身共に充実した生活のために必要 な事項について、意見を交換する場所として開催。
6	サービス担当者会議	随時	居宅介護支援担当者・介護予防支援担当者との協議・情報共有
7	給食会議	隔月第3水曜日	食事・栄養管理に関する事。

<sup>※</sup> 上記の他に法人内の役員会、白寿園内の各委員会、給食会議等に出席する。

#### (1)- ③ 委員会

当園の運営を側面的に援助する機関として、職員による委員会を設置運営しています。

### (1)- ④ 職員の知識・技術の向上

■ 県規則第 23 条第 3

項

ケアハウスの職員は常に専門知識の習得と技術の向上に努め各種研修会に参加します。その際、全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じます。

01 白寿会全体 内部研修・・職員会議・・研修センターの項目を参照

02 外部研修の予定02 (静岡県エリアで開催される研修)

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考(義務等)
1	5	磐田市社会福祉協議会	ボランティア担当連絡会	磐田市	1	生活相談員

### (1)- ⑤ 行事及び日課

白寿園ケアハウス 年間行事予定・・法人年間行事計画参照 ※コロナ等による変更もあり

月	行事予定	月	行事予定
4月	花見、苺狩り	11月	ケアハウス開園記念食事会
5月	新茶サービス	12月	クリスマス会・忘年会
7月	納涼祭	1月	初詣
9月	敬老会	2月	豆まき
10月	竜洋文化祭出展・見学	3月	ひなまつり

## 白寿園ケアハウス週間予定

# 定期行事予定 ※コロナ等による変更もあり

니저	図ノノ	7.7八週间1元	/L79
曜	日	日課	
月	曜	入浴・ラジォ体操・口腔機 操	能向上体
火	曜	入浴	
水	曜	入浴・ラジォ体操・口腔機 操	能向上体
木	曜	入浴・ラジォ体操・口腔機 操	能向上体
金	曜	入浴・ラジォ体操・口腔機 操	能向上体
土	曜	各種クラブ活動・転倒予隊 ラジオ体操・口腔機能向上体	
日	曜	入浴・ラジォ体操・口腔機 操	能向上体

曜	日	日 課
月	曜	何でも相談日(隔週) 介護予防体操教室(第1)
火	曜	買い物(隔週)・運営懇談会(第 1)
水	曜	
木	曜	
金	曜	
土	曜	各種クラブ活動・転倒予防教室 口腔体操教室・映画観賞会
日	曜	防災訓練(第1)

# 白寿園ケアハウス日課など

時間	日 課	週及び月課
07:30~	朝食	
09:30~		買い物(隔週火曜日)
10:00~		防災訓練 (毎月第1日曜日)
		料理クラブ(隔月第4土曜日)
		ボランティア体操(毎月第1月曜・第3木
		曜)
11:30~	ラジオ体操・口腔機能向上体操	誕生会(個人の誕生日に行う)
12:00~	昼食	
13:30~		
14:00~	入浴	運営懇談会 (毎月第1木曜日)
		口腔体操教室(毎月第1土曜日)
		映画鑑賞会 (毎月第2土曜日)
		手芸クラブ (毎月第4土曜日)
18:00~	夕食	

※コロナ等による変更もあり

# 3. 白寿園ケアハウス 経営計画

当施設の地域との関係や地域貢献の取り組みについて整理します。

#### 白寿園ケアハウス経営計画

#### (1) 令和5年度の稼働率について

令和 4 年度は、7 月・12 月・1 月に 1 名ずつ入退去があり、稼働率が平均 98.0%となり、1  $_{7}$  アルグル 7 月 0 延べ利用件数は平均 446 件でした。令和 5 年度は、1 日当たり 15 人、稼働率が月平均 100%を目指し、実利用総数目標を 5,475 名と考えています。

#### ■ 令和5年度の利用見込

(上段は月/下段は人数)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
目標	450	465	450	465	465	450	465	450	465	465	420	465	5, 475

#### (2) 入居者確保の方策

令和5年度も安定的な運営のため、また情報の開示と入居希望者の募集という観点から広告規定 の範囲内での積極的な宣伝・広報活動が必要です。白寿園ケアハウスにおける広報活動は以下の 通りです。

#### 【パンフレットの発行と関係機関への配布】

社会福祉法人白寿会のパンフレット及び白寿園ケアハウスの案内パンフレットを発行し、関係 機関に配布します。

#### 【ホームページの開設と広報紙の作成】

当法人では白寿園開設 20 周年事業の一環として、平成 23 年度に法人のホームページを開設し、ケアハウスでも専用のコーナーを設け、事業所のPR活動に務め、利用者の確保につなげています。

#### 【施設見学・相談等への対応】

ケアハウスを周知し理解していただくために、施設見学への対応、問い合わせ、相談等に迅速 かつ丁寧に対応します。

#### 【施設合同説明会の開催】

当施設では平成 22 年度から、入居待機者・包括支援センター及び居宅介護支援事業所などの関係機関に案内を出し、ケアハウス説明会を開催しています。ここでは、ケアハウスの生活・料金・入居のシステム等を説明した後、施設見学を行っています。尚、平成 29 年度から白寿園・第二白寿園・白寿園ケアハウスの3施設合同説明会として実施しています。令和2年度から4年度の間はコロナ禍において三施設合同説明会を中止しています。今後コロナ禍が納まっ

た時点でケアハウスの説明会を検討していく予定です。また、今後法人で行う地域住民を対象とした「介護者教室」や、研修センター等が主催する職種別研修が再開されたのちに協力し、地域貢献を図りながら事業所のPRに務めたいと考えています。

#### (3) 磐田市における動向

『第9次高齢者保健福祉計画/第8期介護保険事業計画』(令和3年度~令和5年度)によると、本市の老年人口(65歳以上)は、平成2年現在で48086人、高齢化率は28.4%です。また、令和2年現在のひとり暮らし高齢者数は7218人となっています。同事業計画では、特定施設入居者生活介護のサービスについて、以下の予測を示しています。

		実	績	見込		計画		推	計
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
	特定施設入居者生活介護 自然体	1, 177	1, 242	1, 452	1, 464	1, 476	2, 568	1, 548	1, 800
利用人数	特定施設入居者生活介護 施策反映後				1, 476	1, 488	1, 500	1, 524	1, 776
(人/年)	介護予防特定施設入居者 生活介護 自然体	107	122	156	156	156	168	168	192
	介護予防特定施設入居者 生活介護 施策反映後				156	180	180	192	240

#### (4) 当法人の考え方

介護保険サービスを利用できるケアハウス及び有料老人ホームは、要介護者のみを対象とする「介護専用型」と「要介護者に加えて要支援者や自立も対象とする混合型」の2種類型になり、特定施設の対象範囲にケアハウスも含まれました。従来、介護サービスの提供者は特定施設の職員に限定にされていましたが、外部サービス利用型特定施設の新設により、他の訪問介護事業者や通所介護事業者に介護サービス業務を外部委託出来るようになりました。当園の入居者においても、ADLの低下とともに、要支援・要介護者が増え、今後も増加傾向が予測されるため、特定施設(外部サービス利用型)への移行の可能性を視野に入れ平成20年度に、特定施設入居者生活介護への転換を検討しました。その結果、当施設は介護老人福祉施設白寿園との連携が保たれており、重度化への円滑な対応が可能であること、及び施設規模が15名と小規模であるため、特定施設入居者生活介護に転換した場合の採算(15名全員が要支援以上の認定を受け、サービスを利用するとは限らないため)の点でも課題を認め、県内の小規模のケアハウスと連携・情報交換などを行いながら、当面は現行のケアハウスの体制で事業展開を行うことが適当と考えます。

特別養護老人ホーム 第二白寿園 令和5年度事業計画

介護保険事業所番号 2276901036

■ 令和5年度 事業コンセプト

## 「その人らしい生活を援助し「ここで良かった」と思える居場所をつくる」

- [1] 「その人らしい生活を援助し、「ここで良かった」と思える居場所をつくる」という施設理念を職員間に浸透させ、個々のご入居者の居場所づくりを推進していきます。昨年に続き、ユニットケア推進委員会を中心にユニットケアの理念である『暮らしの継続』の実現を目指していきます。リーダーが<u>ご入居者目線で</u>定期的にラウンドすることでハード、ソフト、システム、フォームの 4 つの観点から評価し改善案を提案していくことでユニットケアの原点である個別ケアを実践し、ここで良かったと思える施設づくりをしていきます。
- [2] 感染症予防委員会を中心にコロナの分類変更に伴う新たな対策の策定と今年度経験した実績を踏まえたシミレーション訓練と感染症発生時の対応力を強化していきます。
- [3] 高齢者虐待防止の推進のために委員会を中心に体制を強化していきます。
- [4] 事故防止委員会を中心に事故防止のための体制を整備し、リスクマネジメント体制を強化していきます。
- [5] 褥瘡予防委員会を中心に多職種協働で計画を立て、それを実践することで「褥瘡 0」 を目指します。
- [6] 歯科医師、歯科衛生士との連携を強化し、多職種協働でご入居者の口腔衛生管理、口腔機能低下の予防、誤嚥性肺炎の予防、感染症の予防に努めていきます。
- [7] ご入居者がその人らしい最期の時を迎えられることができるように ACP についての話し合いを推進していきます。意向を叶える事ができるように医師との連携を強化し、医療提供体制を整え、多職種協働のチームで質の高い看取り介護の実施ができるように努めていきます。
- [8] 介護職員のスキルアップを目指し、外部研修への参加促進、内部研修の充実を図ります。特に介護技術の向上、看取り介護についての知識を深め、介護サービスの質の向上を図ります。
- 事業計画において「規則」とあるのは「静岡県規則第 10 号 指定介護老人福祉施設の 人員、設備及び運営の基準に関する規則」を、また、「算定基準」については、「指定 施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」を指します。

# 特別養護老人ホーム第二白寿園 令和5年度事業計画 目次

項目	タイトル	No.	小項目
		(1)	施設運営の目的
1	基本方針	(2)	入所対象
		(3)	基本理念
		(1)	業務体制
	業務計画及び業務体制	(2)	各部署の活動コンセプト
		(3)	職員配置・業務分担
2		(4)	会議
		(5)	委員会
		(6)	入所者受け入れ
		(7)	各委員会活動計画
		(1)	介護老人福祉施設の介護報酬構造
3	   経営計画	(2)	経営目標
3		(3)	磐田市の動向
		(4)	法人の考え方

# 1. 基本方針とサービス指針

(1) 施設運営の目的

■介護保険法第39条

指定介護老人福祉施設第二白寿園(以下「当園」と省略)は、介護保険法令に従い、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿ってそれぞれ役割を持って自律的な日常生活を営むことができるように支援することを目的とする施設です。

(2) 入所対象

■介護保険法第7条

当園の入居対象は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方で、以下のいずれかの要件を満たす方です。

- ① 介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者であって、要介護認定を受けている方で 要介護3以上の方。
- ② 要介護1及び要介護2の方で、特例入所が認められた方。

### (3) 基本理念

当園の基本理念は次のとおりとします。

- ① その人らしい生活を援助し、「ここで良かった」と思える居場所をつくる。
- ② 家庭生活からの連続性を重要視し、個性に重んじたライフスタイルを形成する。
- ③ 個々の入居者における「普通・当たり前」に共感する。
- ④ 「ここで良かった」と思える居場所づくりに専念し、その人が望む生活の追及を諦めない。
- ⑤ 社会資源としての自覚を持ち、地域福祉の拠点となるような施設作りを目指します。

## 2. 業務計画及び業務体制

#### (1) 業務体制

当園は、常時の介護を必要とするお年寄りを入所の対象とし、かつ、介護サービスを連続的に提供するために、各職種別に業務日課の作成を行い、職種内の役割分担を明確にします。また、円滑なサービス供給体制を確立するために、業務分担表を作成すると共に活動コンセプトを掲げ、目標達成に努めます。

### (2) 各部署の活動コンセプト

■ 令和5年度 奏ユニット 活動コンセプト

# 心地よい暮らしをかなでよう

奏ユニットでは「心地よい暮らしをかなでよう」をテーマに、"当たり前の生活"の提供を行っていきます。

#### 活動目標(① 心地良く暮らす。

- ・環境整備に力を入れ、常に清潔感のあるユニットを目指します。
- ・週に2日、ユニット内を掃除機とモップ掛けをし清潔にします。
- ・毎日トイレ掃除、キッチン掃除、居室洗面台掃除、居室・リビングの換気を行います。
- ・月に1度、車いす、机、椅子の清掃を行います。

## 活動目標 ② 四季を感じる。

- ・毎月季節に合ったレクリエーションの開催を行います。
- ・四季を感じられる飾り付けをユニット内で行います。
- ・月に1度、施設外へ散歩します。

1月	2月	3月	4月	5月	6月
新年会   正月飾り	節分	雛祭り	桜鑑賞	鯉のぼり 五月人形鑑賞	アジサイ鑑賞
7月納涼祭	8月 手持ち花火	9月 敬老会	10月 掛塚祭り鑑賞	11月 秋桜ドライブ	12月 クリスマス会
七夕飾り作り	1,1,2,1		721 20 73 T Z		

■ 令和5年度 縁ユニット 活動コンセプト

# 一人一人の縁を大切にし、ここに居たいと思える笑顔溢れる一家団欒の場作り

ここで出会ったご縁を大切にたくさんの笑顔を引き出せるようご入居者の生活に寄り添っていきます。

### 活動目標 ① 自分らしさを諦めない

- ・ご入居者のしたい事の聞き取りを行う。
- ・ご入居者の希望を多職種が協働し実現します。

# 活動目標 ② 残存機能を活かし、今出来る事の継続と出来る事を増やして いく為、レクリエーションの充実をしていきます

- ・定期的(月に1回)、半数以上参加のレクリエーションを行います。
- ・個人的なレクリエーション・生活リハビリを重点的に行なっていきます。

#### 活動目標 ③ サービスの質の向上を目指します

- ・接遇を身に着け、笑顔溢れる雰囲気作りを目指します。
- ・3か月に1回ユニット内で研修を行います。
- ・24Hシートを充実させ、ご入所者様のこだわりを共有していきます。
- 令和5年度 和ユニット 活動コンセプト

#### 「和顔愛語」

和顔愛語とは・・・穏やかな顔つきで思いやりのある話し方で接すること。 和やかな笑顔と優しい言葉で接し、思いやりがにじむようなユニットにしたいと思います。

#### 活動目標 ① 生活に彩を添える

- ・担当デイを毎月行い、日常でも残存機能を活かしたレクリエーションや認知機能の低下を 防ぐレクリエーションを行います。
- ・ユニット内で季節を感じられるように春夏秋冬、年4回模様替えし、季節を感じられるレクリエーションを行います。

### 活動目標 ② 安全、快適な生活のための環境づくり

- ・週2日間は、確実に整理整頓、清掃し、どなたでも気持ちよく生活できるよう整えます。
- ・毎月、住環境整備を行い、安全な環境づくりに努めます。

## 活動目標 ③ サービスの質の向上

- ・ユニット内研修を3か月に1回行い、知識や技術の向上に努めます。
- ・担当者が毎月、24Hシートを見直し、そして、検討、評価していき、更新日には各職員が 迅速な更新を行います。
- ・毎月、食事の検討と評価をしていき、安心、安全で楽しみを見出せるように努めます。
- 令和5年度 雅ユニット 活動コンセプト

### 「日々の暮らしを大切にし、生活の中にくつろぎと・彩を」

雅ユニットでは「日々の暮らしを大切にし、生活の中にくつろぎと・彩を」をテーマとし、以下の3本柱を中心に職員が一人一人考え相談し合い、安心して心地よい空間を提供できるように努めていきます。

#### 活動目標 ① 身近に季節を感じられるレクリエーションの充実

- ・残存機能を活用し、認知機能低下を防ぐレクリエーションを行います。
- ・定期的(月に1回)に半数以上参加の行事やイベントを行い、季節の感じられるレク リエーションを行います。

#### 活動目標 ② 一人一人が穏やかに暮らせる支援

- ・ご入居者の希望を多職種が共同し実現できるように努めていきます。
- ・個人的なレクリエーション・生活リハビリを重点的に行なっていきます。
- ・定期的にケース会議を行い、ご入居者の個々の ADL、問題行動の内容を検討し、統一対策 の徹底と問題の解決に努めます。

#### 活動目標 ③ 清潔感のある環境づくり

- ・ご入居者の身辺の整理整頓に努め、特に換気に注意していきます。
- ・毎月、環境整備をし、清潔感のある環境づくりに努めます。
- 毎日、リビング・居室の換気・キッチン清掃・トイレ清掃を行います。
- ・週に5日、居室、廊下の掃除機掛け、居室洗面台掃除、リビングの床掃除を行います。

### ■ 令和5年度 医務 活動コンセプト

# 「暮らしを支える看護」

ご入居者の健康管理に努めていきます。介護が必要になっても暮らしの継続ができるように支援し、人生最後までその人らしく生きることを支えていきます。

#### 活動目標 ① 健康管理

- ・ご入居者の重度化に対し嘱託医との連携のもと、体調の変化に注意を払い、異常の早期発 見に努めます。
- ・感染症、食中毒の防止に努めます。日々の健康チェック、手洗い・うがいの実施、換気、 湿度、室温等の環境を整えていきます。また感染症を想定したシミュレーション訓練を委 員会、全体会議等で実施していきます。
- ・ご入居者の多くが抱える便秘を減らしていきます。適切な水分摂取を促したり、トイレへ 長く座ってもらうなど介護職員と連携し、便秘解消に向けた取り組みを行います。
- ・看取り介護の充実を図るため、ご家族様への心理的支援を含めた職員教育の実施を行っていきます。また、ACP について本人・家族との話し合う場を繰り返し設け、意見を共有し多職種との連携を図っていきます。
- ・褥瘡マネジメント加算に基づき、ご入居者個々にユニット、医務で統一した褥瘡ケアを提供します。委員会で評価し、反省点やアドバイスを取り入れ、計画に反映していきます。

別表 1 入居者日課表

時 間	一般
06:30~	起床・洗面
07:30~	朝食・口腔ケア
10:00~	入浴、健康チェック・ティータイム
	※週に1回シーツ交換、適宜清掃日
12:00~	昼食・口腔ケア
13:00~	入浴・余暇活動
	※週に1回シーツ交換、適宜清掃日
15:00~	おやつ
18:00~	夕食・口腔ケア
20:00~	入床
21:00~	消灯

※原則、ご入居者様、ご家族と面談し生活スタイル、意向に沿って日課を組み立てていきたいと 考えております。

別表 2 年間行事表

月	月例行事	行事予定
4月		お花見
5月	防災訓練	新茶サービス
6月	誕生会	おやつ作り

7月	ビューティーサポート	七夕・納涼祭
8月	余暇活動等	花火大会
9月		敬老会
10月		掛塚まつり
11月		もちつき大会
12月		クリスマス会
1月		新年会
2月	2月 3月	節分
3月		ひなまつり

# (3) 職員配置・業務分担

# ■ 指定基準第2条

職種	業務内容	配置人数
○ 施設長	・施設全体の総括	1名
	・入居者の受け入れ	
	(優先入所検討会の開催)	
	・職員の一元的管理・職員教育	
	・苦情への対応	
○ 介護支援専門員	・施設サービス計画の作成等施設介護支援業務	1名
(兼務)	(サービス担当者会議の開催・照会の実施)	
	<ul><li>・入居申込者の状況等の把握</li></ul>	
	・入居者の居宅における日常生活の可能性の検討	
	・退居のための必要な援助の実施、関係機関との連携	
	・身体的拘束に係る記録の作成	
	・苦情の受け付け及び内容等の記録	
	・事故の対応及び対応等の記録	

職種	業務内容	配置人数
○ 生活相談員	・利用者及び家族に対する相談援助業務	1名
(兼務)	・事業所・法人内のサービス、調整	
	・入退居事務	
	・各種申請手続きの援助	
	・受診・入院に関する業務	
	・家族会関連業務	
	・施設防災関係業務	
	・文書管理業務	
	・実習生、ボランティアの受け入れ	
○フロアリーダー	<ul><li>フロアの一元管理(チームマネジメント)</li></ul>	2名
(エニットリーダー兼務)	・フロアの円滑な運営	
	・フロア職員の育成	
	・フロアのビジョンの構築と実現	

		1
○ユニットリーダー	・ユニットの一元管理(チームマネジメント)	4名
(フロアリーダー兼務)	・ユニットの円滑な運営	
	・ユニット職員の育成	
	・ユニットのビジョンの構築と実現	
	※ 内2名はユニットリーダー研修受講者	
○ 看護職員	・第二白寿園主治医との連絡調整	5名
(1 名は機能訓練指導員	<ul><li>利用者の健康状態の把握</li></ul>	
兼務)	<ul><li>利用者の医療処置、服薬管理、その他診療の補助</li></ul>	
	・健康診断・予防接種に係る業務の補助	
	・受診、入院に関する業務	
	・家族との連絡調整	
○ 管理栄養士(兼	・献立の作成	1名
務)	• 栄養管理	
○ 介護職員	・施設サービス計画書、24時間シートに沿った	22名
(内 4 名ユニットリーダー兼	サービスの実施	
務)	・定期的なモニタリング、24 時間シートの作成, 更	
	新	
	・行事の計画、実施	
	・記録の作成	
○ 事務員	・入退居事務	2名
	・入居者の預かり金管理	

# \_\_(4) 会議

当園において提供される個別援助の種類、内容、方法及び職員の業務体制、サービスに関する全ての事項は、原則として関係職員による下記の会議によって決定します。

No.	会議の名称	開催予定	内容
1	運営会議	第3金曜日	業務の進捗確認・情報共有
2	施設合同会議	第2火曜日	施設部門の運営進捗の確認
3	職員会議	隔月最終水曜日	法人職員の業務連絡
4	リーダー会議	第2月曜日	特養事業所内の情報共有・行事などの企画
(5)	全体会議	4・8・12・2月の最終水曜日	特養事業所内の情報共有・業務の進捗確認
			勉強会
6	ユニット会議	第1週	入居者の援助内容の確認・業務内容の検討
7	サービス担当者会議	随時	入居者の援助内容の作成
8	給食会議	第2月曜日	食事・栄養管理に関すること

# \_\_(5) 委員会

当園の運営を側面的に援助する機関として、職員による委員会を設置し、これを運営していきます。関係職員は、上記(4) -⑤の会議の他に、白寿会内の委員会関連会議等に出席します。

### (6) 入所者の受入れ

介護保険法第7条

平成27年4月1日より、特別養護老人ホームの入所対象の要件が、現行の要介護1以上から要介護3~要介護5までの要介護者となりました。ただし、要介護者1又は要介護2の方で、特例入所の要件に該当する場合は、入所が認められています。

入所の申し込みにより入所の希望があった場合、その申し込み書内の本人の状況、要介護度、家族の状況等の調査を行い「優先入所検討会」において受入れの決定を行います。

なお、要介護1又は2の入所申し込み者については、保険者に対して報告を行うとともに意見を 求め、特例入所対象者に該当するか否かを判断します。

\*「優先入所検討会」は施設長、事務長、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員、及び、施設長が選任する当施設職員以外の第三者の委員で構成します。

### (7) 委員会活動計画

# O1-ユニットケア推進委員会

(1)	活動コンセプト	「暮らしの継続」 第二白寿園では、ユニットケアの理念である「暮らしの継続」をコンセプトに掲げ、ご入居者の暮らしのサポートをしていきます。
(2)	令和 <mark>5</mark> 年度活動目標	① ユニットケアの勉強会の開催 新人職員、中途採用者を対象にユニットケアについて勉強会を随時開催していき、全職員がユニットケアへの理解を深め「自宅+介護力」の施設づくりを目指します。 (4月:新人職員対象、ユニットケアの勉強会、その他随時開催)
		② 24 時間シートの運用 24 時間シートは、ご入居者が1日をどのように暮らしたいのか、それをチームでどうサポートすれば良いか、視点を1日の暮らしに合わせて表したものです。ユニットケア推進委員会では、各ユニットの24時間シートを見直

の連

サポートをしていきます。

動を確認)

実用できているか評価をしていきます。

し、より一人一人に合わせたケアが行えるように助言、

また記録との連動を委員会内で確認し、24 時間シートが

(4月:新人職員対象、24時間シートについての勉強 会、毎月:委員会にて24時間シートの見直し、記録と



### ③ ご入居者目線の暮らし

3 か月に 1 度、委員が各ユニットをラウンドし、ハード、ソフト、システム、フォームの 4 つの観点から評価、改善案をユニットに伝えていきます。第 3 者の目として、ご入居者に聞き取りを行い、ユニットに伝えていくことで、より 1 人 1 人の暮らしの継続に繋がるよう努めます。

# 02 一褥瘡予防委員会

静岡県規則第10号第15条第5項/指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

### (1) 活動コンセプト

### 「個々にあった PDCA により褥瘡ゼロに!」

介護保険の改正により褥瘡発生予防や状態改善について評価 されるようになります。褥瘡委員が中心になって PDCA のサイ クルをユニットの職員に浸透していき褥瘡予防に向けて職員 の意識を高め、褥瘡予防のサイクルを確立し褥瘡ゼロを目指 します。

#### (2) 令和5年度活動目標

#### ① PDCA のサイクルの確立

当施設では、褥瘡マネジメント加算に基づき、ご入居者個々に【様式 4】褥瘡の発生と関連のあるリスク(チェックシート)を作成。褥瘡と関連が高い項目をモニタリング。その後、PDCAサイクルの Plan(計画)として、【様式5】

多職種協働(医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員、その他の職種)で褥瘡対策に関するケア計画書(ケア計画書)を作成し、24 時間シートへ記載。Do(実行)統一した褥瘡ケアを提供します。Check(評価)ユニット内で評価し、委員会で再度評価。Action(改善)反省点やアドバイス、LIFE のフィードバック機能を有効に活用し、計画に反映することにより、褥瘡0を目指します。

#### ② 職員の意識と知識の向上

褥瘡委員会では年に1回全体会議内で勉強会を実施、および毎月の委員会内で食事摂取量の確認、褥瘡の状況確認、ケース検討実施、アドバイザーに意見を頂き、ケアに反映していきます。毎月のユニット会議を通して、委員会より情報を提供し、ケアの把握、統一を行い褥瘡予防に対する意識を高めます。また、外部研修にも積極的に参加し、知識・技術の向上に努めます。

# 03一事故防止委員会

静岡県規則第10号(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則)第38条/指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

# 「防げる事故を未然に防ぎ、重度事故のを目指す」 活動コンセプト (1) 令和3年度の介護保険改正では、リスクマネジメントの強化と して事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進するため基準 の見直しがされました。第二白寿園では、安全対策担当者を中 心に職員一人一人の事故防止への意識向上に努めご入居者が安 心して暮らせる施設づくりをしていきます。 (2)令和5年度活動目標 ① 事故防止への意識向上、重度事故 〇件を目指す。 ①事故報告書の新様式に則り原因・対策を職員・本人・ 環境面の3点から分析し、より効果的な対策を立てる ことができるようにしていきます。 ②毎月、委員会を開催し全部署での事故・ヒヤリを伝達 し情報を共有します。 ③委員会内で事故対策の実施状況を確認し、対策を風化 させない。有効でない対策においては委員会で対策を 再検討し、事故件数の削減に努めます。 ④各部署でご家族へ事故報告・謝罪・改善策の提案をす ることで一つ一つの事故に対しての意識を高めていき ます。 これらの活動の実施状況を評価することで、目標の達 成状況を評価します。 ② 事故を予見する力を身につける。 ①委員が中心となり、ヒヤリハット報告件数のアップを 目指します。一人最低3件以上のヒヤリハットの報告 を行い、事故を未然に防ぐことのできる体制を作りま ②外部研修に積極的に参加し伝達研修を実施していきま ③全体会議内で事故防止に関する研修を行います。 (3) 事故が起きにくい環境整備の提案をします。

107

提案をしていきます。

①委員が中心となりユニット内の環境を確認し改善点の

# 04 一感染予防委員会

静岡県規則第10号(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則)第30条/指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

#### (1) 活動コンセプト

### 春・夏・秋・冬、いつでも万全。

厚生労働省から出されている「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル」には、感染症対策の基本は、感染させない、感染しても発症させないことであり、その為には病原体を①持ち込まない②持ち出さない③拡げないことが重要と書かれています。白寿園では、「春・夏・秋・冬、いつでも万全」というコンセプトを掲げ、事業所全体で感染症に対する意識を高め、対策を講じていきます。特に新型コロナウィルス感染症については令和3年度の基準省令の改正を踏まえ、指針の整備、手引書の充実に加え、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練(シミレーション)の実施を行います。

## (2) 令和5年度活動目標

### ① 「持ち込まない 持ち出さない 拡げない」

- ①職員は、ユニホームで出勤はしません。必ず、入退社 時は着替えます。
- ②出勤時には健康チェックを実施します。
- ③手洗い・うがいを確実に行います。
- ④体調不良時等、無理をして出勤しないよう指導をしていきます。
- ⑤感染症が発生した場合には、嘱託医の先生方へ相談の 上、早期の対応を実施します。
- ⑥感染症予防マニュアルを常に見直し、最新版を整備して職員への周知に努めます。
- ⑦職員への教員、研修を行います。
- ⑧快適な室温、湿度に注意をします。館内のエアコンのフィルター、風の吹き出し口は定期的に掃除をします。

これらの活動の実施状況を評価することで、目標の達成状況を評価します。

#### ② 感染症対策の強化

感染予防委員会では、令和 3 年度に指針の整備を行うとともに、新型コロナウィルス感染症を想定したゾーニングやガウンテクニック等の訓練(シミュレーション)を実施します。また介護老人福祉施設以外の居宅介護サービス部門や保育園においても、訓練が実施できるよう委員会を通じた指導体制を構築します。

# 05-身体拘束廃止委員会

静岡県規則第 10 号(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則)第 13 条第 4 項 /指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(1)	活動コンセプト	虐待〇・身体拘束〇・スピーチロック〇 令和元年度静岡県介護保険施設等指導方針では指導の重点項目 として「利用者の安全・安心の確保及びサービスの質の向上の ための運営基準の遵守」(1) 「虐待防止」の徹底と(2)「身体 拘束廃止」が具体的な項目として示されています。第二白寿園 では、「虐待〇・身体拘束〇・スピーチロック〇」のコンセプ トを掲げ職員一人一人が高い意識を持ってご入居者様の尊厳を 守っていきます。
(2)	令和5年度活動目標	① 虐待防止・身体拘束廃止・スピーチロック防止への取り組み 虐待防止、身体拘束廃止、スピーチロック防止のために以下の取り組みを実践していきます。 ①スピーチロックの実態調査 ②虐待チェックシートによる自己評価・上長評価 ③地域包括支援センターによる虐待調査 ④家族会での取り組みの報告 ⑤身体拘束廃止委員会によるチェック ⑥身体拘束廃止委員会によるチェック ⑥身体拘束実施時には3条件のチェック、同意書の確認 ⑦部分的・時間的であっても解除の取り組みを行う
		①外部・内部研修への積極的な参加 ②研修の実施

# 3. 経営計画

## (1) 介護老人福祉施設の介護報酬構造

## ■01 介護福祉施設サービス費

	ユニット型個室
要介護1	652単位/日
要介護2	720単位/日
要介護3	7 9 3 単位/日
要介護4	862単位/日
要介護 5	9 2 9 単位/日

## ■02 サービス体制・実施加算

				N//	£44.	_Lee		
No.	加算の名称		単 位	数	備	考		
1	日常生活継続支援加算(Ⅱ)		46	単位/日				
2	夜勤職員配置加算(IV)イ		3 3 1	単位/日				
3	看護体制加算(I)イ		6 ]	単位/日				
4	看護体制加算(Ⅱ)イ		131	単位/日				
5	口腔衛生管理加算(I)		901	単位/月				
6	口腔衛生管理加算(Ⅱ)		$110^{1}$	単位/月				
7	褥瘡マネジメント加算(I)		3 j	単位/月				
8	褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	131	単位/月					
9	安全対策体制加算	$20^{1}$	単位/月	入所時に	1回			
10	介護職員処遇改善加算	8.	3%/目	(サービス	×利用料+加算)×8.3%			
11)	介護職員等特定処遇改善加算		2.	7%/日	(サービス利用料+加算)×2.7			
12	介護職員等ベースアップ等支援加	算	1.	6%/目	(サービス	×利用料+加算)×1.6%		
13	初期加算		301	単位/日	入所日か	ら起算して30日以内		
14)	科学的介護推進体制加算(I)		40	単位/月				
15)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		501	単位/月				
16	配置医師緊急時対応加算		650	単位/回	早朝(午前6時	\$~8時)夜間(午後6時~10時)		
			1, 30	0 単位/	深夜(午後	<b>&amp; 10 時~午前 6 時)</b>		
				口				
17)	看取り介護加算(Ⅱ)	(a)	7 2	単位/日	死亡日以	以前31~45目		
		<b>b</b>	144	単位/日	死亡日以	人前4~30日		
		(C)	780	単位/日	死亡日の	)前日・前々日		
		<b>@</b>	1, 58	0 単位/	死亡日			
				日				

## ■03 居住費・食費に関わる利用者の自己負担限度額 ユニット型個室

利用者負担	居住費	食費	預貯金条件
第2段階	820 円	390 円	650万円以下
第3段階①	1,310円	650 円	550万円以下
第3段階②	1,310円	1,360円	500万円以下
第4段階	2,006 円	1,445円	

## (2) 経営目標

- 1) 利用稼働率99%以上を確保する。
  - ① 磐田市市内、浜松市内の急性期・回復期病院の地域連携室・居宅介護支援事業所・地域 包括支援センター等へ定期的にアプローチを行ない R6 年度の増床を踏まえ入所希望者 の確保に努める。
  - ② 事前面接、アセスメント、各部署への伝達等の事前準備を進め、空床期間の短縮に努める。

- ③ 利用者の健康管理や感染症予防、事故防止、褥瘡予防、虐待防止に対する意識を強め、入院による空床を作らないように努める。
- ④ 安定的な待機者の確保のために白寿園・白寿園ケアハウスと連携し地域行事等に積極的に参加し、入所相談、出張講座等を実施する。
- ⑤ HP や広報誌、電子媒体を活用し白寿園での取り組みを発信し地域に開かれた施設を目指す。
- ⑥ 将来的に安定した人材の確保ができるように大学や専門学校等への訪問、実習生の受け 入れを進めていく。

申込者総数 (介護 1, 2 含む)19 件要介護 3 以上13 件すぐに入所・半年以内の入所希望9 件

(令和5年1月16日現在)

#### 令和5年度の利用見込み

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
目標	1200	1240	1200	1240	1240	1200	1240	1200	1240	1240	1160	1240	14640

- 2) よりよいサービスの提供と運営ができるように加算体制の維持を図る。
  - ① 算定予定の加算が算定できるように体制整備に努める。
  - ② 厚生労働省の指針にのっとり、重度要介護者を受け入れ、平均要介護「4」を目指す。
- 3) 利用者ニーズに応えていけるよう、多職種協働にて他施設との差別化を図る。
  - ① 介護福祉士の取得のための実務者研修受講の推進による人材育成と参加研修の伝達講習 を実施し職員の知識、技術を向上させユニットケアの推進を図る。
  - ② 介護職員等による喀痰吸引の実施にむけ、喀痰吸引研修への参加を推進し夜勤を行う全職員の資格取得。
  - ③ 透析など医療依存度の高いご利用者様も、安心して生活する事ができる体制整備に努める。 (医師との連携、部署間の円滑な連携・協力体制の構築、マニュアルの見直し、研修の実施)

#### (3) 磐田市における介護老人福祉施設の動向

磐田市では、今後も見込まれる高齢者人口の急速な伸びや核家族化によるひとり暮らし世帯および夫婦のみの世帯の急増など、高齢者を取り巻く状況の変化への対応が急務となってきています。 要介護者の増加に伴い、社会保障制度による介護サービスの提供は、重点的または効果的に行うことが求められています。

『第8次磐田市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画』では、「常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方が日常生活上の支援や介護を受ける介護老人福祉施設を待機者の解消や要介護者の増加に対するため、計画的に施設整備を進めます」としています。

### ■第8次高齢者保健福祉計画

		実績		見込	計画			推計		
		H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年 度	R7 年度	R22 年度	
利用人 数(人 <i>/</i> 年)	介護老人福祉施設 自然体	9, 708	9, 684	9, 768	9, 780	9, 780	10, 260	10, 260	10, 260	
	介護老人福祉施設 背策反映後				9, 780	9, 780	10, 260	10, 260	10, 260	

### (4) 当法人の考え方

#### 1) 利用者確保に関する取り組み

施設へ申し込みに来ていただくことを待っているのではなく、ホームページ上や情報公表制度で の施設の特色によるアピール等を積極的行い、出張入所相談等を実施し、特別養護老人ホームの 印象を変えていただけるように努めます。

#### 2) 苦情に関する対応

「社会福祉法人白寿会 苦情解決委員会規定」を策定し、理事長、苦情解決第三者委員 (3 名) 及び施設長、各事業所の主任等を含めた苦情解決委員会を組織し、苦情提出者からの求めがあった場合は随時委員会を開催する体制を整えています。なお、臨時の苦情解決委員会開催がない場合であっても、年1回同委員会を開催し、対象期間内に提出された苦情を理事長及び苦情解決第三者委員に報告しています。またこれらの苦情については、法人が発行する総合広報誌「風のまちだより」に定期的に掲載し住民への周知を図っています。

### 4) 白寿園の広報について

#### 【パンフレットの発行と関係機関への配布】

社会福祉法人白寿会のパンフレットを発行し、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所等の関係機関に配布します。

#### 【機関紙・ホームページへの掲載】

社会福祉法人白寿会の機関紙である風のまちだよりを活用し当園におけるサービス提供内容の紹介をはじめ、新しく取り入れるサービスプログラム等について紹介をしていきます。また、当法人が開設しているホームページにて白寿園の専用コーナーを設け事業所の PR 活動に努めます。

#### 【パブリシティの活用】

特別養護老人ホーム白寿会における活動内容を明確にし、地域の人々に対して効果的な広報 活動を推進していくために、情報公表制度の活用、「静岡県高齢者施設ガイド」(静岡新聞社 出版)への掲載を行います。

### 【施設見学・相談等への対応】

サービスの利用を円滑に図るという目的から、施設見学への対応、介護保険サービスの問い合わせ、相談等には迅速かつ丁寧に対応します

白寿園ホームヘルプサービス

令和 5 年度事業計画 介護保険事業所番号 2 2 7 6 6 0 0 1 6 6



■ 令和5年度 事業コンセプト

### 「ご利用者の『できた』の喜びを大切に」

ご利用者のお宅に訪問し、入浴・排泄・食事の介助などの身体介護や、買い物・調理・洗濯・掃除・ゴミだし等の生活援助を行うなかで、ご利用者の心身の状態に合わせた援助を行っています。ご利用者が援助を受けて「気持ち良くなった・きれいになった・安心して生活を送れる」などの喜びの気持ちをもって頂けるよう援助を行っていきます。

### 活動目標 ① ご利用者が在宅生活を継続できるように援助します。

- ・ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ち、ご利用者及びそのご家族のニーズを的確に捉え居宅サービス計画・介護予防サービス計画に沿って、サービスの提供を行います。
- ・ご利用者の尊厳の保持及びその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、忠実にその職務を遂行します。
- ・ご利用者の事故防止に心がけ、リスクマネジメントの手法を取り入れ、事故を未然に防ぐよう対策を講じます。
- ・新型コロナウイルス等の感染症予防に心がけ、法人内で開催されている感染症対策委員会 と常に連携を図り感染防止に有効な対応を継続します。感染症の予防及びまん延の防止の ための研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じ、ご利用者の人権の擁護に努めるように研修等を行います。
- ・訪問介護計画の中にご利用者の自立支援に関する目標等を位置づけ支援を展開し、動作能力等の向上に資する支援を行います。

## 活動目標 ② 訪問介護員の資質の向上を図ります。

- ・毎月1回開催されるカンファレンスにおいて、テーマに沿った内部研修を行い、そして、 外部研修にも積極的に参加し事業所全体のスキルアップに努め、研修内容については事業 所内での共有に努めます。
- ・介護過程に基づく訪問介護の支援を利用者全体の2割以上導入します。
- ・ハラスメントの予防として、訪問介護員は上下関係や雇用の形態の隔てなどを気にせずに 訪問介護員同士の意思疎通を深め、何事にも「ほう・れん・そう」を大切にし、小さなこ とでも「報告」し合い、必要事項を「連絡」し、誰もが同じように質の高いサービスを提 供できるよう、「相談」し、お互いを高め合ってチーム力の向上に努めていきます。ま た、個人記録、申し送りノート等の活用を今後も続けていきます。

### 活動目標 ③ チームとしての役割を担う為に多職種と連携を図ります。

- ・ご利用者が住み慣れた家で少しでも長く生活が続けられる在宅サービスを利用して頂き、 その中で訪問介護としての役割を担っていきます。
- ・多様な機関や組織と顔の見える関係を築けるよう、積極的に多職種との会議や研修に参加していきます。

・居宅介護支援事業所・磐田市地域包括支援センターなど、関係機関との連携を図る事により、充実した介護へと繋げていきます。地域包括支援ケアシステムの構築に向けて、研鑽していきます。

## 白寿園ホームヘルプサービス 令和5年度事業計画 目次

-	
1	自立した日常生活を営むためのサービスの実施
	(1) 事業目的
	(2) 業務内容
2	訪問介護員の資質の向上を図る
	(1) 業務計画
	(2) 会議・研修計画
3	経営計画
	(1) 訪問介護の介護報酬構造
	(2) ニーズ予測
	(3) 経営計画
	(4) 利用目標

本事業計画では、法的根拠を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」「静岡県規則第9号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の静岡県規則第9号等に関する規則」及び「磐田市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則に求めることとします。なお、以下において上記基準を基準、規則は県規則/市規則と表記することとします。

## 1. 基本方針

当事業所の事業運営全般について制度改正を踏まえ、目的/援助方針/訪問介護員の義務/業務内容について整理します。

### (1) 事業目的

白寿園ホームヘルプサービス(以下当事業所と表記します)は、身体上又は精神上の障害があって、日常生活を営む上で支障のある介護保険利用者を対象に、介護保険法第8条第2項に定められた訪問介護事業を実施します。また、平成30年4月より、磐田市規則で定められた介護予

防・日常生活支援総合事業の第一号訪問事業を実施しています。そして身体介護・生活援助のサービスを通して、要介護及び要支援高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう支援を行います。

#### (指定居宅サービス事業者の指定) 介護保険法第70条

第41条第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第41条第1項の指定をしてはならない。

### (2) 業務内容

当事業所の実施する事業は、介護1以上に認定された方を対象とする訪問介護と、平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、要支援者及び事業対象者が利用する第一号訪問事業(訪問介護相当サービス・訪問型サービスA)を実施します。これらの事業において提供するサービスは以下の通りです。

### (2)- ① 利用者受け入れ

#### ①訪問介護サービス

■ 介護保険法第8条第2項

介護認定を受けて要介護1以上となった方が、当事業所の訪問介護の利用を希望する場合は、介護支援専門員の作成する居宅サービス計画に訪問介護サービス利用を位置づけます。介護支援専門員と当事業所との調整を経て、利用者と契約を締結した後、サービスの提供が行われます。 懇切丁寧に支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

②第一号訪問事業サービス(訪問介護相当サービス・訪問型サービスA) ■磐田市規則 平成 29 年 4 月より、介護認定を受けて要支援 1・2 となった方、又はチェックリストにより、事業対象者となった方が、当事業所の第一号訪問事業の利用を希望する場合は、地域包括支援センターの職員(または地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員)が作成する介護予防サービス支援計画書に第一号訪問事業サービス利用が位置づけられました。地域包括支援センターの職員等と当事業所との調整を経て、利用者と契約を締結した後、サービスの提供が行われます。要支援者又は事業対象者に対して、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを行います。

令和5年度も事業展開を通した地域貢献やまた、経営の安定のため、積極的に利用者の受け入れを行っていきます。また、将来的に訪問介護業務の中の「生活援助」が介護保険給付から外れる可能性もある事を踏まえ、事業所の専門性を高めながら、身体介護サービスの提供を質・量とも向上させていきます。介護保険制度改正の中で、自費ヘルパーの派遣なども新たなサービス提供形態として期待されています。

## 2. 業務計画及び業務体制

訪問介護員がより良いサービスを提供できるための職場環境や、資質向上のための会議、研修について整理します。

(1) 業務計画

当事業所は、基準・県規則・市規則に基づき業務を 遂行します。

### (1)-① 担当区域

当事業所の担当区域は、磐田市内(旧豊岡地区除く)です。

### (1)-② 職員配置・業務分担

■ 県規則第9号第4条・第5条 市規則第5条・第6条 市規則第59条・第60条 当事業所は、統括主任(管理者及びサービス提供責任者を兼務)1名、サービス提供責任者2名を配置し、加えて、非常勤訪問介護員8名で構成しています。なお、登録訪問介護員とは、政令で定める者、家事援助ヘルパーは、磐田市家事援助ヘルパーの研修を受け修了証明書の交付を受けた者で当法人との登録契約を締結した者と定義します。各職種の業務分担は表1のとおりです。

■ 表1 白寿園ホームヘルプサービスの業務分担表

職種	業 務 内 容	勤務形態/配置	現行	A型
事業所長	ホームヘルプサービス全体の総括	常勤・兼務1名	0	0
管理者	従業者及び業務の一元的管理	常勤・兼務1名	0	0
(統括主任	従業者に対する法令順守の徹底			
サービス	行政・関係機関との連絡調整			
提供責任者	カンファレンス主催、関係会議への参加			
兼務)	介護サービス情報公表に係る業務			
サービス	訪問介護計画等の作成・交付・説明	常勤・専従2名	0	0
提供責任者	研修及び技術的な指導、職員・研修生の指			
	導			
	ヘルパー窓口業務(申請受付・連絡調整)			
	ヘルパーの業務の把握			
	新規利用者へのアセスメント・意向の把握			
	サービス担当者会議への出席			
	研修及び技術的な指導			
	請求業務等			
北倍器。1.28	訪問介護計画の検討	非常勤・専従 1	0	0
非常勤ヘルパー	研修生・登録ヘルパーの指導・請求業務等	名		
登録ヘルパー	訪問介護・訪問介護相当サービス	非常勤・専従7名	0	0
家事援助ヘルパー	訪問型サービスA	非常勤・専従		0

<sup>\*</sup>サービス提供責任者・訪問介護員は利用者等の状況の把握に努め、情報を伝達するようにする。 又、連絡ノート・ホワイトボードなどを利用し、情報の共有を行うようにする。

### (2) 会議·研修計画

### (2)- ① 会議の開催と会議への職員派遣

■ 県規則第9号第27条第3項第3号 市規則第24条第3項第3号 当事業所において提供されるサービスに関する事項は、原則として関係職員の協議によって決定 します。当事業所では表2のとおり定例のカンファレンス(内部研修を含む)を開催します。さ らに、必要に応じてケース検討会を開催します。さらに、事業者会議、サービス担当者会議等、 当事業所の事業運営上必要とする会議にも、訪問介護員を派遣(サービス担当者会議はサービス 提供責任者の派遣)します。また会議や多職種連携における ICT の活用として、「テレビ電話装置 等」を使用して各種や意義や研修等に参加します。

当事業所において開催する会議は下記の通りです。

#### ◆社会福祉法人白寿会関係◆

社会福祉法人白寿会理事会	年3回程度	予算・事業計画等の説明
運営会議	第3金曜日	経営層の方針伝達、経営層・事業所主 任により課題の検討
在宅合同会議	第2木曜日	事業の進捗報告、事業所の課題等の確認
職員会議	隔月の最終水曜日	経営層からの伝達事項、研修報告

#### ◆白寿園ホームヘルプサービス主催会議 ◆

カンファレンス	第2週の日曜日	訪問介護事業所内の情報共有 内部研修・連絡事項・ケース検 討・サービスの評価など					
◆ 白寿園ホームヘルプサービ	◆ 白寿園ホームヘルプサービス参加会議 ◆						
サービス担当者会議	参加依頼時	居宅介護支援担当者・介護予防支援担当者との協議・情報共有					

<sup>\*</sup> カンファレンスは、毎月非常勤訪問介護員にも参加を呼び掛けるとともに、必要により 他部署・他事業所の職員の参加も依頼します。

### (2)- ② 職員の知識・技術の向上

■ 県規則第9号第27条第3項第7号 市規則第24条第3項第7号

#### 内部研修の予定

- 01 白寿会全体 内部研修・・職員会議・・研修センターの項目を参照
- 02 訪問介護内部研修

当事業所では、毎月1回開催されるカンファレンスにおいて、訪問信条を訪問介護員全員が唱和することにより、初心にかえり思いやりのあるサービスの提供を心がけていきます。

No.	月	主催	内容	場所	A	В	С	D
1	4	HHサービス	職業倫理・事業計画 研修計画	HH事業所	0	0	0	0
2	5	HHサービス	感染症の予防防止の訓練	HH事業所	0	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\circ$
3	6	HHサービス	食中毒について	HH事業所	0	$\circ$		
4	7	HHサービス	虐待防止のための研修	HH事業所	0	0	0	$\circ$
5	8	HHサービス	ハラスメントについて	HH事業所	$\circ$	$\circ$	0	0
6	9	HHサービス	腰痛予防	HH事業所	0		$\bigcirc$	
7	10	HHサービス	介護技術「更衣介助」	HH事業所	0	$\circ$		
8	11	HHサービス	感染症の予防防止の訓練	HH事業所			$\circ$	$\circ$
9	12	HHサービス	交通安全	HH事業所	$\circ$	$\bigcirc$		
10	1	HHサービス	危険予測	HH事業所			0	0
11	2	HHサービス	緊急時の対応 (実技)	HH事業所	0	$\circ$	$\circ$	
12	3	HHサービス	困難事例への対応・接遇	HH事業所			0	0

<sup>※</sup>Aは新任職員/Bは2年以上~10年未満職員/Cは10年以上職員/Dはサービス提供責任者・管理者

## ■ 外部研修の予定(市内・西部地区エリアで開催される研修)

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備考 (義務等)
1		磐田市	市事業所連絡会	磐田市iプラザ	1名	
2	11	中東遠地区	訪問介護事業所研究会		2名	
3		訪問介護連絡会	訪問介護に関わる研修	磐田市 i プラザ	2名	年3回
4		静岡県	訪問介護計画作成・展開	浜松市内	1名	
5		静岡県	訪問介護適正実施	浜松市内	1名	

### ■ 外部研修の予定(静岡エリアで開催される研修)

No.	月	主催	内容	場所	参加人数	備 考 等)	(義務
1		県社協	テーマ別講座	静岡市内	1名		
2		県社協	テーマ別講座	静岡市内	1名		
3		県社協	新人研修	静岡市内	1名		

### (2)- ③ 職員の健康管理

■ 県規則第9号第31条第1項 市規則第28条第1項 当事業所は、すべての職員に対して健康診断等を定期的に実施します。なお、全職員を対象とした健康診断の実施については、今回の介護報酬改定における「特定事業所加算」の体制要件に関する必要事項と位置づけられています。令和5年度もメンタル面のフォローも視野に入れた衛生管理を図っていきます。

### 3. 経営計画

### (1) 訪問介護の介護報酬構造

当事業所は、介護保険適用の訪問介護、第1号事業支給費適用の訪問介護相当サービス・訪問型サービス A (下表参照)、および自費サービスを提供しています。要介護者を対象とした訪問介護の報酬は、業務内容により①身体介護、②生活援助に区分され、サービスの提供時間より異なった報酬が設定されています。介護報酬の基本単位は前述のとおりです。

### (2) 令和5年度以降の磐田市のニーズ予測

『第9次磐田市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画』による要介護(要支援)認定者数の推移をみると、令和5年度では認定者数は要支援  $1\cdot 2$  で 1,588 人、要介護  $1\sim 5$  で 6,367 人、合計で 7,955 人となることが推測されます。認定率は上昇傾向となっており、令和 5 年度では 16.2%となることが見込まれます。

令和 7 年度では、認定者数は要支援  $1\cdot 2$  で 1,653 人、要介護  $1\sim 5$  で 6,634 人、合計で 8,287 人、認定率は 16.8% となると予測されます。

#### 訪問介護の推移

		美	<b></b>	見込		計画		į	准計
		平 成 30年度	令 和 元年度	令 2年度	令 3年度	令 和 4年度	令 5年度	令 7年度	令 和 22 年度
利用人数	訪問介護 自然体	7, 637	7, 467	7, 212	7, 248	7, 512	7, 440	7, 920	10, 104
年)	訪問介護 施策反映後				7, 164	7, 248	7, 032	7, 125	8, 880

#### 訪問型サービス

		ᢖ	<b>ミ績</b>	見込		計画		推	計
		平 成 30年度	令 和 元年度	令 2年度	令 和 3年度	令 4年度	令 5年度	令 和 7年度	令 22 年度
利用人数	訪問介護相当 サービス	2,006	2, 241	2, 676	2,890	3, 121	3, 371	3, 932	14, 548
年)	家事援助サー ビス	134	121	116	127	130	133	138	154

### (3) 令和5年度の白寿園ホームヘルプヘルプサービスの経営計画

平成 30 年度における介護報酬改定では、自立支援の見守り援助が強化され、「身体介護」の中の「自立生活支援のための見守り的援助(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)」の行為の例が8種類追加されています。その中で今までは

訪問介護員主導で行っていた、掃除・洗濯・衣類整理・買い物・調理の「生活援助」を、利用者様の身体状況等を確認して、介護支援専門員様と相談をしながら、「身体介護」の見守り的援助のサービスができる様に、今後も推進していきたいと思います。

これらの要因を踏まえて当事業所の稼働率の増加も含めて、<mark>令和5年度</mark>の利用目標を下表のように致します。令和4年度もこの数字を目指して事業を行ってきました。この数字には達しませんでしたが目標は高く持ち少しでも近づけるようにしていきます。

### ■ 令和5年度の利用目標

(上段は日数/下段は時間数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
稼働	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365 日
時間	696	719	696	719	719	696	719	696	719	719	650	719	8, 467

上記目標の達成に向けて、サービスの質の向上により口コミによる利用者の拡大、在宅サービス 事

業所の主任と共に居宅介護支援事業所の定期的な訪問、ホームページや広報紙を通した当事業所のPR活動を展開します。また、第一号訪問事業を積極的に展開することで、将来の利用者の安定的な確保に努めます。

令和5年度 社会福祉法人白寿会 なないろ保育園事業計画

■ 令和5年度事業コンセプト

## 地域に愛される保育園!!

地域に愛される保育園として、地域の皆様と一緒になって、なないろ保育園 を育てていければと思います。

### 活動目標 ① 安全で活動しやすい環境を整えます。

- ・散歩を楽しむ中で、草花や虫など身近な生き物に出会い興味や関心を抱いたり、すれ違う人達と挨拶を交わすことで、身のまわりに様々な人がいることに気づいたりすることができるように、安全で活動しやすい環境を整えます。
- ・生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなど身近な環境に関わる子どもの感覚に心を傾け、 子どもの感動や発見に寄り添いながら、子どもの感性が豊かに育つよう働きかけていきます。

### 活動目標 ② 地域の行事・文化に触れた活動の推進

・毎日の保育の中で、わらべうたや昔話などを通してその季節や文化を取り入れた遊びを楽しんだり、行事食を体験したりすることで、伝統的な文化に触れるようにします。保育所が子どもと地域をつなぐ存在となり、子どもが地域に見守られながら育つ喜びを味わえるよう、子どもなりに楽しんだり取り組めたりするような体験を計画します。

### 活動目標 ③ 保育の資質向上のための研修への積極的参加

- ・保育の質の向上に取り組むために、保育内容の改善や保育士の役割分担などの見直しを行うと 共に、自己研鑽や保育所内での研修、また、外部研修へ積極的に参加します。
- ・子どもの保育に関わる様々な知識と技能に基づく適切な判断と対応によって、保育士は子ども の気持ちを受け止め、一人一人の子どもが保育所で安定、安心して生活できるように保育を行い、 また、子どもの保護者や地域への子育て支援を行っていきます。



項目	タイトル	No	小項目
1	事業目的		
0	基本理念・方針	2 - 1	基本理念
2	基本理心・万町	2 - 2	方針
		3 - 1	保育園に入園申込のできる方
3	運営に関すること	3 - 2	利用対象者
3		3 - 3	提供する曜日
		3 - 4	利用料等

		3 - 5	保育所運営規程の策定
		3-6	重要事項説明書の作成
		3 - 7	園だより
		3-8	嘱託医との業務委託契約
		3 - 9	苦情対応
		3-10	緊急医療機関等一覧表の作成
		3-11	損害賠償保健・傷害保険への加入
		3-12	秘密保持
		3-13	情報提供
		3 - 14	専門性の向上
4	10分号 11 12 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	4 - 1	保育従事者
4	職員配置基準	4 - 2	職務内容
5	設備基準	5 - 1	設備基準
	保育内容	6 - 1	保育の計画
6		6 - 2	食事の提供
0		6 - 3	衛生管理
		6 - 4	健康管理
		7 - 1	介護・医療事故等の防止対応指針
7	   危機管理対応	7 - 2	白寿会感染症対策指針
,		7 - 3	危機管理マニュアル
		7 - 4	個人情報保護
8	虐待防止について	8 - 1	虐待防止
		9 - 1	1日の流れ
9	園の1日の流れと年間行事予定	9 - 2	年間行事予定
		9 - 3	園内研修年間計画
10	経営に関すること	10-1	園児募集の取り組み
10	柱角に戻りること	10-2	入園希望者の動向

### 1. 事業目的

### ■子ども・子育て支援法第59条の2

国が待機児童ゼロを目指す取り組みの一つとして、企業主導型保育事業が平成28年度に創設されました。社会福祉法人白寿会(以下「当会」という。)では従業員の子育てと就労支援の両立を目指すとともに併せて地域貢献という視点にたち事業所内に保育所を設置し、平成30年11月1日より開園いたしました。

### 2. 基本理念・方針

### 2- ① 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来を創る存在です。子どもの健やかな育ちと子育ては、自然な心身の成長に伴い、周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等が身についていきます。また、子どもは一人ひとり違った個性をもっていますので、それぞれの個性を尊重して育てていきたいと考えています。私どもは、保護者の皆様と共に、子どもに限りない愛情を注ぐ中で、

その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動や大きな喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことを基本理念とします。

(児童福祉法第7条、子ども・子育て支援法第59条の2)

### 2- ② 基本方針

- (1)子どもの安全を基本にして保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行います。
- (2)子どもが健康で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、子どもの人権や自発生を尊重します。
- (3)職員は、保護者からの意見や要望は真摯に傾聴し、よりよい保育のために努力研鑽することに努めます。
- (4)保護者が子育てしながら安心して、働くことができる環境を創ります。
- (5)地域社会との連携を活かした運営に努めます。

### 3. 運営に関すること

### 3- ① 保育園に入園申込のできる方

■子ども・子育て支援法第20条 ■子ども・子育て支援法施行規則第1条

- (1)月64時間以上就労していること
- (2)妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3)保護者が疾病・負傷・障害がある。
- (4)親族を常時介護、または看護している。
- (5)災害などの災害の復旧にあたっている。
- (6)求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている。
- (7)大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合。
- (8)児童虐待・DVを防止するために必要な場合。
  - ※入園にあたり保育認定が必要となります。

(子ども子育て支援法施行規則第1条を準用)

#### 3- ② 利用対象者

#### ■企業主導型保育事業費補助金実施要綱第32(1)

(1)利用対象者は定員 12 名とします。年齢別利用人数は下記のとおりとします。

年齢	人数
0歳	3人
1歳	4人
2歳	5人

(2)利用対象者は当会及び当会と共同利用契約を締結した企業の従業員が利用する『従業員枠』だけではなく、地域の住民が利用する『地域枠』を設けて運営いたします。なお、地域枠の利用人数は定員の50%以内とします。

## 3- ③ 提供する曜日等

提供する曜日	月曜日から土曜日まで				
保育時間	保育標準時間	午前7時30分~午後6時30分(11時間)			
	保育短時間	午前8時30分~午後4時30分(8時間)			
延長保育	保育標準時間				
<b>延</b> 技休月	保育短時間	開所時間内での延長保育			
開所時間 月~土曜日		午前7時30分~午後6時30分			
/ <del>/ 火</del> 口	日曜日				
休業日	年末年始 (12月29日から1月3日)				

### 3- ④ 利用料等

■社会福祉法人白寿会保育料徴収規程(平成30年10月15日施行)

	当園が定める利用者負担	担(月額保育料)				
利用者負担	歳児 保育時間	0歳	1歳	2歳		
(月額保育 料)	標準保育(11 時間)	40,300円	40,000 円	40,000 円		
(*1)	短時間保育(8時間)	37, 100 円	37,000 円	37,000 円		
	延長時間単位保育	500 円	500 円	500 円		
※白寿園従業	歳児 保育時間	0歳	1歳	2歳		
員が利用する	標準保育(11時間)	37, 100 円	37,000 円	37,000 円		
子どもの場合	短時間保育(8時間)	28,800円	28,600 円	28,600 円		
	延長時間単位保育	500円	500円	500 円		
実費徴収	日用品、文房具その他の保育に必要な物品 (例えば、帽子、パジャマ)個人用の物品等(オムツ、お尻ふき、コップ、箸・スプーン、歯ブラシ) ※ 必要なものは事前に保護者様とご相談させていただきます。					

※なお、保育料金には給食費とおやつ代は含まれます。

※保育料金は児童育成協会が年度毎に示す利用者負担相当額に応じて変更させていただきます。 ※住民税非課税世帯の児童である場合は、令和元年 10 月から保育料無償化の対象となりました。 0歳児は37,100円、1、2歳児は37,000円がそれぞれ保育料から減額されます。

### 3- ⑤ 保育所運営規程の策定

■保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)

保育事業の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する『保育所運営規程』を定めています。

## 3- ⑥ 重要事項説明書の作成

重要事項説明書を作成し、保護者に説明した後に同意書を徴求しています。

### 3- ⑦ 園だより

保護者への情報提供に資するため、『園だより』を毎月作成し、提供しています。

### 3- ⑧ 嘱託医との業務委託契約

- (1)内科・小児科医 子どもの健康管理に係る相談・保健指導及び年 2 回の定期健康診断を実施します。
- (2)歯科医 子どもの年 1 回の歯科検診及び保健管理に関する専門的事項に関して必要に応じた指導・助言を実施します。

### 3 - 9 苦情対応

苦情は密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに従った方法で取り組むことにより、円滑・円満な解決の促進や事業者・施設に対する信頼の確保を図ることにつながります。保育園では苦情受付の担当者を選任するとともに、社会福祉法人白寿会苦情解決第三者委員が整備されており、苦情解決の協議、アドバイス等により正常な解決を図ります。

### 3- ⑩ 緊急医療機関等一覧表の作成

緊急時に備えた施設周辺の医療機関の一覧を作成し、併せて警察署、消防署、児童相談所、磐田 市保育園担当課の連絡先が職員に周知徹底されるよう整備しています。

### 3- ⑪ 損害賠償責任保険及び傷害保険 (無過失保険) への加入

万が一の事故発生に備え損害賠償責任保険及び傷害保険(無過失保険)へ加入いたします。

#### 3 - ② 情報提供

保育施設から家庭に情報提供することは、子育てに関する専門施設である保育施設において重要な要素となります。保育施設の入園を検討する為に必要な情報の提供や契約時にサービス利用料やサービス内容に関する情報提供をしてまいります。また、入園後は子どもの保育に応じた情報の提供してまいります。

### 3- 3 専門性の向上(研修の実施)

保育従事者はその言動が子どもあるいは保護者に大きな影響を与える存在であることから特に高い倫理性が求められます。1人ひとりが子どもや保護者に与える影響を十分に理解しながら、日頃から各従事者間で、経験や実践してきた保育内容の違い等、多くの経験をしてきた職員がいることを生かし、職員間で研修を開催するなど相互に学びあいを深めていく体制を創ると共に職場外研修、自己研鑽により保育の専門性を高めていきます。

(企業主導型保育事業実施要綱による)

### 4. 職員配置基準

## 4 - ① 保育従事者

■認可外保育施設指導監督基準(以下「認可外基準」という。)第1、■企業主導型保育事業運営ハンドブックによる

なないろ保育園(企業主導型保育事業)は認可外保育施設以上の保育従事者の資格要件・配置基準が定められています。半数以上が保育士資格保有者でなくてはなりません。(認可外基準では3分の1以上としています)

保育従事者の数は、次の①及び②に掲げる年齢区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上を配置することとします。(常勤換算)

(1)乳児おおむね3人につき1人

(2)満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人

食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来たすことのないよう保育従事者の配置に留意します。

### 4-2 職員職務内容

職名	職務内容
園長 1名	●施設の方針決定
(所属職員を指揮監督し、施設の管	●部下の指導・育成
理、事業計画及び実施について、その	●苦情解決責任者
事務を掌握する)	●施設予算の執行責任
主任保育士 1名	●園長補佐
(上司の命を受け、施設管理、事業計	●保育士の指導・育成
画及び実施について補佐するととも	●保育課程・目標、保育指導計画の企画立案
に、所属職員を指揮し、乳幼児の保育	●年間の行事計画策定
に関する業務を分担処理する)	●勤務シフトの調整
	●事故対応の体制整備
	●保護者対応・家庭との連携
	●必要書類の作成
正規保育士 1名	●保育課程・目標、保育指導計画に基づく月案、週案
(上司の命を受け、乳幼児の保育及び	の作成
運営に関する業務を分担処理する)	●児童票の作成
	●各行事の立案・実行
	●必要書類の作成
非常勤保育士 2名	●各行事の立案・実行
(上司の命を受け、乳幼児の保育及び	●保育室の環境整備
運営に関する業務を分担処理する)	
事務 1名	●保育に関する例規作成
(上司の命を受け、乳幼児の保育及び	●入園手続き業務
運営に関する事務業務を分担処理す	●児童育成協会、静岡県こども未来課、磐田市幼稚園
る)	保育園課との連絡調整

### 5. 設備基準

#### 5- ① 設備基準

- ■家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第61号(平成26年4月30日公布)第28条 ■公益財団法人児童育成協会による指導監査項目
- (1)乳児室又はほふく室の面積は、子ども一人あたり3.3 ㎡以上必要。
- (2)保育室は2歳以上児一人あたり1.98 m²以上必要。
- (3)屋外遊技場は2歳以上児一人あたり3.3㎡以上必要。
- (4)保育室の採光の確保(建築基準法第28条第1項及び同法施行令第19条の規定(認可保育所の保育室の採光)に準ずる。)

窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上を確保しています。

- (5)保育室の換気の確保(建築基準法第28条第2項の規定(居室の換気)に準ずる。) 窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上を確保しています。
- (6)便所の数(認可外保育施設指導監督基準第2の3の(2)) おおむね幼児20人につき1以上確保しています。
- (7)消火用具の設置(認可外保育施設指導監督基準第3) 保育室に1基設置し有効期限切れでないことを確認しています。
- (8)非常口の設置

火災等避難時に、入所乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されています。

(9)医務室

定員19名以下の場合、医務室設置の義務付けはありません。

#### (10)調理室

子どもの食事は特別養護老人ホーム施設内にある調理室で外部委託により提供しています。 一方、保育施設内には調乳等必要な作業ができるよう調理設備を設置しています。

### 6. 保育内容

### 6- ① 保育の計画

■保育所保育指針

#### (1)全体的な計画の作成

保育施設は、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程や子どもや家庭の状況等を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育施設の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、保育所保育指針に定められている内容に準じた計画を作成します。

#### (2)指導計画

全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通 した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即し た短期的な指導計画を作成して保育を提供していきます。

#### ア. 年間指導計画

0~2 歳を年齢別に作成します。子どもの発達や生活の節目に配慮し、1年間をいくつかの期に区分した、それぞれの時期にふさわしい保育の内容を計画します。

### イ. 月間指導計画

年間指導計画に示されている保育のねらいや内容を1ヶ月単位で、子どもの実態に即して 展開できるように組み立てた保育内容を示す計画となります。

#### ウ. 週案・日案

子どもの実態や生活に即した保育が展開されるように、週間・日間に提供する保育内容に 具体化させた計画となります。

#### エ. デイリープログラム

保育を提供するにあたり生活のリズムを整えるため、登園から遊び、食事、午睡、降園までの一日の大まかな生活の目安となる時間をあらわしたものとなります。

#### (3)保育目標

保育園は子どもたちを安全に安心して預かるところという定義は勿論のこと、この年代での保育がとても大事です。3歳までのしつけでその子どもの資質が決まるといわれています。感性豊かな子、感動のできる子、元気な子、頑張る子、思いやりのある子、優しい子、挨拶のできる子。私どもは、子どもたちが保育園での生活を通してこんなこどもに成長できるよう支援してまいります。遊んで楽しもう笑顔いっぱい、なないろに輝く子どもたちを目標に取り組んでいきます。

#### (4)年齢別保育目標

ア. 0歳児・・・安全で快適な環境の中で一人一人の生活リズムを大切にし、気持ちよく過ごせる。保育者との親密で応答的な関わりを通して、信頼関係が芽生える。

言葉に関わる様々なサインを丁寧に受け止めてもらい自己表現が活発になる

- イ.1歳児・・・安心できる保育者との関係の下、自分でしようとする気持ちが芽生える。 十分に身体を動かし歩行や探索を楽しむ。自我が芽生え自分の欲求、気持ち行動や言葉 で表し、自己主張する。
- ウ. 2歳児・・・保育者と安定した関わりの中で、自分の身の回りの事を、少しずつ自分で しようとする。好きな遊びを楽しんだり、友だちとの関わりを広げていく。

行動範囲がひろがり、探索活動が盛んになる中、自分の思いや欲求を言葉で表現する。

### 6- ② 食事の提供

乳幼児期の食事は子どもの成長や発達に大きな影響を与える重要な要素の一つとなります。加えて、味覚や好みの基礎・食習慣も培われる時期であり、将来にわたっての食生活に大きな影響を与えます。その中で保育施設における食事の提供は、保育施設で長時間過ごす子どもにとって大変大きな役割を担う重要な業務となります。

#### (1)調理業務

保育施設における食事は安全、安心な食事であることが基本となります。その為、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知別添)に基づいた衛生管理体制徹底をすることが求められます。また、献立を作成するうえでは、保育施設全体で一人ひとりの子どもの発育・発達状況、栄養状況、家庭での生活状況などを把握し、子ども及び保育施設の状況に応じた食事の提供と子どもの栄養管理を行っていきます。

#### ア. 乳児食

保護者・保育従事者・栄養士(調理従事者)で密接な情報交換を行い、家庭でのアレルゲ

ンを中心とした離乳食の進み具合を把握したうえで、個人の発達に合わせた調理を提供します。

#### イ. 幼児食

離乳食完了後から3歳児未満は咀嚼・消化機能が充分に発達していないため、保護者・保 育従事者・栄養士(調理従事者)で密接な情報交換を行い、食事を通して様々な種類の食 品や調理形態に触れることができる調理を提供します。

#### ウ. アレルギー食

乳幼児期においては子ども一人ひとりが食物アレルギーの頻度が高く、アレルゲンとなる食物を除いたアレルギー食への個別対応も必須事項となります。アレルギー食の提供に際しては、子どもの発達に必要な栄養が不足することのないよう配慮するとともに安全・安心な生活を送ることができるよう取り組んでいきます。

### (2)アレルギー対応

#### ア. 保育施設全体での取り組み

保育施設内での具体的な取り組み内容を保護者、施設長、栄養士 (調理従事者)、保育従事者で協議し決め、アレルギーを持つ園児についての情報を全職員で共有します。

#### イ. 調理室内での取り組み

アレルギー児に関するアレルゲン一覧及びアレルギー用献立表を調理室に掲示するなど、 調理従事者がいつでも確認できることができる環境を整備します。

#### ウ. 保育室内での取り組み

食事提供の環境設定においては、誤食を防ぐため、アレルギー児の席は他の児童と別の机 にしていきます。また保育従事者は「アレルギー児個別献立表の再度確認を行い、配膳時 は最初にアレルギー対応食を配膳する等配膳ミスがないよう注意します。

#### (3)食育

乳幼児期は正しい食事の取り方から望ましい食習慣の定着、食を通じた人間関係の形成等の発達段階に応じた食育が必要となります。保育施設に求められる食育とは、空腹を満たすだけでなく毎日の生活と遊びの中で、自らの意欲を持って食に関する体験をし、食べることを楽しみ、大人や仲間等の人々と楽しむことを通して、食を営む力を培うよう支援していきます。

### 6- ③ 衛生管理

乳幼児は抵抗力が弱く、病気にかかりやすい時期です。その為、保育施設は乳幼児が長時間にわたり集団生活を行う場であることから、衛生管理には細心の注意を払ってまいります。

#### (1)環境面

環境設定においては、季節等に応じて温度や湿度を調整し、換気を行うなど施設内外の状況に応じた対応をしていきます。

#### (2)衛生面

設備毎に応じた適切な対応を行います。

### ア. 保育室

直接口に触れる玩具や、歯ブラシ・コップ、寝具、床、棚などの清潔・清掃。おむつ交換 台・トイレ・便器・汚物槽・ドアノブ・手洗い等の蛇口などの消毒剤や消毒液などを用い ての清掃を行います。

### イ. 園庭や砂場

動物の糞尿、樹木・雑草の管理、害虫などの駆除や消毒。

#### (3)食中毒

嘔吐物・便などは迅速かつ的確に処理・消毒を行い、二次感染を予防します。そのため、あらかじめ嘔吐物用の対応セット(マスク・使い捨て手袋・ビニル袋等)を用意し、発生時は即座に対応します。また、食中毒発生時には、管轄の保健所への連絡を行い、指示に従い、給食の中止、施設内の消毒等、指示に基づく対応を徹底して実施するとともに、早期に保護者へ通知を行うなど保育施設における感染拡大を防ぐように配慮します。

### 6 - ④ 健康管理

#### (1)保育施設における子供の健康状態並びに発育及び発達状態の把握

乳幼児期は子どもが最も発達していく時期となります。しかし、自分の体調等についてうまく伝えることができない時期でもあり、保育従事者等が日々の生活の中で小さな変化にも気づき注意を払う必要があります。また1人ひとりによって発育及び発達状態が異なりますので児童に応じた保育を提供していきます。

### (2)健康状態の把握の方法

子どもの日々の健康状態の把握は、保育従事者による日々の子どもの心身の状態の観察や 検温だけでなく、連絡帳等を活用した保護者からの情報提供を踏まえて行います。また、 月に1度を目安とした子どもの身長、体重の測定を定期的に行い、子どもの発達状況を把握 していきます。

#### (3)健康診断の実施

学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施します。嘱託医による健康診断を年 2 回 (5 月・11 月) 以上、歯科検診については年 1 回 (6 月) 以上実施いたします。嘱託医等による専門的な側面から子どもの健康や発達の確認を行うことで、身体発達のみならず、運動能力や精神的な評価が行えます。また身長、体重を定期的に記録し、成長曲線と比較するなど個々の乳幼児の発育、発達状態を把握し、必要に応じて保護者に報告をしていきます。

(認可外保育施設監督基準の第7、学校保健安全法第11条、第13条同法施行規則代3条、第5条)

### (4)SIDS の取り組み

睡眠中は窒息リスクが非常に高く、SIDS (乳幼児突然死症候群) の発生も懸念されます。このため、0 歳児は5分おき、1・2歳児は10分おきを目安に定期的に子どもの呼吸・体位・睡眠状態を点検し、呼吸停止等の異常の早期発見、重大事故の予防を図ってまいります。

#### (5)新型コロナウイルス感染症を指定感染症への指定について

新型コロナウイルス感染症の指定が令和2年2月1日に施行されました。このことにより、 同感染症が学校保健安全法に定める第一種感染症に該当することとなり、治癒するまで出 席を停止させることができることとなりました。

### 7. 危機管理対応

### 7- ① 社会福祉法人白寿会介護・医療事故等の防止・対応指針

(平成30年11月1日改正)

白寿会の施設内等で予期せぬ事故に対し、適切に対応し、円滑・円満に解決するためのプロセスの構築及び事故の予防に資することを目的としたものです。この指針を基本として、事故等に関する対応マニュアルを別に策定しています。

### 7- ② 社会福祉法人白寿会感染症対策指針(平成30年11月1日適用)

(感染症・食中毒の予防・まん延防止に関すること)

白寿会が経営する事業所は抵抗力が弱い高齢者や乳幼児が利用する生活の場であり、このような環境では感染が広がりやすい状況にあることを常に認識する必要があります。常日頃から感染予防に心がけ、感染症が発生したときは、敏速かつ適切な対応に努めます。別に『感染症対応マニュアル』を策定しています。なお、白寿会では、感染症予防委員会を設置し、施設全体で取り組んでいます。

#### 7- ③ 危機管理マニュアル

火災や地震等の災害発生に備え、避難訓練の計画や職員の役割分担、緊急時の連絡先・避難場所の掲示等を行い、周知を図ってまいります。全職員の意識統一のためこれらの情報をまとめた災害発生に関するマニュアルを作成します。また、事故予防に向けてのマニュアルも併せて作成します。これらあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、園児・保護者・職員の生命及び健康を守ることを目的として『危機管理マニュアル』として策定しています。

#### 7- ④ 個人情報保護

■児童福祉法第 18 条の 22 ■社会福祉法人白寿会個人情報管理規程第 25 条第 4 項 社会福祉法人白寿会の定める「個人情報保護に対する基本方針」及び「社会福祉法人白寿会個人情報管理規程」を遵守し、ご利用者又はご家族の保護を義務として必要な措置を講じます。また、守秘義務は、当事業所の職員でなくなった後も同様とします。保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持は、相談・助言において欠かすことのできない絶対的・専門的原則となります。その為、知り得た情報を外部に漏らすことは決していたしません。(子どもが虐待を受けている等秘密を保持することが子どもの福祉を侵害し、子どもの最善の利益を図ることができないような場は、この限りにあらず。)

#### 8. 虐待防止について

#### 8- ① 虐待防止について

静岡県裾野市の保育所において不適切な保育が行われていたという事案が発生しました。このほか、富山県富山市の認定こども園や、宮城県仙台市の企業主導型保育施設においても、不適切な

保育が行われていたと、全国で同様の事案が相次いでいるところです。

虐待は、子どもにとって生命の危機や障害の可能性があり、また、発育・発達の遅れなどの身体症状や情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状があらわれることもあります。他人とのコミュニケーションがうまくとれず、様々な問題行動を引き起こすこともあり、成人してからも不安や苦しみを抱え続け、次の世代に引き継がれていくこともあるなど、心身に深刻な影響を与えます。初めは虐待ではなく、少し気になりつつも見過ごされてしまうような不適切な保育であっても、それが繰り返されていくうちに問題が深刻化し、虐待につながっていくこともあり得るため、早い段階で改善を促し、虐待を未然に防止することが重要です。「手引き」や「セルフチェックリスト」、「虐待調査」などを行い、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に取り組んでまいります。

### 9. 園の1日の流れと年間行事予定

### 9- ① 1日の流れ

7:30	順次登園 視診・触診・検温 衣類点検・おむつ交換・トイレ誘導 自由遊び
9:30	おやつ
10:00	主活動(季節・年齢に応じた遊び、リズム遊び)
11:20	おむつ交換・トイレ誘導 給食
12:00	おむつ交換・トイレ誘導 午睡
14:30	おむつ交換・トイレ誘導 着替え
15:00	おやつ
16:00	自由遊び・おむつ交換・トイレ誘導 降園準備 → 順次降園
18:30	保育終了

### 9 - ② 年間行事予定

	主 な 行 事
4月13日(木)	避難訓練
4月28日(金)	子どもの日の集い

5月11日 (木)	避難訓練
6月8日 (木)	避難訓練
7月7日 (金)	七夕会
7月13日 (木)	避難訓練
7月16日 (日)	納涼祭(白寿園)
8月10日 (木)	避難訓練
9月14日 (木)	避難訓練
9月15日 (金)	敬老の日の会
10月7日 (土)	なないろ運動会
10月12日(木)	避難訓練
11月9日 (木)	避難訓練
11月10日(金)	秋の遠足
12月14日 (木)	避難訓練
12月22日(金)	クリスマス会
1月11日 (木)	避難訓練
2月2日 (金)	節分会
2月8日 (木)	避難訓練
2月26日 (金)	参加会・懇談会
3月1日 (金)	ひな祭り会
3月14日 (木)	避難訓練

## 9- ③ 園内研修年間計画

保育において、保育士の言動が子どもに大きな影響を与えます。したがって保育士は常に研修などを通して専門性の向上を目指す必要があります。保育所に求められている質の高い保育、多様な保育ニーズへの対応等は職員の自己学習や各種研修への参加並びに保育活動での経験が保育の実践に活かされることが大切です。このためには、常に自己研鑽に努めるとともに保育士間の情報の共有化を図ることが必要です。令和5年度においては、下記の内容で研修を実施し、資質の向上に努めます。

	内容				
4月	・保育所保育に関する基本原則				
	・子どもの人権に対する配慮とは				
5月	・水遊び、プール活動においての留意事項				
	・AED講習				
6月	・虐待防止について				
7月	・保育施設等における事故発生時の対応、再発防止の取組み				
8月	・保護者とのコミュニケーション				
9月	・子どもの予防接種と感染症対策				
	・感染症対応マニュアルの周知と実践				
10月	・年齢、発達に合った運動遊び				
11月	・アレルギー対応				
12月	・2 歳児抽出児の実践報告				
1月	・1 歳児抽出児の実践報告				
	・不適切な保育防止のための振り返り				
2月	・0 歳児抽出児の実践報告				
3月	・研修の成果と課題及び来年度の研修の計画				

### 10.経営に関すること

### 10- ① 園児募集の取り組み

- ① 白寿会ホームページに募集掲載
- ② SNS の活用
- ③ 風のまちだよりへの募集掲載
- ④ 共同利用企業の募集
- ⑤ 行政への募集相談

### 10- ② 入園希望者の動向(令和5年度)

- ① 新年度入園希望者は、公立園、認可園の希望者が多い。
- ② めいわ竜洋保育園が令和4年4月に開園したことにより、入園希望者が減少。
- ③ 2 歳児からの利用は比較的少ないものの、1 歳児で保育園を利用していれば継続して 2 歳児 の利用が見込まれることから、0歳児、1歳児の利用確保に重点を置く。
- ④ 従業員利用枠が見込めないため、ポスター掲示などの営業活動を行い、地域枠を確保する。

【参考】令和5年度と令和4年度月初め在園児童数の比較

	令和5年度		令和4年度		伸び率
	月当初在籍	充足率(月	月当初在籍	充足率(月	令和5年度月当初在籍
	人数(予	当初在籍人	人数(実	当初在籍人	人数/令和4年度月当
	測)	数/定数)	績)	数/定数)	初在籍人数
4月	5人	42%	4人	33%	125%
5月	5人	42%	4人	33%	125%
6月	5人	42%	4人	33%	125%
7月	6人	50%	5人	42%	120%
8月	6人	50%	6人	50%	100%
9月	7人	58%	6人	50%	117%
10月	7人	58%	6人	50%	117%
11月	7人	58%	6人	50%	117%
12月	8人	67%	7人	58%	114%
1月	8人	67%	6人	50%	133%
2月	8人	67%	5人	42%	160%
3月	8人	67%	5人	42%	160%